

福島県青少年行政事業計画

令和 2 年 度

生かそう、きずな。未来のために！

福島県青少年健全育成推進本部
(福島県・福島県教育委員会・福島県警察本部)

〈福島県青少年行政事業概況（令和2年度版）〉

目 次

第1部 青少年への施策

第1章 令和2年度青少年行政事業概況	
1 基本方針	1
2 施策体系	3
第2章 令和2年度青少年行政事業概要及び予算	
1 令和2年度青少年行政事業一覧表	5
2 令和2年度青少年行政施策体系別一覧表	13
3 令和2年度青少年行政施策体系別関係事業概要	15
4 令和2年度青少年行政の国の関係機関及び関係団体の事業概要	33

第2部 青少年の現状

第1章 青少年の人口	
1 福島県の総人口及び青少年人口の推移	35
2 全国の総人口及び青少年人口の推移	36
3 地域別青少年人口の割合	36
第2章 相談機関	
1 児童相談等の状況	37
2 教育センターの教育相談来所の概況	38
3 ヤングテレホンの相談状況	38
第3章 青少年の教育	
1 学校数と在学青少年数（各年5月1日現在）	39
2 中学・高校卒業者の進路状況	40
3 高校の退学者数	41
4 不登校児童生徒数の推移（福島県／公立・国立・私立学校）	42
5 いじめ発生件数の推移（福島県）	42
6 暴力行為発生状況の推移（福島県／公立学校）	42
第4章 青少年の労働	
1 新規学校卒業予定者に占める就職者の割合	43
2 新規学校卒業者の求人数推移	43
3 求人倍率の推移	43
4 新規高校卒業者の県内外就職状況の推移	44
5 在職期間別離職率の推移	44
第5章 青少年の国際交流活動	
1 県民の海外派遣（内閣府青少年国際交流事業における本県からの派遣者数）	45
2 外国青年の受け入れ	45

第6章 少年非行の概況	
1 非行少年の推移	47
2 非行少年（交通非行少年を除く）補導数	47
3 交通非行少年の補導数	48
4 刑法犯少年の罪種別状況	48
5 刑法犯少年の学職別状況	48
6 刑法犯少年の都道府県別状況（平成28年）	49

第7章 青少年を取り巻く環境	
1 青少年健全育成条例の運用状況	50
2 市町村別図書類自動販売機等設置台数	51
3 書店、コンビニエンスストア等における成人向け図書の実態調査集計表	52

第8章 青少年育成団体等	
1 青少年団体連絡協議会加盟団体等一覧	53
2 青少年団体の組織状況	54
3 青少年関連相談窓口	56
4 市町村青少年行政担当課一覧	64
5 少年センター一覧	66
6 青少年育成市町村民会議等一覧	67

第3部 ふくしま青少年育成プランの指標の達成状況

1 ふくしま青少年育成プランの指標の達成状況	69
------------------------	----

第4部 参考資料

1 福島県青少年健全育成条例	75
2 福島県青少年健全育成条例施行規則	91
3 福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する 行為等の規制に関する条例	97
4 福島県暴走族等根絶条例	105
5 福島県青少年健全育成推進本部設置要綱	109
6 福島県青少年健全育成推進本部運営要綱	111
7 福島県青少年育成県民会議規約	113
8 各種法令等による青少年の呼称及び年齢区分	115

(巻末資料)

子供・若者育成支援推進大綱（平成28年2月9日）子ども・若者育成支援推進本部

第1部 青少年への施策

第1章 令和2年度青少年行政事業概況

1 基本方針

本県に未曾有の被害をもたらした東日本大震災及びその後の原子力災害の発生からすでに9年が経過しましたが、震災で家族や友人等を失い、未だに先の見えない避難生活を送っているなど、数多くの青少年がこれまで経験したことのない困難な状況に直面しています。

このような厳しい状況にある本県青少年たちを十分にサポートしていくため、県では、平成25年3月に新たな『ふくしま青少年育成プラン』を策定しました。

(新しい県の総合計画『ふくしま新生プラン』と同様に、平成25(2013)年度を初年度とし、令和2(2020)年度を目標年度とする「8か年計画」となっております)。

このプランの策定にあたっては、「①青少年による主体的・能動的な社会参画活動の支援」と「②青少年及びその保護者のメンタル面のサポート」の二点が重視されており、「基本理念」では、特に「たくましく生き抜く力を持つ青少年の育成」が強調されております。

将来の福島県を担う青少年一人ひとりが、震災による困難にも挫けることなく、意欲と創造力にあふれ、いきいきと輝きながら、心身ともに健やかに成長できるようにするためには、新しいプランのもとに家庭、学校、職場、地域及び行政機関・団体等が力を合わせ、全県民を挙げて各種の青少年育成施策を推進していくことが必要です。

特に、県の各部局等で行う青少年関連の諸施策をより効果的に推進するためには、新しいプランに掲げる「基本理念」及び「基本目標」の実現を目指した各部局の施策・事業について把握し、より効果的な施策・事業の実施に努める必要があります。

このような観点から、これら施策の実施状況を取りまとめた「福島県青少年行政事業概況」を作成し、本県の青少年関連施策を総合的に推進していくこととします。

【基本理念】

「夢に向かってチャレンジする意欲と創造力にあふれ、たくましく生き抜く力を持つ青少年を地域の力ではぐくみます」

あらゆる可能性を秘めた青少年が、心身ともに健やかに成長し、意欲や創造力にあふれ、いきいきと夢や未来に向かってチャレンジすることができるよう、また、いかなる逆境にも挫けず、逞しく生き抜く力を身につけられるようにするため、地域社会が力を合わせて青少年を支援し、育成することを「基本理念」として掲げます。

【基本目標】

I すべての青少年の健やかな成長の支援

人、地域及び自然等との関わりの中で、一人ひとりの青少年が、豊かな心と健やかな体をはぐくみ、現代社会の大きな変化に対応できる力を身につけることができるよう、各種の施策を推進し、かけがえのない今・将来において、いきいきと輝く逞しい青少年を育成します。

- 1 豊かな心と健やかな体の育成
- 2 社会の変化に対応できる力の育成
- 3 震災の経験を踏まえた青少年の社会参画・自立支援

II 困難を有する青少年及びその家族の支援

社会生活を円滑に営むうえで、様々な困難を抱えた青少年やその家族に対し適切な支援を図ります。

また、様々な事情を抱えた青少年の自立に向けた適切な支援を図ります。

- 1 震災ストレスなど困難な状況ごとの取組
- 2 非行防止対策と立直り支援の充実

III 青少年の健全な育成を推進するための社会環境の整備

青少年が健やかに成長するためには、大人一人ひとりが、青少年の育成に関心を持って青少年の育成に取り組むことが何よりも大切です。

家庭、学校、職場及び地域などが力を合わせ、青少年の成長を支え合う思いやりあふれる環境づくりを進めます。

- 1 子どもをはぐくむ家庭づくりと大人の意識改革
- 2 青少年を育成する地域力の強化
- 3 社会環境の健全化

2 施策体系

基本目標	柱	基本方策	推進する取組
Ⅰ すべての青少年の健やかな成長の支援	1 豊かな心と健やかな体の育成	(1) 基本的な生活習慣の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・生活リズムの向上 ・食育の推進 ・生活習慣形成の啓発 ・食と農の連携
		(2) 生命の大切さや家庭の役割の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・生命を大切にする教育や人権教育の充実 ・思いやりやいたわる心の育成
		(3) ふくしまの文化の担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・次代の文化を担う青少年の育成
	2 社会の変化に対応できる力の育成	(1) 自らたくましく生きる力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・確かな学力の向上 ・スポーツ・健康教育の推進 ・青少年の生きる力をはぐくむ体験活動、読書活動の推進 ・確かな判断力を持つ消費者の育成
		(2) コミュニケーション能力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・望ましい人間関係をつくる力の育成 ・体験活動・交流事業の推進 ・国際人の育成
		(3) 情報利活用能力(情報リテラシー)の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル教育の充実や情報利活用能力(情報リテラシー)の育成
	3 震災の経験を踏まえた青少年の社会参画・自立支援	(1) 青少年による、ふくしま復興の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・若者による、ふるさと再生の支援 ・地域づくりの総合的な支援
		(2) 社会参加・参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の地域活動等への参加・参画 ・意見主張の機会の提供
		(3) 就業・自立支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育や就業体験の充実と推進 ・若者の就業支援 ・無職の若者(ニート)等の自立支援
	Ⅱ 困難を有する青少年及びその家族の支援	1 震災ストレスなど困難な状況ごとの取組	(1) 大震災等に起因する各種問題への総合的な相談・支援体制の充実
(2) いじめ等の問題行動や不登校への対応			<ul style="list-style-type: none"> ・相談・サポート体制の充実 ・指導体制の充実強化 ・豊かな人間関係をはぐくむ体験活動の充実 ・問題解決と立直り・自立支援のための関係機関等との連携
(3) 障がいのある青少年への支援の充実			<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある青少年とその親への支援 ・発達障がいを含む障がいのある児童生徒への支援 ・障がいのある青少年への就業支援
(4) 虐待やドメスティック・バイオレンスの根絶			<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の未然防止、早期発見・早期対応 ・虐待を受けた子どもとその親への支援 ・若者のデートDVの防止
2 非行防止対策と立直り支援の充実		(1) 非行防止活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・少年補導活動の充実 ・非行防止のための支援活動の充実 ・飲酒、喫煙の害の啓発 ・暴走族の根絶
		(2) 立直り支援活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・社会復帰活動の支援
		(3) 薬物乱用の防止・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止のための啓発・指導

基本目標	柱	基本方策	推進する取組
社会環境の整備 目 青少年の健全な育成を推進するための	1 子どもをはぐくむ家庭づくりと大人の意識改革	(1) 子どもの成長を支える家庭づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育の重要性の啓発 ・地域による子育て家庭への支援 ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 ・ひとり親家庭への支援
		(2) 子どもを育てる大人の意識改革	<ul style="list-style-type: none"> ・「大人が変われば、子どもも変わる運動」等の推進
	2 青少年を育成する地域力の強化	(1) 地域力を生かした青少年の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・学校・地域の連携 ・NPO法人や企業との連携
		(2) 地域コミュニティづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年のための居場所づくり ・地域コミュニティづくり
		(3) 地域の青少年指導者や青少年育成団体活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成団体活動の活性化 ・青少年活動指導者の育成
		(4) 県民運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成県民運動の推進
	3 社会環境の健全化	(1) 有害環境の浄化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・県青少年健全育成条例の適正な運用 ・インターネット上の有害情報対策
		(2) 子どもの安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防犯活動の推進 ・交通安全の推進 ・被害少年等に対する支援

第2章 令和2年度青少年行政事業概要及び予算

1 令和2年度青少年行政事業一覧表

施策体系コード	区分	事業の名称	令和2年度予算額(千円)			担当課(室)の名称
			当初予算	うち特定財源		
				金額	名称	
◎ 知事部局			5,693,869	1,634,939		
○ 総務部			119,343	75,943		
123		「つながる ふくしま ゆめだより」への子ども参加コーナーの掲載	0	0		広報課
121		私立小中学校少人数教育推進事業補助金	22,400	0		私学・法人課
122		私立学校運営費補助（教育改革推進特別分） [次世代を担う人材育成の促進]	22,000	11,000	国庫支出金	私学・法人課
132		私立学校運営費補助（教育改革推進特別分） [職業・ボランティア・文化等の体験活動の推進]	3,200	1,600	国庫支出金	私学・法人課
133	重	緊急スクールカウンセラー等派遣事業 [生活基盤を築くための私立高校生等支援事業]	25,861	25,861	国庫支出金	私学・法人課
211		私立学校運営費補助（教育改革推進特別分） [チーム学校の推進]	10,800	5,400	国庫支出金	私学・法人課
211	重	緊急スクールカウンセラー等派遣事業 [スクールカウンセラー・スクールカウンセラーに準ずる者派遣事業]	29,082	29,082	国庫支出金	私学・法人課
212		私立学校運営費補助（教育改革推進特別分） [教育相談体制の整備]	6,000	3,000	国庫支出金	私学・法人課
213		私立学校運営費補助（教育改革推進特別分） [特別支援教育に係る活動の充実]	0	0	国庫支出金	私学・法人課
○ 危機管理部			11,119	7,623		
321	重	家族で学ぶ防災セミナー	3,496	0		危機管理課
121		廃炉に向けた取組に関する理解促進プログラム (ワークショップ)	7,623	7,623	国庫支出金	原子力安全対策課 放射線監視室
323		少年消防クラブ員教育	0	0		消防保安課
○ 企画調整部			929,499	29,717		
132		第42回全日本中学生水の作文福島県コンクール	280	280	繰入金	復興・総合計画課
131		ふくしまサッカーチャレンジプロジェクト事業	32,483	29,249	国庫支出金	地域政策課
322	重	地域創生総合支援事業(サポート事業・県戦略事業)	896,366	516,678 91,434	繰入金 国庫支出金	地域振興課
123		統計グラフコンクール	341	159	国庫支出金	統計課
123		ふくしま統計出前授業	19	19	国庫支出金	統計課

123		親子統計グラフ教室	10	10	国庫支出金	統計課
(文化スポーツ局)			58,506	50,838		
113	重	アートによる新生ふくしま交流事業 (アートで広げる子どもの未来プロジェクト)	2,198	2,198	国庫支出金	文化振興課
132	重	NPO強化による復興創生事業(NPOマネジメント強化復興 加速化事業(チャレンジインターンシップ))	13,736	6,068	国庫支出金 寄附金	文化振興課
122	重	震災・原発の経験・教訓、復興状況伝承事業	4,665	4,665	繰入金 国庫支出金	生涯学習課
121	重	未来へチャレンジ!ふくしまスポーツ塾	9,488	9,488	繰入金 国庫支出金	スポーツ課
323		(公財)福島県スポーツ振興基金助成事業 (スポーツを通じた人づくり事業-子どものスポーツ環 境に関する事業)	7,204	7,204	繰入金	スポーツ課
113	重	東京2020大会感謝発信事業	21,215	21,215	繰入金	オリンピック・パ ラリンピック推進室
○ 生活環境部			284,143	174,883		
112		環境教育副読本作成事業	2,506	2,506	繰入金	生活環境総務課
132		せせらぎスクール推進事業	1,770	1,746	繰入金	生活環境総務課
121		若年者向け消費者教育事業	5,514	1,762	国庫支出金 諸収入	消費生活課
112		地域人権啓発活動活性化事業	9,694	9,694	国庫支出金	男女共生課
112		「人権への気づき」推進事業	1,612	1,612	国庫支出金	男女共生課
312		男女共生センター啓発及び研修事業・相談事業	4,040	0		男女共生課
221		暴走族等の根絶に向けた対策の推進	0	0		生活交通課
311		交通遺児への奨学金の支給	0	0		生活交通課
311		交通遺児への図書カードの贈呈	0	0		生活交通課
311		交通遺児への旅行クーポン券の贈呈	0	0		生活交通課
332		福島県交通安全母の会連絡協議会への補助	1,090	0		生活交通課
332		福島県交通対策協議会への補助	1,295	0		生活交通課
122		国際交流員設置事業	18,347	9,598	諸収入	国際課
122		語学指導等を行う外国青年招致事業	1,785	0		国際課
113	重	エコ七夕	3,130	3,130	繰入金	環境共生課
132	重	ふくしまエコライフ絵はがきコンテスト	3,149	3,149	繰入金 諸収入	環境共生課
132	重	環境活動スタート事業	1,948	1,948	繰入金	環境共生課

132		温暖化防止にみんなで取り組む「福島議定書」事業	7,259	7,259	繰入金 諸収入	環境共生課
132		みんなでエコチャレンジ事業	3,010	3,010	繰入金	環境共生課
113	重	ふくしま子ども自然環境学習推進事業	22,067	21,973	繰入金	自然保護課
322		自然公園等施設整備事業補助金	11,860	10,300	国庫支出 金	自然保護課
322		国立公園等施設整備事業	171,471	84,600	国庫支出 金	自然保護課
132		みんなで守る水辺環境保全事業	9,078	9,078	県税	水・大気環境課
111	新	夏休みに家庭でチャレンジ3R大作戦事業	3,518	3,518	繰入金	一般廃棄物課
○ 保健福祉部			33,882	28,317		
132		県ボランティアセンター事業費補助	7,887	3,943	国庫支出金	社会福祉課
211		特定相談事業	468	154	国庫支出金	障がい福祉課
111	重	ふくしまから はじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業	8,842	8,842	国庫支出金	健康づくり推進課
111		学生がん予防サポーター養成セミナー	238	238	国庫支出金	健康づくり推進課
112		ジュニア受動喫煙防止ポスターコンクール	334	334	国庫支出金	健康づくり推進課
112		エイズ予防普及啓発事業	192	96	国庫支出金	地域医療課
321	重新	“医療の仕事”魅力発信事業	10,475	10,475	繰入金	医療人材対策室
132		ジュニア献血ポスターコンクール事業	496	152	使用料及び手数料	薬務課
223		薬物乱用防止指導員運営事業	1,840	1,840	使用料及び手数料	薬務課
223		薬物関連問題相談事業	827	827	使用料及び手数料	薬務課
223		覚せい剤・シンナー・ボンド乱用防止事業	209	209	使用料及び手数料	薬務課
223		「地域で育む」薬物乱用防止意識醸成事業	2,074	1,207	使用料及び手数料	薬務課
(こども未来局)			676,759	178,632		
113		地域の寺子屋推進事業	5,610	5,610	国庫支出金	こども・青少年政策課
123		子どもインターネット安全安心環境整備事業	0	0		こども・青少年政策課
132	新	子どもと青年の異世代交流事業	1,812	1,812	国庫支出金	こども・青少年政策課
133		東日本大震災子ども支援基金事業	65,274	65,274	繰入金	こども・青少年政策課
211		ひきこもり対策推進事業	28,155	14,076	国庫支出金	こども・青少年政策課

211	重	ユースプレイス自立支援事業	20,550	10,225	国庫支出金	こども・青少年政策課
211		青少年総合相談支援事業	8,796	0		こども・青少年政策課
312	重	結婚から子育てまでみんなで支える環境整備事業	90,603	36,916	国庫支出金 諸収入	こども・青少年政策課
322		こどもの夢を応援する事業	11,364	6,864		こども・青少年政策課
322		青少年会館運営費補助事業	51,180	26,957	国庫支出金	こども・青少年政策課
324		青少年育成県民会議補助金	9,595	0		こども・青少年政策課
324		青少年健全育成県民総ぐるみ運動	220	0		こども・青少年政策課
331		青少年健全育成審議会の開催	845	0		こども・青少年政策課
331		調査指導事業	279	0		こども・青少年政策課
331		優良団体等の表彰	118	0		こども・青少年政策課
111		子どもの生活・学習支援事業	7,259	4,839	国庫支出金	児童家庭課
211	重	子どもの心のケア事業	119,781	119,684 97	国庫支出金 諸収入	児童家庭課
211		母子・父子自立支援員の配置	30,498	78	諸収入	児童家庭課
211		家庭相談員の配置	7,100	17	諸収入	児童家庭課
213		発達障がい者支援センター運営事業	13,265	6,620 17	国庫支出金 諸収入	児童家庭課
213		発達障がい者支援体制整備事業口	9,977	4,984	国庫支出金	児童家庭課
214		虐待から子どもを守る総合対策推進事業	31,066	14,382 13	国庫支出金 諸収入	児童家庭課
311		児童相談所の運営	157,593	28,625 73	国庫支出金 諸収入	児童家庭課
311		児童相談所における相談支援及び研修	5,819	980	国庫支出金	児童家庭課
○ 商工労働部			360,338	138,871		
133		経済団体、企業等への求人確保要請、求人勧奨	480	0		雇用労政課
133		新規高卒者就職面接会開催事業	546	0		雇用労政課
133		新規高卒者就職促進対策本部設置運営	0	0		雇用労政課
133	重	ふるさと福島就職情報センター運営事業	39,915	19,799 24	国庫支出金 諸収入	雇用労政課
133	重	若年者生活基盤支援事業	33,118	21,854	国庫支出金	雇用労政課
133	重	ふるさと福島若年者人材確保事業	96,858	48,099	国庫支出金	雇用労政課

133		女性就職応援事業	21,508	10,751	国庫支出金	雇用労政課
133	重	将来を担う産業人材確保のための奨学金返還支援	93,147	0		雇用労政課
133	重	医療関連産業高度人材育成事業	26,770	13,167	国庫支出金	医療関連産業集積推進室
211		労働相談事業	2,996	0		雇用労政課
311		勤労者福祉融資事業	45,000	45,000	諸収入	雇用労政課
○ 農林水産部			126,133	126,133		
133	重	ふくしまの時代を担う多様な担い手確保支援事業	100,669	100,669	国庫支出金	農業担い手課
111	重	ふくしまから はじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業	13,409	13,409	国庫支出金	農産物流通課
112		「ふくしまの農育」推進事業口	1,739	1,739	繰入金	農村振興課
132		若者の森林自己学習支援事業	1,650	1,650	繰入金	森林計画課
121		木とのふれあい創出事業	4,271	4,271	繰入金	林業振興課
132		もりの案内人養成事業	2,379	2,379	繰入金	森林保全課
323		「緑の輪」推進事業	2,016	2,016	諸収入	森林保全課
○ 土木部			3,094,147	823,982		
332		交付金事業口(交通安全)	1,856,392	965,843 798,700	国庫支出金 県債	道路整備課
332		やさしい道づくり推進事業	108,000	97,200	県債	道路整備課
322		”ふなっこ”ふるさと川づくり事業	405,000	364,500	県債	河川整備課
322		都市公園事業	724,755	362,282	国庫支出金	まちづくり推進課
◎ 教育委員会			11,839,640	3,487,477		
132		「ふくしま子ども憲章」推進事業	0	0		教育総務課
112	重	ふくしま未来キッズワクワクプロジェクト	14,267	14,267	国庫支出金	社会教育課
121	重	チャレンジ！子どもがふみだす体験活動応援事業	289,309	276,509	国庫支出金 繰入金	社会教育課
122	重	ふくしまの未来をひらく読書の力 プロジェクト	3,008	3,008	国庫支出金 繰入金	社会教育課
311	重	ふくしまを十七字で奏でよう絆ふれあい支援事業	2,740	2,740	国庫支出金	社会教育課
312	重	地域でつながる家庭教育応援事業	3,003	3,003	国庫支出金	社会教育課
321	重	地域学校協働本部事業（放課後子ども教室事業）	139,930	134,033	国庫支出金	社会教育課

321		体験活動ボランティア推進センター事業	0	0		社会教育課
322		施設管理事業（自然の家）	286,928	5,150	使用料及び手数料 財産収入 諸収入	社会教育課
322	重	地域学校協働本部事業（地域学校協働活動事業）	83,626	80,534	国庫支出金	社会教育課
322	重	地域学校協働本部事業（評価・検証委員会設置）	1,365	1,365	国庫支出金	社会教育課
323		青少年団体育成指導	0	0		社会教育課
113		うつくしま電子事典	0	0		義務教育課
121		少人数教育推進事業	6,201,763	1,270,917	国庫支出金	義務教育課
121		復旧・復興の基盤づくりのための教員配置	3,645,649	941,248	国庫支出金	義務教育課
121	重	一人一人を伸ばすふくしま学力向上推進事業	79,137	0		義務教育課
121		「ふくしま活用力育成シート」実践事業	668	0		義務教育課
121		ふくしまの学校キラリ学力向上プロジェクト	6,160	0		義務教育課
212	重	スクールカウンセラー派遣事業	403,936	403,936	国庫支出金	義務教育課
212	重	スクールソーシャルワーカー派遣事業	116,426	116,426	国庫支出金	義務教育課
212	重	道徳教育総合支援事業	8,973	8,973	国庫支出金	義務教育課
212	重	24時間子どもSOS電話相談事業	8,724	8,724	国庫支出金	義務教育課
212	重	不登校・いじめ等対策総合推進事業	2,976	0		義務教育課
212	重	学校教育相談員配置事業	2,576	0		義務教育課
212	重	人権教育開発事業	1,010	1,010	国庫支出金	義務教育課
213		「地域で共に学び、共に生きる教育」の推進	65,443	0		義務教育課
332	重	緊急時カウンセラー派遣事業	1,458	486		義務教育課
121		学校における読書活動の推進	0	0		義務教育課 高校教育課
122		教科等における言語活動の充実	0	0		義務教育課 高校教育課
123		情報化対応研修の充実	630	0		義務教育課 高校教育課
123		情報モラル教育に関する教材の開発や実践事例の提供等	0	0		義務教育課 高校教育課
123		I C Tを活用した学習活動の推進	0	0		義務教育課 高校教育課

121		県立学校に勤務する常勤講師の資質の向上のための研修会	0	0		高校教育課
122		語学指導等を行う外国青年招致事業	147,348	12,470	諸収入	高校教育課
122	重	双葉地区教育構想（国際人育成プラン）	1,570	1,570	諸収入	高校教育課
131	重新	英語でつなぐ復興の架け橋支援事業	13,250	13,250	繰入金	高校教育課
133	重	ふくしまの未来を拓く産業人材育成事業 （専門高校生による小中学生体験学習応援事業）	3,453	0		高校教育課
212	重	SNSを活用した子どもの心サポート事業	18,289	18,289	国庫支出金	高校教育課
212	重	スクールカウンセラー活用事業（高等学校）	24,103	24,091	国庫支出金	高校教育課
212	重	生徒指導アドバイザー派遣事業	16,473	16,473	国庫支出金	高校教育課
213		身体に障がいのある生徒に対する支援事業	16,663	43	諸収入	高校教育課
321	重新	ふくしま創生人材育成事業	18,523	8,174	国庫支出金	高校教育課
121		学校改革推進事業	3,468	0		高校教育課 県立高校改革室
212		教員研修の充実	1,435	1	諸収入	特別支援教育課
213		県立特別支援学校学習環境整備事業	50,963	13,444	国庫支出金	特別支援教育課
213		高等学校学習支援推進事業	45,502	45,452	国庫支出金	特別支援教育課
213		障がいのある子ども等の教育相談	3,839	0		特別支援教育課
213	重	未来へつなぐ子育て・教育充実事業	42,680	0		特別支援教育課
213		県立特別支援学校遊具整備事業	7,807	7,454	国庫支出金	特別支援教育課
111	重	ふくしまからはじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業	3,230	3,230	国庫支出金 繰入金	健康教育課
111		つながる食育推進事業	4,827	4,827	国庫支出金	健康教育課
113		オリンピック・パラリンピック教育推進事業	6,286	6,286	国庫支出金	健康教育課
121	重	ふくしまっ子体力向上総合プロジェクト	38,287	38,287	国庫支出金 寄付金 諸収入	健康教育課
211		学校すこやかプラン	1,729	1,597	国庫支出金	健康教育課
223		薬物乱用防止教室推進事業	0	0		健康教育課
332		学校安全教室推進事業	210	210	国庫支出金	健康教育課

◎ 警察本部		23,853	187		
212		いじめ110番	88	0	県民サービス課
212		ヤングテレホン	0	0	県民サービス課
332	重	被害者等支援連絡協議会	74	0	県民サービス課
212		少年相談活動	72	0	少年課
221		有害環境から少年を保護する事業	206	102	国庫支出金 少年課
221		毎月第3金曜日の街頭補導活動強化の日	0	0	少年課
221		非行防止教室等の開催	0	0	少年課
222		少年サポート事業	687	85	国庫支出金 少年課
332		福島県警察スクールサポーター制度	22,726	0	少年課
221		地域活動の活性化	0	0	交通指導課
221		加入防止、脱退促進などの普及啓発	0	0	交通指導課

(区分) 「重新」：重点・新規事業 「重」：重点事業 「新」：新規事業

		令和2年度予算額(千円)		
		当初 予算	うち特定財源	
			金額	名称
合計(令和2年度の全事業分)		17,557,362	5,122,603	
全事業	173	当初	特定財源計	
重新	3	17,557,362	5,122,603	
重	50	【第1部/第2章/1. 建制順・予算一覧表】		
新	2			
計	55			
その他	118			

2 令和2年度青少年行政施策体系別一覧表

項 目		令 和 2 年 度 (単 位 : 千 円)				
大 項 目		事 業 数	当 初 予 算	う ち 重 点 新 規 事 業	う ち 重 点 事 業	う ち 新 規 事 業
中 項 目						
小 項 目						
I すべての青少年の健やかな成長の支援		82	11,256,619	1	26	2
1 豊かな心と健やかな体の育成		21	132,173	0	8	1
(1) 基本的な生活習慣の形成		7	41,323	0	3	1
(2) 生命の大切さや家庭の役割の理解		7	30,344	0	1	0
(3) ふくしまの文化の担い手の育成		7	60,506	0	4	0
2 社会の変化に対応できる力の育成		31	10,513,460	0	7	0
(1) 自らたくましく生きる力の育成		15	10,313,737	0	4	0
(2) コミュニケーション能力の育成		8	198,723	0	3	0
(3) 情報利活用能力(情報リテラシー)の育成		8	1,000	0	0	0
3 震災の経験を踏まえた青少年の社会参画・自立支援		30	610,986	1	11	1
(1) 青少年による、ふくしま復興の支援		2	45,733	1	0	0
(2) 社会参加・参画の促進		15	57,654	0	3	1
(3) 就業・自立支援の充実		13	507,599	0	8	0
II 困難を有する青少年及びその家族の支援		49	1,164,084	0	14	0
1 震災ストレスなど困難な状況ごとの取組		37	1,158,241	0	14	0
(1) 大震災等に起因する各種問題への総合的な相談・支援体制の充実		11	259,955	0	3	0
(2) いじめ等の問題行動や不登校への対応		15	611,081	0	10	0
(3) 障がいのある青少年への支援の充実		10	256,139	0	1	0
(4) 虐待やドメスティック・バイオレンスの根絶		1	31,066	0	0	0
2 非行防止対策と立直り支援の充実		12	5,843	0	0	0
(1) 非行防止活動の充実		6	206	0	0	0
(2) 立直り支援活動の充実		1	687	0	0	0
(3) 薬物乱用の防止・啓発		5	4,950	0	0	0

項 目		令和 2 年 度 (単 位 : 千 円)				
大 項 目		事 業 数	当 初 予 算	う ち 重 点 新 規 事 業	う ち 重 点 事 業	う ち 新 規 事 業
中 項 目						
小 項 目						
Ⅲ 青少年の健全な育成を推進するための社会環境の整備		42	5,136,659	2	10	0
1 子どもをはぐくむ家庭づくりと大人の意識改革		10	308,798	0	3	0
(1) 子どもの成長を支える家庭づくり		7	211,152	0	1	0
(2) 子どもを育てる大人の意識改革		3	97,646	0	2	0
2 青少年を育成する地域力の強化		21	2,835,374	2	5	0
(1) 地域力を生かした青少年の育成		5	172,424	2	2	0
(2) 地域コミュニティづくり		10	2,643,915	0	3	0
(3) 地域の青少年指導者や青少年育成団体 活動の推進		4	9,220	0	0	0
(4) 県民運動の推進		2	9,815	0	0	0
3 社会環境の健全化		11	1,992,487	0	2	0
(1) 有害環境の浄化活動の推進		3	1,242	0	0	0
(2) 子どもの安全の確保		8	1,991,245	0	2	0
合 計		173	17,557,362	3	50	2

3 令和2年度青少年行政施策体系別関係事業概要

区分	事業の名称	事業の内容	令和2年度予算額(千円)			担当(局)の名称	担当(室)の名称	関係(室)・団体の名称
			当初予算	うち特定財源				
				金額	名称			
I すべての青少年の健やかな成長の支援								
1 豊かな心と健やかな体の育成								
(1) 基本的な生活習慣の形成								
新	夏休みに家庭でチャレンジ3R大作戦事業	小学生がごみの減量化や食品ロスの削減を学び家庭での実践を促すため、リーフレットを作成し県内の全小学生に配布する。	3,518	3,518	繰入金	生活環境部	一般廃棄物課	
重	ふくしまからはじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業	食育推進の観点から関係部局が連携し、家庭・学校・地域が一体となって地域における食育推進体系を再構築し「元気なふくしまっ子」が育つ食環境整備を推進する。 1 子どもの食を考える地域ネットワーク会議 2 食の指導者育成研修会 3 地域の子育て食環境支援事業	8,842	8,842	国庫支出金	保健福祉部	健康づくり推進課	健康教育課、農産物流通課、(公社)福島県栄養士会
	学生がん予防サポーター養成セミナー	若い世代の検診受診率を向上させるため、学生を対象に、がんを含む生活習慣病の予防やがん検診の重要生等の正しい知識の理解促進を図り、若い世代間の啓発活動を推進することを目的に養成研修を行う。	238	238	国庫支出金	保健福祉部	健康づくり推進課	
	子どもの生活・学習支援事業	ひとり親家庭の子どもに対して基本的な生活習慣の習得支援や学習支援、食事の提供等を行う市町村に対してその経費の一部を補助することにより、ひとり親家庭の子どもたちの生活向上を図る。	7,259	4,839	国庫支出金	こども未来局	児童家庭課	
重	ふくしまからはじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業	子どもの適切な食品を選択する力や家庭等における豊かな食生活を実践する力を養うため、先進的な食育活動の実践者をサポーターとして登録し学校等に派遣するとともに、地域団体が行う特色ある食育活動を支援することなどにより、子ども達の体験等を通じた食育を推進する。	13,409	13,409	国庫支出金	農林水産部	農産物流通課	健康教育課 健康増進課
重	ふくしまからはじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業	東日本大震災により明らかになった新たな課題に対応するため、食育推進の観点から保健福祉部・農林水産部・教育委員会等関係機関が連携し、家庭・学校・地域が一体となって地域における食育推進体制を整備するとともに、食育推進体系を再構築し「元気なふくしまっ子」が育つ食環境整備を進める。	3,230	3,230	国庫支出金 繰入金	教育庁	健康教育課	健康づくり推進課 農産物流通課
	つながる食育推進事業	栄養教諭と養護教諭等が連携した食育へのアプローチや、体験活動を通じた食への理解促進などを行い、学校を核として家庭を巻き込む食育の推進を図る。	4,827	4,827	国庫支出金	教育庁	健康教育課	
(2) 生命の大切さや家庭の役割の理解								
	環境教育副読本作成事業	小学5年生を対象とした環境教育に関する副読本の作成・配布を行い、環境に関する理解促進を図り、環境保全に関する主体的な取組を実践できる人材育成を行う。	2,506	2,506	繰入金	生活環境部	生活環境総務課	
	地域人権啓発活動活性化事業	福島県人権啓発活動ネットワーク協議会の一員として人権啓発活動活性化事業及び人権の花運動を実施する市町村を支援する。 (1) 人権啓発活動市町村委託事業 (2) 人権の花運動	9,694	9,694	国庫支出金	生活環境部	男女共生課	

	「人権への気づき」推進事業	広く県民に対して人権について考える機会を提供し、理解を深めてもらうことを目的に、地元プロ野球チーム「福島レッドホープス」と連携・協力し、小学生を対象とした人権教室を開催するとともに、人権啓発キャンペーン活動を実施する。	1,612	1,612	国庫支出金	生活環境部	男女共生課	
	ジュニア受動喫煙防止ポスターコンクール	受動喫煙防止に関するポスター作品を募集し、優秀作品を表彰する。	334	334	国庫支出金	保健福祉部	健康づくり推進課	
	エイズ予防普及啓発事業	県民に対し、エイズやHIV感染症に関する正しい知識の知識の普及啓発を行い、感染防止を図る。 1 世界エイズデーキャンペーン（学生等ボランティアの協力） 2 保健所における学校や各種団体への出前講座	192	96	国庫支出金	保健福祉部	地域医療課	
	「ふくしまの農育」推進事業	環境にやさしい米づくりや野菜・果物・穀物等の栽培、生きもの調査等の体験型学習に取り組み、子どもたちが田んぼや畑の仕事と生きものとの関わりについて学ぶ。	1,739	1,739	繰入金	農林水産部	農村振興課	
重	ふくしま未来キッズワクワクプロジェクト	自然の家においてアスレチック等様々な体験活動を楽しめる事業を開催し、自然体験や体を動かすことの魅力を伝え、運動不足解消や体力増進につなげる。	14,267	14,267	国庫支出金	教育庁	社会教育課	企画調整部 保健福祉部
(3) ふくしまの文化の担い手の育成								
重	アートによる新生ふくしま交流事業（アートで広げる子どもの未来プロジェクト）	福島の未来を担う子どもたちに、文化芸術に触れてもらい、心豊かな成長と創造する場を提供するため、各学校等にアーティストを講師に招いた児童・生徒対象のワークショップを開催する。	2,198	2,198	国庫支出金	文化スポーツ局	文化振興課	
重	東京2020大会感謝発信事業	オリンピック・パラリンピックの競技観戦を通じて県内の子どもたちに一生の財産として心に残る機会を提供し、スポーツの力による元気と感動を届けるとともに、子どもたちの応援を通じて世界に向けて復興への感謝を発信するため、あづま球場で開催される野球・ソフトボール競技の試合に子どもたちを招待する。	21,215	21,215	繰入金	文化スポーツ局	オリンピック・パラリンピック推進室	
重	エコ七夕	保育園・幼稚園等を対象に、エコに関する願いごとを考える七夕イベントの開催を支援し、園児等の環境意識の啓発とあわせて、家庭への啓発効果の普及を図る。	3,130	3,130	繰入金	生活環境部	環境共生課	
重	ふくしま子ども自然環境学習推進事業	本県の豊かな自然環境を将来に引き継いでいくため、尾瀬国立公園内で環境学習を行う小・中学校及び特別支援学校、社会教育関係団体等に対し、宿泊料等の助成を行う。	22,067	21,973	繰入金	生活環境部	自然保護課	
	地域の寺子屋推進事業	震災後、改めて見直されている社会全体での子育てを支援するため、地域資源を利用して世代間交流を行う「地域の寺子屋」を県内各地に拡大するとともに、子育て支援を行う高齢者を増やすことで、社会全体で子育てを応援する機運を醸成し、本県の復興を担う子ども達を社会全体で育てるという「日本一子育てしやすい環境」につなげる。	5,610	5,610	国庫支出金	こども未来局	こども・青少年政策課	公益財団法人福島県老人クラブ連合会
	うつくしま電子事典	本県の豊かな自然及び歴史や風土が生んだ人物や文化等の様々な情報を、小・中学生向けの教育用コンテンツとして整備し、教科等の学習に活用できるようにする。	0	0		教育庁	義務教育課	
	オリンピック・パラリンピック教育推進事業	2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会復興推進福島アクションプランを踏まえ、『交流の拡大を通して、前に進むふくしまの「魅力」を全世界に伝え、ふくしまの「誇り」を「未来」につなげよう！』を基本コンセプトとして、オリンピック・パラリンピック教育を展開する。	6,286	6,286	国庫支出金	教育庁	健康教育課	

2 社会の変化に対応できる力の育成							
(1) 自らたくましく生きる力の育成							
	私立小中学校 少人数教育推 進事業補助金	教育効果を考えた最も効果的な方法である少人数教育 実現のため、私立小学校、中学校の全学年において、1 クラス33人以下の編成を行うか、チームティーチング 方式により対応する場合に補助を行う。	22,400	0		総務部	私学・法 人課
	廃炉に向けた 取組に関する 理解促進プロ グラム（ワー クショップ）	小中学生及び保護者を対象として、Jヴィレッジ、楢 葉遠隔技術開発センター、楢葉原子力災害対策センター の3箇所を結び、廃炉に向けた取組及び本県の安全監視 体制に関する理解の促進を図るためワークショップを開 催する。 また、ワークショップでは、最先端の廃炉作業ロボッ ト等の操作体験等を予定しており、廃炉を支える専門分 野の人材育成の端緒とする。	7,623	7,623	国庫支出 金	危機管 理部	原子力 安全対 策課、 放射線 監視室
重	未来へチャレ ンジ！ふくし まスポーツ塾	スポーツに対する意欲や関心が低い子どもたち、運動 が苦手な本格的なスポーツ体験等への参加に抵抗を抱く 子どもたちに対し、スポーツを通じて身体を動かす楽し さを伝える機会を提供する。また、国内外で活躍する トップアスリート等からスポーツの楽しさや成功体験を 伝えてもらうことにより、子どもたちの本県に対する自 信・誇りを醸成する。	9,488	9,488	繰入金 国庫支出 金	文化ス ポーツ 局	スポー ツ課
	若年者向け消 費者教育事業	中学校や高校の授業で使用する啓発パンフレットの作 成・配布や活用促進の働きかけを行うとともに、高校生 等に対しSNSにより直接情報発信することにより、若 年者の消費者被害の防止等を図る。	5,514	1,762	国庫支出 金 諸収入	生活環 境部	消費生 活課
	木とのふれあ い創出事業	小中学校を対象に木工工作用の木材を提供し、木を 使った物づくりの楽しさや森林に関して学ぶ機会を創出 する。	4,271	4,271	繰入金	農林水 産部	林業振 興課
重	チャレンジ！ 子どもがふみ だす体験活動 応援事業	事業1「ふくしまの心」を育む自然体験応援事業で は、東日本大震災時の自然体験の不足や体力の低下など を補うため、充実した自然体験活動等への取組を支援 し、心身ともに健康な子どもの育成を図る。 事業2「ふくしまの未来」へつなぐ体験応援事業で は、復興に寄与する社会体験活動に取り組むことを通し て、自ら考え、判断し、行動を起こす新生ふくしまを担 うたくましい子どもたちの育成を図る。	289,309	276,509	国庫支出 金 繰入金	教育庁	社会教 育課
	少人数教育推 進事業	学力向上や人間性・社会性の育成を図るため、小学校 1～2年、中学校1年において30人学級を小学校3～ 6年、中学校2～3年において、30人程度学級編制が 可能となるよう、継続して必要な教員を配置する。	6,201,763	1,270,917	国庫支出 金	教育庁	義務教 育課 財務課
	復旧・復興の 基盤づくりの ための教員配 置	震災により遅れが懸念される児童生徒の学習を支援す るための教員を配置する。	3,645,649	941,248	国庫支出 金	教育庁	義務教 育課
重	一人一人を伸 ばすふくしま 学力向上推進 事業	一人一人の学力を確実に伸ばす観点に立ち、本県児童 生徒の学習内容の定着度や学力の伸びを把握するととも に、学習に対する意識や生活の様子などの状況を調べ、 教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図 る。	79,137	0		教育庁	義務教 育課
	「ふくしま活 用力育成シー ト」実践事業	本県の課題である活用力の育成に特化した問題を作成 して提供することで、児童生徒の活用力の向上に資す る。また、問題提供をとおして、活用力育成のための授 業づくりの充実を支援する。	668	0		教育庁	義務教 育課
	ふくしまの学 校キラリ学力 向上プロジェ クト	「学びのスタンダード」進化プロジェクトで得た知見 を基に、小・中学校の魅力化・特色化を推進するととも に、さらなる学力向上に向けた取組を支援していく。	6,160	0		教育庁	義務教 育課

	学校における読書活動の推進	教育活動全般における学校図書館の計画的な活用、読み聞かせやブックトークなど多様な読書活動の推進等により、読書習慣の形成を促進する。	0	0		教育庁	義務教育課 高校教育課	社会教育課
	県立学校に勤務する常勤講師の資質の向上のための研修会	学習指導、生徒指導、進路指導に関する基礎的、実践的な研修を通して、常勤講師の力量を向上させ、特に初めて採用された常勤講師に対して、基本的な服務倫理、教育公務員としての在り方や教科指導等について学ばせる。	0	0		教育庁	高校教育課	
	学校改革推進事業	福島県学校教育審議会答申を踏まえた「県立高等学校改革基本計画」に基づき、特色ある学校・学科づくりをはじめ、学校規模の適正化や学校・学科の適正配置を図るため、高校改革懇談会や中高一貫連絡協議会などを開催し意見を聴き、高等学校改革を推進する。	3,468	0		教育庁	高校教育課 県立高校改革室	
重	ふくしまっ子体力向上総合プロジェクト	原子力発電所事故により低下した児童生徒の体力の向上や肥満傾向児の出現率を低下させるため、運動能力の向上や食育等による健康増進に向けた事業を展開する。	38,287	38,287	国庫支出金 寄付金 諸収入	教育庁	健康教育課	
(2) コミュニケーション能力の育成								
	私立学校運営費補助(教育改革推進特別分) [次世代を担う人材育成の促進]	グローバル人材育成のための英語教育の強化、国際交流の推進、プログラミング・情報モラルを含めた情報活用能力の育成等の取組を行っている私立学校へ助成を行う。	22,000	11,000	国庫支出金	総務部	私学・法人課	
重	震災・原発の経験・教訓、復興状況伝承事業	福島県の子ども達が、県内で復旧・復興に邁進している団体等に対して取材を行い、震災の経験や教訓、復興に向けて取り組みを学び、ふるさとの良さや未来について考え、自分の言葉で新聞にまとめ、発信することにより、ふるさとへの愛着心を育むとともに、ふくしまの復興を広く国内外に発信する。	4,665	4,665	繰入金 国庫支出金	文化スポーツ局	生涯学習課	
	国際交流員設置事業	外国青年を国際交流員として雇用し、国際交流事業の企画立案、実施に対する助言、国際理解講座などを通じて、県国際交流の一層の拡充を図る。	18,347	9,598	諸収入	生活環境部	国際課	
	語学指導等を行う外国青年招致事業	外国青年を招致し、外国語(英語)教育を行うことを通じ、県内青少年や地域住民との交流を行い、地域レベルでの国際交流を促進する。	1,785	0		生活環境部	国際課	
重	ふくしまの未来をひらく読書の力プロジェクト	福島県全体の読書活動について検討する場や中高校生の情報発信能力を県内外に発信する場、幼児期の読書の大切さを広報する場を設定することにより、より良い読書環境づくりを進めていく。また、各地域で活躍できる読書活動支援者を育成したり、資質向上を図り、自立的・自発的に活動ができるようにするための支援する。	3,008	3,008	国庫支出金 繰入金	教育庁	社会教育課	義務教育課 高校教育課 県立図書館
	教科等における言語活動の充実	知的活動やコミュニケーションなどの基盤となる言語に関する能力を育成するため、全ての教科等において子どもたちの言語活動の充実を図る。	0	0		教育庁	義務教育課 高校教育課	
	語学指導等を行う外国青年招致事業	県立学校に外国語指導助手(ALT)を配置し、訪問による指導を行うなどして、生徒の英語コミュニケーション能力の向上や、国際理解の深化を図る。	147,348	12,470	諸収入	教育庁	高校教育課	
重	双葉地区教育構想(国際人育成プラン)	双葉地区教育構想の基本目標である「国際人として社会をリードする人材の育成」の実現のために、海外留学や英語を通じた中高連携事業などにより、実践的なコミュニケーション能力や異文化理解に富む人づくりを推進する。	1,570	1,570	諸収入	教育庁	高校教育課	

(3) 情報利活用能力(情報リテラシー)の育成								
	「つながるふくしま ゆめだより」への子ども参加コーナーの掲載	子どもも参加できるコーナーを「つながる ふくしま ゆめだより」に掲載する。	0	0		総務部	広報課	
	統計グラフィコンクール	統計知識・技術の普及向上と次代を担う児童・生徒を中心に早い段階から統計に慣れ親しんでもらうため、福島県統計協会と共催で統計グラフィコンクールを実施する。	341	159	国庫支出金	企画調整部	統計課	福島県統計協会
	ふくしま統計出前授業	児童・生徒を対象に、統計とは何か、統計の大切さについて身近な題材を用いて授業を行うことで、統計に対する関心と理解を深め、統計調査への協力意識の醸成を図る。	19	19	国庫支出金	企画調整部	統計課	福島県統計協会
	親子統計グラフ教室	統計グラフの作成を通じて、統計に慣れ親しんでもらうことで、将来の統計調査への協力を促すとともに統計知識の普及と統計の表現技術の向上を図る。	10	10	国庫支出金	企画調整部	統計課	福島県統計協会
	子どもインターネット安全安心環境整備事業	インターネット上の有害情報から子どもたちを守るため、子どものメディアリテラシーの育成やフィルタリング利用の推進に係る啓発活動を推進する。 ・青少年有害環境対策推進連絡会議の開催	0	0		こども未来局	こども・青少年政策課	
	情報化対応研修の充実	全ての教員が、ICTを活用して指導できるようにするため、教員研修の充実を図る。	630	0		教育庁	義務教育課 高校教育課	県教育センター
	情報モラル教育に関する教材の開発や実践事例の提供等	情報モラル教育に関する教材の開発及び既存の教材の活用等実践事例の提供を通して、情報モラル教育の充実を図る。	0	0		教育庁	義務教育課 高校教育課	
	ICTを活用した学習活動の推進	ICTを活用した授業の実践事例の公開を通して、ICTを活用した学習活動を推進する。	0	0		教育庁	義務教育課 高校教育課	県教育センター
3 震災の経験を踏まえた青少年の社会参画・自立支援								
(1) 青少年による、ふくしま復興の支援								
	ふくしまサッカーチャレンジプロジェクト事業	復興のシンボルであるJヴィレッジを核とした地域活力の創出や、JFAアカデミー福島の本県での再開に向け、JFA等関係団体と相互連携しながら県内のサッカーの振興を図り、双葉地域を始めとする本県のサッカーなどスポーツを通じた地域活性化を図るため、下記の事業を実施する。 ①県内サッカー裾野拡大推進事業 ②「ふくしまサッカーチャレンジ塾」事業 ③JFAアカデミー福島連携事業 ④「Jヴィレッジ杯」事業	32,483	29,249	国庫支出金	企画調整部	地域政策課	(公財)日本サッカー協会、(一財)福島県サッカー協会 外
重新	英語でつなぐ復興の架け橋支援事業	将来、本県復興を担う福島の高校生が、故郷である福島について世界の人々に英語で的確に伝えられるよう深く学習する姿勢を育むとともに、海外研修で学んだ見識を、本県復興のために積極的に提言できるような高いコミュニケーション能力をもったグローバルな人材を育成する。	13,250	13,250	繰入金	教育庁	高校教育課	

(2) 社会参加・参画の促進								
	私立学校運営費補助（教育改革推進特別分）[職業・ボランティア・文化等の体験活動の推進]	職業体験、ボランティア活動、伝統・文化体験、自然体験、地域社会や産業界等と連携共同した取組等を行っている私立学校へ助成を行う。	3,200	1,600	国庫支出金	総務部	私学・法人課	
	第42回全日本中学生水の作文福島県コンクール	「水の週間」の行事の一環として、水循環政策本部、国土交通省が主催する「第42回全日本中学生水の作文コンクール」に参加し、県内の中学生を対象とした水の作文コンクールを実施することにより、本県の次代を担う中学生の水に対する関心を高め、理解を深める。	280	280	繰入金	企画調整部	復興・総合計画課	
重	NPO強化による復興創生事業（NPOマネジメント強化復興加速化事業（チャレンジインターンシップ））	若者（高校生・大学生）が、復興支援などを実施する県内NPO法人において、10日間程度のインターンシップを行い、地域の課題などについて、学び・体験する機会を提供する。 また、活動終了後は、活動報告会の開催や活動報告書の作成により、NPO法人におけるインターンシップの成果について広く情報発信する。	13,736	6,068	国庫支出金 寄附金	文化スポーツ局	文化振興課	(特非) 福島NPOネットワークセンター
	せせらぎスクール推進事業	本県で行う全国水生生物調査「せせらぎスクール」の指導者を養成するとともに、「せせらぎスクール」実施団体に必要な教材を提供し、水環境保全活動の活性化を図る。	1,770	1,746	繰入金	生活環境部	生活環境総務課	環境創造センター
重	ふくしまエコライフ絵はがきコンテスト	小学生、中学生、高校生を対象に、地球にやさしい生活をテーマにした絵はがきコンテストを実施し、児童・生徒の環境意識の啓発を図るほか、優秀作品を用いて地域に向けた啓発活動を行う。	3,149	3,149	繰入金 諸収入	生活環境部	環境共生課	
重	環境活動スタート事業	中学校、高等学校を対象に、環境活動に関する専門家等の講師を派遣して地球温暖化に関する講演を行い、青少年の省エネ意識の啓発を図る。	1,948	1,948	繰入金	生活環境部	環境共生課	
	温暖化防止にみんなで取り組む「福島議定書」事業	学校や事業所等での節電・節水、廃棄物減量化やリサイクルなどの省資源・省エネルギーの実践を推進するため、CO ₂ 排出量の削減目標を定めた「福島議定書」を知事と締結し、学校の児童・生徒や事業所の職員等が一丸となった取組を促す（予算額には事業所版も含む）。	7,259	7,259	繰入金 諸収入	生活環境部	環境共生課	福島県地球温暖化防止活動推進センター（特定非営利活動法人うつくしまNPO）
	みんなでエコチャレンジ事業	家庭での省エネ活動の実践や電気使用量の比較などを通じて、一般県民や児童・生徒の省エネルギーの取組意欲の向上を図る。	3,010	3,010	繰入金	生活環境部	環境共生課	福島県地球温暖化防止活動推進センター（特定非営利活動法人うつくしまNPO）
	みんなで守る水辺環境保全事業	猪苗代湖北岸部の清掃活動等の実施	9,078	9,078	県税	生活環境部	水・大気環境課	
	県ボランティアセンター事業費補助	県社会福祉協議会内に設置された県ボランティアセンターの行う次のような活動を支援する。 1 福祉教育推進事業 2 養成研修事業 3 広報・啓発事業	7887	3943	国庫支出金	保健福祉部	社会福祉課	
	ジュニア献血ポスターコンクール事業	将来の献血者の確保と、一般県民への献血思想の普及啓発を目的として、中学生を対象とした献血基礎知識の啓発を兼ねたポスターコンクールを開催する。	496	152	使用料及び手数料	保健福祉部	薬務課	

新	子どもと青年の異世代交流事業	県内の学生を募集し、子どもと関わるワークショップやフィールドワークを通じて、本県が抱える課題の検討と親子イベントの企画・運営を实践させることで、若者の意見・意思のくみ上げを図り、若者の子育て観を育成する。	1,812	1,812	国庫支出金	こども未来局	こども・青少年政策課	
	若者の森林自己学習支援事業	県内の大学生等におけるサークルなどのグループに対し、森林自己学習活動の実施を支援するとともに、県内の複数の大学等とのネットワークを持ち、連携した教育機会の提供を行っている団体の取組を支援する。	1,650	1,650	繰入金	農林水産部	森林計画課	福島大学
	もりの案内人養成事業	森林とのふれあいを通して森林の役割や重要性を県民に広く伝えるボランティアによる指導者を養成する。	2,379	2,379	繰入金	農林水産部	森林保全課	(公財)ふくしまフォレスト・エコライフ
	「ふくしま子ども憲章」推進事業	規範意識の向上や豊かな心の育成に役立てるため、募集し策定した「ふくしま子ども憲章」の普及、啓発に努める。具体的な手法としては、ホームページやメールマガジンを活用する。	0	0		教育庁	教育総務課	義務教育課
(3) 就業・自立支援の充実								
重	緊急スクールカウンセラー等派遣事業[生活基盤を築くための私立高校生等支援事業]	進路アドバイザーを県内各地方部に配置し、就職を希望する私立高校生等や新規高卒者等の望む職業生活向上や生活基盤安定の支援を実施する。	25,861	25,861	国庫支出金	総務部	私学・法人課	
	東日本大震災子ども支援基金事業	東日本大震災により孤児・遺児となった児童の生活及び修学を支援するため、対象者が大学等を卒業するまでの期間、寄附を原資とした基金から定額の給付を行う。	65,274	65,274	繰入金	こども未来局	こども・青少年政策課	
	経済団体、企業等への求人確保要請、求人勧奨	県内企業に対して新規高卒者の雇用勧奨状を送付するとともに、経済団体などを訪問し、新規高卒者対象の求人確保を要請する。	480	0		商工労働部	雇用労政課	
	新規高卒者就職面接会開催事業	求人企業と就職を希望する高校生が一堂に会する面接会を県内5会場で開催し、新規高卒者の就職促進を図る。	546	0		商工労働部	雇用労政課	
	新規高卒者就職促進対策本部設置運営	新規高卒者の就職促進に携わる県の関係部署、福島労働局、経済団体及び教育団体により新規高卒者就職促進対策本部を設置し、適宜対策会議を開催し、必要な事項の検討、調整などを行う。	0	0		商工労働部	雇用労政課	
重	ふるさと福島就職情報センター運営事業	ふるさと福島就職情報センターの窓口を福島市及び東京に設置し、県内就職を希望する学生や求職者にきめ細かな就職相談や職業紹介、県内企業の魅力情報の発信を行うとともに、Fターンウェブサイトを運営・活用して窓口利用の促進を図り、県内就職を支援する。	39,915	19,799	国庫支出金	商工労働部	雇用労政課	
				24	諸収入			
重	若年者生活基盤支援事業	就職後の早期離職を防止するための研修会等を実施する。	33,118	21,854	国庫支出金	商工労働部	雇用労政課	
重	ふるさと福島若年者人材確保事業	高校卒業時から大学在学中にかけて段階に応じて切れ目なく県内情報を届け続ける仕組みへ誘導し、ふるさと福島への思いの醸成、県内企業情報の発信、インターシップの促進等により、学生の還流と県内定着を促進する。	96,858	48,099	国庫支出金	商工労働部	雇用労政課	

	女性就職応援事業	ふるさと福島就職情報センター福島窓口に、女性コーディネーターを3名配置し、出産・育児等で離職した女性の再就職を支援することにより、女性活躍の促進を図る。	21,508	10,751	国庫支出金	商工労働部	雇用労政課	
重	将来を担う産業人材確保のための奨学金返還支援	本県の将来を担う人材を確保するため、地域経済を牽引する成長産業分野や地域資源を生かした産業分野へ県内就職する学生及び県外から県内へ転職する若者に対し、奨学金の返還に支援を行う。	93,147	0		商工労働部	雇用労政課	
重	医療関連産業高度人材育成事業	将来の医療関連産業を担う人材を育成するため、高校生から大学院生を対象に、教育用冊子の配付や、医療関連産業に係る特別セミナーの開催、インターンシップ等を実施する。	26,770	13,167	国庫支出金	商工労働部	医療関連産業集積推進室	(一財) 福島医療機器産業推進機構に委託
重	ふくしまの時代を担う多様な担い手確保支援事業	農業高校生の就農意識の醸成を図るため、若手農業者との交流や農家体験研修を行うほか、新規就農の着実な定着を図るため、農業青年等が行う就農を喚起する活動や地域課題解決への活動を支援する。	100,669	100,669	国庫支出金	農林水産部	農業担い手課	(公財) 福島県農業振興公社
重	ふくしまの未来を拓く産業人材育成事業(専門高校生による小中学生体験学習応援事業)	児童生徒の発達段階に応じた勤労観・職業観を育成するなどのキャリア教育の推進や最先端技術及び実践的な知識・技能を習得させ、地域産業を担う人材育成に向けた取組を行う。	3,453	0		教育庁	高校教育課	雇用労政課

II 困難を有する青少年及びその家族の支援								
1 震災ストレスなど困難な状況ごとの取組								
(1) 大震災等に起因する各種問題への総合的な相談・支援体制の充実								
	私立学校運営費補助（教育改革推進特別分）[チーム学校の推進]	チーム学校を進めるための多様な専門スタッフや外部人材等の活用、地域に根ざした取組等を進める私立学校を助成する。	10,800	5,400	国庫支出金	総務部	私学・法人課	
重	緊急スクールカウンセラー等派遣事業[スクールカウンセラー・スクールカウンセラーに準ずる者派遣事業]	臨床心理士等をスクールカウンセラーとして、各私立学校の要請を受けて派遣し、被災した幼児児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助等を行う。	29,082	29,082	国庫支出金	総務部	私学・法人課	
	特定相談事業	精神保健福祉センターにおいて、思春期問題や依存（嗜癖）問題等に関する相談や講演会等を実施し、問題を抱えている本人や家族への支援や一般県民の心の健康の保持増進を図る。 1 特定相談（定期相談） 2 思春期精神保健セミナー	468	154	国庫支出金	保健福祉部	障がい福祉課	
	ひきこもり対策推進事業	「福島県ひきこもり支援センター」において、ひきこもり状態にある本人や家族への支援として、電話、メール、訪問、面談などにより、相談対応を行う。また、各保健福祉事務所において、ひきこもり状態にある本人や家族への支援として、ひきこもり家族教室を実施する。	28,155	14,076	国庫支出金	こども未来局	こども・青少年政策課	青少年育成県民会議
重	ユースプレイス自立支援事業	社会生活を円滑に営むことが困難な青年に対して「居場所」を提供し、社会性を身につけ就労意欲を高めるプログラムを施し、若者の社会的自立を目指す市町村の事業について、その事業費の一部を補助する。	20,550	10,225	国庫支出金	こども未来局	こども・青少年政策課	福島市ほか
	青少年総合相談支援事業	社会生活を円滑に営むことが困難な青少年及びその保護者に対して、あらゆる相談に応じ、一人ひとりの状況に応じた総合的かつ継続的な支援を行う。 1 青少年支援ネットワーク事業 2 青少年総合相談センター事業(福島県青少年育成県民会議へ委託)	8,796	0		こども未来局	こども・青少年政策課	青少年育成県民会議
重	子どもの心のケア事業	被災児童や保護者等に対し、「ふくしま子ども支援センター」を活用して心のケアを行うほか、児童相談所などの相談体制の強化や支援団体のネットワーク化を図る。さらに、県外に避難している児童や保護者への支援などを実施する。 1 子ども支援センター事業 2 相談・支援体制強化事業 3 子ども心のケア支援強化事業 4 県外へ避難した家庭への心のケア事業 5 心の健康グループミーティング事業	119,781	119,684	国庫支出金 97 諸収入	こども未来局	児童家庭課	
	母子・父子自立支援員の配置	各保健福祉事務所等に母子・父子自立支援員を14名配置し、母子家庭等に関する各種相談に対応する。	30,498	78	諸収入	こども未来局	児童家庭課	
	家庭相談員の配置	各児童相談所に3名の家庭相談員を配置し、児童の養育などの問題について相談指導を行い、児童福祉の向上を図る。	7,100	17	諸収入	こども未来局	児童家庭課	
	労働相談事業	県内の中小企業における労働問題に的確に対処するため、雇用労政課に中小企業労働相談所を設置、労働相談員2名を配置し、県内の労働者（従業員や労働組合）、使用者（経営者や人事労務担当者）からの労働相談に対応する。	2,996	0		商工労働部	雇用労政課	
	学校すこやかプラン	児童・生徒の現代的健康課題を解決するため、地域の保健関係機関、保護者等と効果的な連携を図り、支援体制の整備充実や健康教育担当教員の資質の向上のための研修会を開催するとともにがん教育の推進を行う。	1,729	1,597	国庫支出金	教育庁	健康教育課	

(2) いじめ等の問題行動や不登校への対応									
	私立学校運営費補助（教育改革推進特別分）[教育相談体制の整備]	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用、不登校の生徒等の教育機会についての支援等の取組を進める私立学校へ助成を行う。	6,000	3,000	国庫支出金	総務部	私学・法人課		
重	スクールカウンセラー派遣事業	児童生徒の問題行動や不登校等の未然防止や早期解決を図るため、個々の児童生徒の状況を把握し、早期に対応することをねらいとしたスクールカウンセラー等を小・中学校に配置する。また、東日本大震災に被災した児童生徒や原子力発電所の事故により避難を余儀なくされている児童生徒等の心のケアを目的としてスクールカウンセラーを小・中学校に配置する。	403,936	403,936	国庫支出金	教育庁	義務教育課		
重	スクールソーシャルワーカー派遣事業	東日本大震災における生活環境の変化等、多様な問題に直面している児童生徒に対し、スクールソーシャルワーカーを配置して、関係機関と連携の上、児童生徒等の心のケア及び生活のケアにあたる。	116,426	116,426	国庫支出金	教育庁	義務教育課		
重	道徳教育総合支援事業	学習指導要領の趣旨及び児童生徒、学校等の実態を踏まえ、創意工夫を生かした道徳教育を推進するための実践研究を行い、その成果を普及することにより道徳教育の充実を図る。	8,973	8,973	国庫支出金	教育庁	義務教育課		
重	24時間子どもSOS電話相談事業	いじめ問題等に悩む子どもや保護者等が、いつでも相談機関に相談できるよう、24時間電話相談体制を整備する。	8,724	8,724	国庫支出金	教育庁	義務教育課		
重	不登校・いじめ等対策総合推進事業	いじめ、不登校等、複雑・多様化する児童生徒の問題行動等に適切、効果的に対応するための方策等について調査研究を行い、効果的な取組みについて、その成果の普及を図る。	2,976	0		教育庁	義務教育課		
重	学校教育相談員配置事業	いじめ問題の解消とその未然防止に努めるとともに、不登校等の学校不適応問題の解決のため、県教育センターに学校教育相談員を配置し、電話相談に当たるとともに、スクールカウンセラー等との連携を図りながら、いじめや不登校問題を抱える学校教職員及び児童生徒、保護者を対象にいじめ問題解消や不登校の相談を行い、問題の早期解決を図る。（フリーダイヤル電話相談「ダイヤルSOS」）	2,576	0		教育庁	義務教育課		
重	人権教育開発事業	人権意識を培うための学校教育の在り方について幅広い観点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法の改善及び充実を図る。	1,010	1,010	国庫支出金	教育庁	義務教育課		
重	SNSを活用した子どもの心サポート事業	いじめを含め、さまざまな悩みを抱える児童生徒に対して、若年層の用いるコミュニケーションの手段として圧倒的な割合を占めているSNSを活用した相談事業を実施し、問題の深刻化を未然に防止する。	18,289	18,289	国庫支出金	教育庁	高校教育課		
重	スクールカウンセラー活用事業（高等学校）	いじめや不登校等生徒の問題行動、悩みの解決に資するため、生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを県立高等学校に配置し、カウンセリングや助言を行い諸問題の未然防止と早期解決を図る。	24,103	24,091	国庫支出金	教育庁	高校教育課		
重	生徒指導アドバイザー派遣事業	いじめ、暴力行為、不登校、児童虐待、高校中退等、複雑・多様化する児童生徒の問題行動等に適切、効果的に対応するための方策等について、専門家をアドバイザーに委嘱し派遣する。	16,473	16,473	国庫支出金	教育庁	高校教育課		
	教員研修の充実	特別支援学校、特別支援学級及び通級指導教室、特別支援教育コーディネーター等の教員を対象に、より専門的な研修を実施し、その指導力の向上を図る。	1,435	1	諸収入	教育庁	特別支援教育課	特別支援教育センター	

いじめ110番	子どもの非行やいじめなどに関して、少年相談専門員による電話相談等を実施し、問題の早期解決のための専門的なアドバイスを行う。（ヤングテレホン予算含む）	88	0		警察本部	県民サービス課	
ヤングテレホン	子どもの非行やいじめなどに関して少年相談専門員による電話相談等を実施し、問題の早期解決のための専門的なアドバイスを行う。	0	0		警察本部	県民サービス課	
少年相談活動	少年及び少年の保護者が抱える不安や悩みの早期解消を図る必要性から少年警察補導員等による少年相談業務を推進し、適切な支援を行う。（屋外面接時食糧費）	72	0		警察本部	少年課	
(3) 障がいのある青少年への支援の充実							
私立学校運営費補助（教育改革推進特別分）[特別支援教育に係る活動の充実]	教員の専門性向上のための研修や講師派遣、個別の支援計画の策定等を進める児童・生徒の学習・生活・進学・就職等をサポートする支援体制の構築（支援員やコーディネーターの配置など）等の取組を進める私立学校を助成する。	0	0	国庫支出金	総務部	私学・法人課	
発達障がい者支援センター運営事業	発達障がいの早期発見、発達支援などの支援体制を確立し、発達障がい児・発達障がい者の自立及び社会参加に資するよう、生活全般にわたる一貫した支援を図るため、診断・相談・関係機関の調整・関係職員への情報提供や研修を行う。 1 診断及び相談 2 関係機関の調整 3 関係職員への情報提供・研修 4 普及・啓発	13,265	6,620	国庫支出金 17 諸収入	こども未来局	児童家庭課	
発達障がい者支援体制整備事業	発達障がい者支援センターを中心として、発達障がい児・発達障がい者のライフステージに応じた適切な支援が受けられる体制整備を図る。 1 発達障がい相談支援推進事業 2 発達障がい者支援センター連絡協議会 3 発達障がい児支援者スキルアップ事業 4 かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修事業 5 ペアレント・プログラム	9,977	4,984	国庫支出金	こども未来局	児童家庭課	
「地域で共に学び、共に生きる教育」の推進	障がいのある子どもたちが、障がいのない子どもたちと共に学べる環境整備を進めるために、視覚障害支援講師やADHD通級指導教室講師の配置を行う。	65,443	0		教育庁	義務教育課	
身体に障がいのある生徒に対する支援事業	身体に障害のある生徒が在籍する高等学校において、特に肢体不自由等の重度の障がいを持ち、車いすを常時使用して、段差や階段での自力走行が不可能な生徒に対して、介助員を配置することでその教育活動を支援する。	16,663	43	諸収入	教育庁	高校教育課	
県立特別支援学校学習環境整備事業	特別支援学校の学習環境整備のため、学校設置準備委員会の実施、相馬支援学校等の新たな施設共用開始に伴う物品の整備を行う。	50,963	13,444	国庫支出金	教育庁	特別支援教育課	
高等学校学習支援推進事業	高等学校に在籍する発達障がい等、特別な支援を必要とし、東日本大震災の影響により環境の変化への適応が困難な生徒への支援をより充実させるために、支援の必要な生徒が多く在籍する高等学校に学習支援員を配置し、生徒の実態に即したきめ細やかな支援を行う。	45,502	45,452	国庫支出金	教育庁	特別支援教育課	
障がいのある子ども等の教育相談	特別支援学校は、現在、地域における特別支援教育のセンター的役割を担っている。特に、その中でも地域の特別支援教育に関する相談のニーズが年々高まっている状況にあり、各学校における教育相談担当者の相談業務時間の確保が不可欠になっているため、その時間を確保するための時間講師（教育相談補充教員）を配置する。	3,839	0		教育庁	特別支援教育課	財務課

重	未来へつなぐ子育て・教育充実事業	特別な支援を必要とする子どもたちの就学前から学校卒業後までの切れ目のない支援体制構築のため、小・中学校等や関係機関との連携を図りながら養育や教育に関する相談支援体制の充実を図る。	42,680	0		教育庁	特別支援教育課	
	県立特別支援学校遊具整備事業	県立特別支援学校で老朽化のため使用できない遊具を対象に、幼児児童の安全を確保し学習環境の充実を図るため、遊具の更新を行う。	7,807	7,454	国庫支出金	教育庁	特別支援教育課	
(4) 虐待やドメスティック・バイオレンスの根絶								
	虐待から子どもを守る総合対策推進事業	児童虐待の未然防止及び迅速かつ適切な対応に向けて、関係機関の連携、児童相談所の専門性及び市町村支援の強化を図る。 1 虐待から子どもを守る連絡会議の開催 2 児童虐待ケース対応強化事業 3 市町村虐待対応強化支援事業 4 児童虐待防止普及啓発事業 5 学校等との連携強化事業 6 未成年後見人報酬等補助事業 7 児童虐待ケース対策研修事業 8 児童虐待対応相談員配置事業 9 児童虐待調査委員会	31,066	14,382	国庫支出金 13 諸収入	こども未来局	児童家庭課	
2 非行防止対策と立直り支援の充実								
(1) 非行防止活動の充実								
	暴走族等の根絶に向けた対策の推進	暴走族等根絶条例に基づき策定された暴走族等根絶基本方針に則り、具体的な取組推進計画である「暴走族等の根絶のためのアクションプログラム」により、暴走族等の根絶に向けた各種の取組みの展開を図る。	0	0		生活環境部	生活交通課	福島県暴走族等根絶対策会議
	有害環境から少年を保護する事業	児童・生徒がインターネット利用による犯罪被害やトラブルに巻き込まれる事案が後を絶たないことから、有害環境少年を保護する対応について理解と実践をさせるため、児童・生徒及び保護者等に対する広報啓発用チラシを作成、インターネットに起因する少年の非行防止、犯罪被害防止を図る。	206	102	国庫支出金	警察本部	少年課	
	毎月第3金曜日の街頭補導活動強化の日	学校、少年警察ボランティア等関係機関・団体と連携を図り、街頭活動を強化し、少年の健全育成を図る。	0	0		警察本部	少年課	
	非行防止教室等の開催	小・中・高校生を対象に、再非行の防止や薬物乱用防止等を重点とした非行防止教室を開催して、非行防止対策を推進する。	0	0		警察本部	少年課	
	地域活動の活性化	暴走族根絶地域ネットワークを通じて官民一体となった暴走族を許さない社会環境づくりを推進する。	0	0		警察本部	交通指導課	
	加入防止、脱退促進などの普及啓発	関係機関と協力した加入防止活動や検挙した構成員に対する離脱活動を推進するとともに、保護者等に対する支援活動や普及啓発を推進する。	0	0		警察本部	交通指導課	
(2) 立直り支援活動の充実								
	少年サポート事業	学校、地域、少年警察ボランティア等の関係機関・団体と連携を図り、非行防止のための社会参加活動及び不良行為少年や非行少年のための「居場所づくり」、「立直り支援」を行うもの。	687	85	国庫支出金	警察本部	少年課	

(3) 薬物乱用の防止・啓発							
薬物乱用防止指導員運営事業	<p>薬物乱用防止指導員による地域に根ざした啓発活動を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 薬物乱用防止指導員地区協議会の開催 2 薬物乱用防止指導員連合協議会の開催 3 薬物乱用防止指導員地区協議会への補助 	1,840	1,840	使用料及び手数料	保健福祉部	薬務課	
薬物関連問題相談事業	<p>精神保健福祉センターの機能を活用し、薬物関連問題に対する相談指導、医学的知識の普及等の事業を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 薬物関連専門相談窓口の開設 2 出張薬物関連相談窓口の開設 3 薬物依存症に対する研修会の実施 4 薬物依存者の家族教室の開催 5 薬物関連問題相談窓口の案内 6 薬物関連問題実務担当者会議の開催 	827	827	使用料及び手数料	保健福祉部	薬務課	
覚せい剤・シンナー・ボンド乱用防止事業	<p>薬物乱用防止の啓発と指導取締りの強化を図り、若年層教育指導を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 乱用防止推進体制の充実強化 2 薬物乱用防止指導員研修会及び啓発活動 3 薬物乱用防止教室開催の支援 4 薬物相談窓口の利用PR 	209	209	使用料及び手数料	保健福祉部	薬務課	
「地域で育む」薬物乱用防止意識醸成事業	<p>高校生や医療系の大学生からヤング健康推進委員を任命し、指導員と共に研修会の開催や新たな啓発を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ヤング健康推進員育成事業 2 新たな啓発チャレンジ事業 	2,074	1,207	使用料及び手数料	保健福祉部	薬務課	
薬物乱用防止教室推進事業	<p>学校や地域において効果的な薬物乱用防止教育を推進するため、教職員や指導員が一堂に会して研鑽を深め、指導者を育成する。</p>	0	0		教育庁	健康教育課	薬務課

III 青少年の健全な育成を推進するための社会環境の整備								
1 子どもをはぐくむ家庭づくりと大人の意識改革								
(1) 子どもの成長を支える家庭づくり								
	交通遺児への奨学金の支給	県内の交通遺児等の健やかな成長と勉学の励みとするため、奨学金を支給する。 1 小・中学生、高校生全員 30,000円 2 小学校入学予定児童 70,000円 3 中学校入学予定児童 100,000円 4 中学校卒業予定生徒 150,000円	0	0		生活環境部	生活交通課	(公財)福島県交通遺児奨学金協会
	交通遺児への図書カードの贈呈	県内の交通遺児に対し、その健全な育成を図るため、学習用図書等の購入費用として図書カードを贈呈する。 1 小学生 5,000円分 2 中学生 7,000円分 3 高校生 10,000円分 4 小学校入学予定児童 5,000円分 5 中学校入学予定児童 10,000円分 6 中学校卒業予定生徒 30,000円分	0	0		生活環境部	生活交通課	(公財)福島県交通遺児奨学金協会
	交通遺児への旅行クーポン券の贈呈	県内の交通遺児のうち、小学4年生・中学2年生の家族に対して家族ふれあい旅行の経費の一部として、50,000円分の旅行クーポン券を贈呈する。 ※小学4年生・中学2年生双方がいる場合も同額。	0	0		生活環境部	生活交通課	(公財)福島県交通遺児奨学金協会
	児童相談所の運営	児童相談所において、次の事業を実施する。 1 児童に関する様々な問題における市町村・家庭等からの相談対応 2 各種相談内容に応じた必要な調査並びに医学的・心理学的・教育的・社会的及び精神保健上の判定の実施 3 児童及び保護者等への助言等必要な援助の実施 4 児童の一時保護 5 児童福祉施設への入所等の措置 6 地域の実状に応じ、児童や家庭に対する相談援助活動の企画・実施 7 児童相談所職員の資質向上のための研修の実施	157,593	28,625	国庫支出金 73 諸収入	こども未来局	児童家庭課	
	児童相談所における相談支援及び研修	児童相談所において、児童等及びその保護者等への相談支援及び研修等による児童相談所職員の資質の向上を図ることにより、児童の福祉の増進を図る。	5,819	980	国庫支出金	こども未来局	児童家庭課	
	勤労者福祉融資事業	育児・介護休業期間中に必要な生活資金の融資等により、労働者の生活安定と福祉の向上を図る。	45,000	45,000	諸収入	商工労働部	雇用労政課	東北労働金庫
重	ふくしまを十七字で奏でよう絆ふれあい支援事業	子どもの豊かな心を育成するとともに、人と人との絆を深め、家庭や地域の教育力の向上のために、人と人のかかわりの中で感じた思いや願い、震災からのさらなる復興を願った「ふくしま」への思い等を綴った十七音の作品を募集し、県内外に広く発信する。	2,740	2,740	国庫支出金	教育庁	社会教育課	
(2) 子どもを育てる大人の意識改革								
	男女共生センター啓発及び研修事業・相談事業	男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図り、個人・家庭・地域等における取組が進んでいくよう各種講座を開催する。 また、男女が自立し、生き甲斐のある人生を送ることができるように、日常生活から生じる悩みや就業等にかかる相談を行う。	4,040	0		生活環境部	男女共生課	(公財)福島県青少年育成・男女共生推進機構
重	結婚から子育てまでみんなで支える環境整備事業	県民が安心して家庭を持ち、子どもを生み、育てやすい社会を実現するため、ふくしま結婚・子育て応援センターを運営し、ネットワークを構築するとともに、結婚・妊娠・出産・子育てのライフステージに応じた各種事業を実施する。 1 ふくしまえんむすび事業 2 市町村えんむすび応援事業 3 結婚新生活応援事業 4 ふくしまイクメン事業	90,603	36,916	国庫支出金 諸収入	こども未来局	こども・青年政策課	(公財)福島県青少年育成・男女共生推進機構

重	地域でつながる家庭教育応援事業	「親の学び」を支援するために、PTAと連携し、家庭教育について親自身が学ぶ機会が充実するよう支援する。また、各地域で主体的に家庭教育の支援が行えるよう学習プログラムを作成するとともに、地域で子育てをする親を支援する家庭教育支援者のスキルを高めるための研修会を行う。さらに、企業と連携し地域の家庭教育を推進する。	3,003	3,003	国庫支出金	教育庁	社会教育課	
2 青少年を育成する地域力の強化								
(1) 地域力を生かした青少年の育成								
重	家族で学ぶ防災セミナー	小学生の子を持つ家族を対象に、そなふくノート等を活用したセミナーを開催することで、防災意識の高揚を図る	3,496	0		危機管理部	危機管理課	
重新	“医療の仕事”魅力発信事業	県内の小学生から高校生及びその保護者を対象に、医療の仕事に関心を高めてもらうため、地域の医療機関での医療体験教室や希望する学校への出前講座等を開催する。	10,475	10,475	繰入金	保健福祉部	医療人材対策室	
重	地域学校協働本部事業（放課後子ども教室事業）	地域住民の参画を得て、放課後の小学生が安全で安心して活動できる拠点づくりを進めることにより、子どもの健全育成と安心して子育てできる社会の実現を図る。	139,930	134,033	国庫支出金	教育庁	社会教育課	こども未来局
	体験活動ボランティア推進センター事業	学習支援ボランティア、病院訪問学習支援ボランティア等の登録と活動のコーディネートを進め、地域で教育を支えるしくみをつくる。	0	0		教育庁	社会教育課	
重新	ふくしま創生人財育成事業	福島県では若年層の流出による人材不足が課題となっていることから、福島県の魅力を生徒自身に発見させて郷土への理解を深めさせるとともに、生徒と自治体や企業との接点を増やすことで、「地方創生」という課題を生徒にも共有させる。	18,523	8,174	国庫支出金	教育庁	高校教育課	

(2) 地域コミュニティづくり								
重	地域創生総合支援事業(サポート事業・県戦略事業)	<p>民間団体や市町村等が主体となって行う、個性と魅力にあふれる地域づくりの推進に向けた取組を支援するとともに、地方振興局を中心に出先機関が連携し、地域の実情に応じた事業を実施する。</p> <p>1. サポート事業</p> <p>①一般枠 民間団体が地域の課題を踏まえ、特性をいかして行う広域的な視点に配慮された事業や、先駆的・モデル的な事業を対象に支援する。特に、被災者支援や被災者を含む団体が自ら行う復興関連事業を優先して支援する。</p> <p>②地域創生・市町村枠 市町村等が行う、地域創生の推進に寄与し、それぞれの地域課題の解決に資する事業を支援する。</p> <p>③健康枠 東日本大震災等を背景とした健康課題の解決に向けた取組や、心身の健康の維持・増進を図るため地域ぐるみで行う健康づくり活動など健康長寿ふくしま・「健康」をテーマとしたチャレンジふくしま県民運動の推進に資する事業を支援する。</p> <p>④過疎・中山間地域集落等活性化枠 過疎・中山間地域の集落等や市町村、集落等と協定を結んだ民間団体(協定団体)が行う集落等の再生・活性化に向けた取組を支援する。</p> <p>⑤地域資源事業化枠(里山経済活性化事業) 集落等や民間事業者等が行う、地域資源を活用した収益性が期待できる取組を支援する。</p> <p>⑥地域活力創造・チャレンジ枠 民間団体、民間企業が行う、地域に根ざした収益目的の事業の立ち上げを支援する。</p> <p>2. 県戦略事業 震災に伴う各地域固有の課題に対応・解決するために必要とする事業(地域経営事業)、過疎・中山間地域の振興を図る事業(過疎・中山間地域振興事業)、広域に及ぶ地域課題や年度途中に発生する突発的な課題に対応する事業(地域連携調整事業)を柔軟かつ機動的に実施する。</p>	896,366	516,678 91,434	繰入金 国庫支出金	企画調整部	地域振興課	各地方振興局 企画商工部
	自然公園等施設整備事業補助金	自然公園等における優れた自然の保護と、その利用増進を図るため、施設整備を実施する市町村に対し、工事費の1/2以内の補助を行う。	11,860	10,300	国庫支出金	生活環境部	自然保護課	
	国立公園等施設整備事業	国立公園等の自然環境の保全及び適正な利用を促進するため、公園計画に基づき、公園施設の整備を図る。	171,471	84,600	国庫支出金	生活環境部	自然保護課	
	こどもの夢を応援する事業	<p>子どもの貧困対策について、関係機関が連携して対応し、各種事業が効果的に事業を必要とする子どもたちに届くよう、支援体制を構築する。</p> <p><こどもの将来応援事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークづくりを推進するための会議を開催 ・市町村等の開催する研修会に講師の派遣を行う ・小学一年生の親に対して、各種支援制度をまとめたリーフレットを作成し、配布する ・中学二年生に対して、進学等の各種支援制度をまとめた冊子を作成し、配布する <p><こどもの居場所づくりスタートアップ支援事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに子どもの居場所づくりを行う民間団体の事業に対して、その設置費を補助する。(上限30万円) 	11,364	6,864		こども未来局	こども・青少年政策課	
	青少年会館運営費補助事業	<p>福島県青少年会館の円滑な運営を図るため、(公財)福島県青少年育成・男女推進機構に対し、運営費の一部を補助する。</p> <p><福島県青少年会館事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年情報ステーション事業 ・福島っ子ガンバレ・レクリエーション普及事業 ・青少年活動助成事業 ほか 	51,180	26,957	国庫支出金	こども未来局	こども・青少年政策課	(公財)福島県青少年育成・男女共生推進機構 福島県青少年会館
	”ふなっこ”ふるさと川づくり事業	それぞれの河川が持つ、あるいは持っていた特性の保全や再生、川を舞台とした地域の活動を支援するため、環境や生態系に配慮した河川整備を実施する。	405,000	364,500	県債	土木部	河川整備課	

	都市公園事業	県民の休憩、観賞、散策、運動などのレクリエーションの場を提供するとともに、災害時の避難地、火災延焼防止などの機能を発揮する都市公園の整備を推進する。また、老朽化した公園施設の更新やユニバーサルデザイン化を推進する。	724,755	362,282	国庫支出金	土木部	まちづくり推進課	
	施設管理事業 (自然の家)	福島県自然の家の管理運営及び施設・設備の維持管理を行うとともに、集団宿泊体験や自然体験などの実施を希望する団体を受け入れ、行動計画作成の段階から利用団体にあった助言・指導を行うことにより効率的で充実した活動の実現を図る。	286,928	5,150	使用料及び手数料 財産収入 諸収入	教育庁	社会教育課	
重	地域学校協働本部事業 (地域学校協働活動事業)	学校と地域の連携・協働により子どもを育てる新たな体制づくりを構築するとともに、自立的な復興に向けた地域コミュニティの再生を図りながら、復興に向けて社会総がかりでの教育の実現を目指す。	83,626	80,534	国庫支出金	教育庁	社会教育課	教育総務課 義務教育課
重	地域学校協働本部事業 (評価・検証委員会設置)	学識経験者・事業関係者・地域住民等による委員会を設置し、各事業の実施に伴い、被災地における課題可決に向けての明確な目標設定や効果測定、事業評価・検証を実施する。	1,365	1,365	国庫支出金	教育庁	社会教育課	
(3) 地域の青少年指導者や青少年育成団体活動の推進								
	少年消防クラブ員教育	少年消防クラブの果たす役割を認識させるとともに、クラブ員の交流を通じて、少年消防クラブの強化充実を図る。	0	0		危機管理部	消防保安課	福島県消防学校
	(公財)福島県スポーツ振興基金助成事業 (スポーツを通じた人づくり事業-子どものスポーツ環境に関する事業)	子どもの体を動かす機会の減少や発達段階に応じたスポーツ指導を受けられないなどの課題を解決するために、子どもがその能力や興味・関心に応じ、スポーツ活動に取り組む機会を創出する事業に対し助成する。	7,204	7,204	繰入金	文化スポーツ局	スポーツ課	(公財)福島県スポーツ振興基金
	「緑の輪」推進事業	緑の少年団装備品の整備等に関する補助及び緑の少年団大会等の開催支援を行う。	2,016	2,016	諸収入	農林水産部	森林保全課	(公社)福島県森林・林業・緑化協会
	青少年団体育成指導	青少年団体の育成を図るため、運営、活動について指導助言を行う。	0	0		教育庁	社会教育課	
(4) 県民運動の推進								
	青少年育成県民会議補助金	青少年の健全育成を県民総ぐるみで推進するため設置された福島県青少年育成県民会議の運営費の一部を補助し、事業の円滑な実施を図る。 ＜福島県青少年育成県民会議事業＞ ・青少年育成指導者向けセミナーの開催 ・青少年の健全育成に資する団体・個人の表彰事業 ・少年の主張福島県大会の実施 ・「家庭の日」コンクールの実施	9,595	0		こども未来局	こども・青少年政策課	青少年育成県民会議
	青少年健全育成県民総ぐるみ運動	青少年の健全育成や非行・被害防止についてより効果的に周知すると共に、青少年を社会全体ではぐくむ気運を醸成するため、学校の夏休み期間である7月～8月に、「青少年健全育成県民総ぐるみ運動」を展開する。	220	0		こども未来局	こども・青少年政策課	青少年育成県民会議

3 社会環境の健全化							
(1) 有害環境の浄化活動の推進							
青少年健全育成審議会の開催	県青少年健全育成条例に基づき、青少年に優良な書籍及び映画の推奨や、有害な図書類の指定等を行うため、県青少年健全育成審議会を開催する。	845	0		こども未来局	こども・青少年政策課	
調査指導事業	有害図書類の購入、有害環境の実態調査及び関係業界に対する指導を行う。 ・有害図書類の指定後における書店等の指導 ・自動販売機の届出事項の確認調査及び指導 ・書店、ビデオ店、カラオケ店等の実態調査及び指導	279	0		こども未来局	こども・青少年政策課	
青少年健全育成優良団体・個人の知事表彰	県青少年健全育成条例に基づき、青少年又は青少年団体等でその活動が他の模範であるもの等を表彰し、青少年健全育成に係る県民の意識高揚を図る。	118	0		こども未来局	こども・青少年政策課	
(2) 子どもの安全の確保							
福島県交通安全母の会連絡協議会への補助	福島県交通安全母の会連絡協議会の行う交通事故防止活動（子どもと高齢者の交通安全リーダー研修会、県下一斉交通安全街頭活動等）に係る経費の一部を補助し、家庭を中心とした地域ぐるみの交通安全活動に取り組む。	1,090	0		生活環境部	生活交通課	福島県交通安全母の会連絡協議会
福島県交通対策協議会への補助	福島県交通対策協議会の行う各季の交通安全運動をはじめ、交通安全県民大会の開催、交通死亡事故多発警報の運用、テレビ・ラジオのスポット放送による各種広報啓発等に係る経費の一部を補助し、県民各層の交通安全意識の高揚を図るとともに、関係機関との連携により交通安全対策を推進する。	1,295	0		生活環境部	生活交通課	福島県交通対策協議会
交付金事業（交通安全）	小中高等学校、養護学校の通学路や歩行者の事故が多発している箇所などの歩道整備を重点的に進める。	1,856,392	965,843 798,700	国庫支出金 県債	土木部	道路整備課	
やさしい道づくり推進事業	高齢者や障がい者を含むすべての人が安全に安心して利用できる歩行環境の整備を推進する。	108,000	97,200	県債	土木部	道路整備課	
重 緊急時カウンセラー派遣事業	事故や事件等の緊急時に心のケアが必要な児童生徒に対して、PTSD（心的外傷後ストレス障害）にならないためにすみやかにカウンセラーを派遣しその対応にあたる。	1,458	486		教育庁	義務教育課	
学校安全教室推進事業	学校安全の三領域（生活安全、災害安全、交通安全）について、安全教育担当者を対象に研修会を実施し、学校安全教育の推進・充実を図る。	210	210	国庫支出金	教育庁	健康教育課	
重 被害者等支援連絡協議会	被害者等の置かれている現状を踏まえ、被害者等の視点に立ち、参加機関・団体等の相互協力と緊密な連携によって、被害者等のニーズに対応する各種の支援活動を効果的に促進するとともに、被害者等支援事業に関する広報・啓発等を行う。	74	0		警察本部	県民サービス課	
福島県警察スクールサポーター制度	児童・生徒の登下校時等の安全確保、学校施設の安全対策強化を目的として、非常勤嘱託員となるスクールサポーター16名を管内16署に配置し、登下校時のパトロール、小・中学校等への訪問活動を行うなどして、児童・生徒の安全確認や各種安全対策に必要な指導、助言、情報提供を行う。	22,726	0		警察本部	少年課	

4 令和2年度青少年行政の国の関係機関及び関係団体の事業概要

事業名	事業内容	対象及び人員	実施時期及び場所	担当機関
少年関係機関との連絡協議会	再非行防止についての少年関係機関における最新の施策、取組の実情等の情報及び少年事件の送致を巡る諸問題について取り組むべき課題を共有し、相互の円滑な連携の在り方を協議することで、少年審判手続の充実・強化を図る。	家庭裁判所 検察庁、保護観察所、少年鑑別所、警察署 約40名	(例年6～7月本年度の実施時期未定) 福島家庭裁判所	福島家庭裁判所
第70回社会を明るくする運動	再犯防止し、新たな被害者を生み出さない、安心・安全な犯罪や非行のない明るい社会の実現を目指して、県及び各市町村ごとに推進委員会を結成し、地域の関係機関団体の協力のもとに更生保護事業への理解を深め、犯罪や非行を防止し、立ち直りを見守る地域力を高める。講演会、研究会等を開催し、またはパレード等広報活動を行う。	県民一般	7月中 (同運動強調月間及び再犯防止啓発月間) 県内一円	福島保護観察所 福島県保護司会連合会 地区保護司会 更生保護女性会 BBS会 福島県 更生保護協会
非行防止研究会	更生保護に対する理解を深め、青少年の非行防止を推進するため、地区保護司会が中心となり、関係機関団体及び地域住民の参加を求め、講演会等を行う。	保護司 関係機関団体 地域住民	7～8月 県内随所	福島保護観察所 保護司会 更生保護女性会
学校と保護司との連携強化のための推進事業	“社会を明るくする運動”の強調月間に合わせ、地区保護司会が中心となり、学校を訪問し、「非行・薬物乱用防止の啓発」、「教職員との面談」等を行うことにより、地域での青少年育成の連携を図る。	中学生・高校生 学校教職員 保護司	各中学・高校	福島保護観察所 福島県保護司会連合会 各地区保護司会
ミニ集会 (地域懇談会)	青少年の健全な育成に関する身近なテーマについて、話し合い、青少年非行の防止を推進するため、地域において、更生保護女性会員・保護司が中心となり、地域住民に呼びかけ、地域懇談会を開催する。	保護司 関係機関団体 地域住民	7～8月を中心に通年 県内随所	福島保護観察所 地区保護司会 地区更生保護女性会
BBS会員研修会	BBS活動の諸問題について、研究協議を行い、BBS運動の充実強化を図る。BBS会員を対象とし、実践活動について研究協議を行う。	BBS会員 約30名	年3回 福島市	福島保護観察所 県BBS連盟

事業名	事業内容	対象及び 人 員	実施時期 及び場所	担当機関
更生保護女性会 員研修会	県内各地区更生保護女性会の会員に対し、研修会（活動に必要な知識の習得、会員相互の情報交換及び当面する諸問題についての研究協議）を行う。	更生保護女性 会員	6～10月 県内随所	福島保護観察 所 県更生保護 女性連盟
児童館等施設長 及び児童厚生員 研修会	児童館・児童センターに求められる役割や期待等が一層増加する中、県内児童館・児童センター活動の充実向上と、児童館長・児童厚生員等の資質の向上を図るため。	県内児童館・児 童センター施 設長、児童厚生 員、児童指導員 等	11月初旬（予 定） 県中地区（予 定）	福島県児童館 連絡協議会
児童厚生員・放課 後児童指導員研 修	子どもたちの遊びと生活を支える児童館・放課後児童クラブのあり方や、表現力をのばす遊びの実践法等について学ぶ	児童厚生員・放 課後児童クラ ブの指導員	5月中旬（予 定） 県中地区（予 定）	福島県社 会福祉協 議会
サマーショート ボランティアス クール	県内の大学、短大、専修学校、高等学校、中学校、小学校在学中の学生・生徒・児童及び社会人に夏休みを中心とした一定期間、ボランティアな福祉活動を体験する場を提供することにより、自分たちが住む地域社会の福祉課題や福祉の現状を理解していただき、ボランティア活動の振興を図ることをねらいとして実施する。	① 県内の大学、 短大、専修学 校、高等学校、 中学校、小学 校に在学中の 学生・生徒・ 児童 ② 県内に在住ま たは勤務する 社会人	7～8月 社会福祉施設 等 ※詳細は各市 町村社会福祉 協議会へご確 認ください。	福島県社 会福祉協 議会 市町村社会福 祉協議会 ※実施の有無 については、各 市町村社会福 祉協議会によ り異なります。

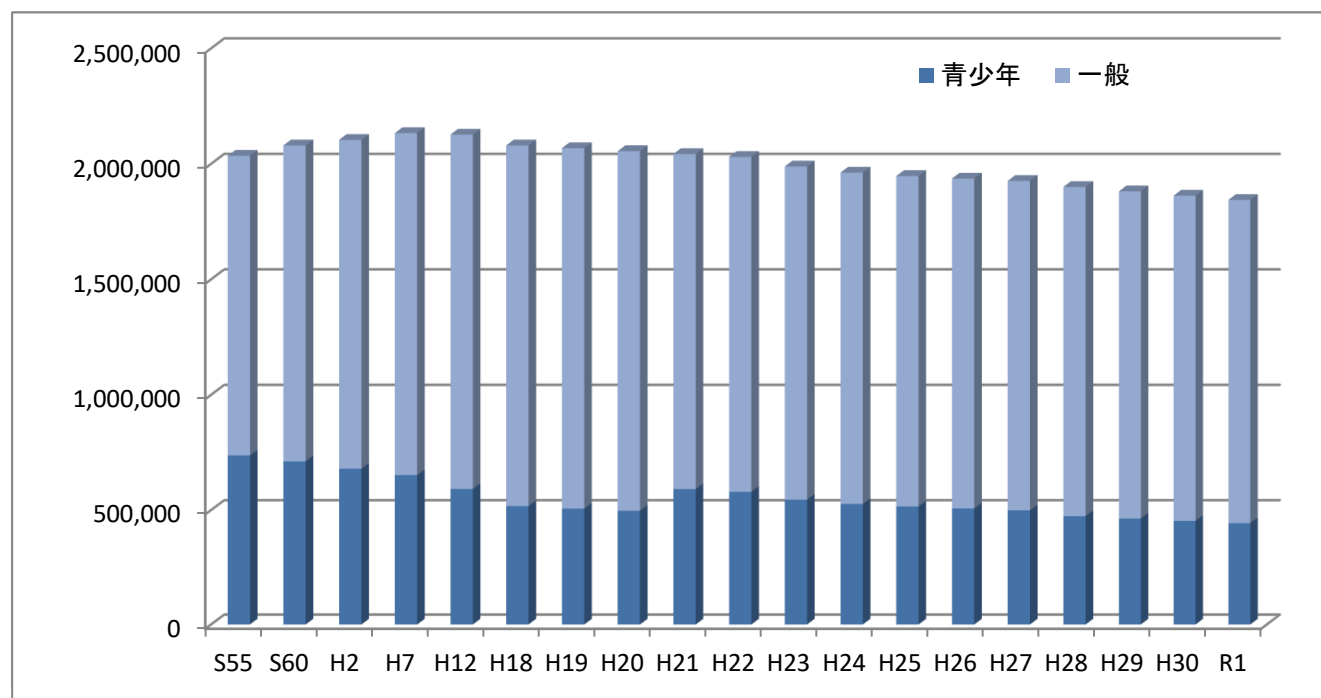
第2部 青少年の現状

第1章 青少年の人口

1 福島県の総人口及び青少年人口の推移

各年10月1日現在（単位：人）

年	総人口（人）	0～24歳（人）	25～29歳（人）	青少年総数（人）	総人口に占める割合（%）
昭和55年	2,035,272	737,890	—	737,890	36.26%
昭和60年	2,080,304	712,213	—	712,213	34.24%
平成2年	2,104,058	680,453	—	680,453	32.34%
平成7年	2,133,592	652,751	—	652,751	30.59%
平成12年	2,126,935	592,712	—	592,712	27.87%
平成18年	2,080,186	517,677	117,248	517,677	24.89%
平成19年	2,068,352	506,851	112,994	506,851	24.51%
平成20年	2,055,496	497,403	107,994	497,403	24.20%
平成21年	2,042,816	489,254	102,772	592,026	28.98%
平成22年	2,030,463	482,217	97,911	580,128	28.57%
平成23年	1,988,995	446,768	99,294	546,062	27.45%
平成24年	1,962,333	432,388	94,488	526,876	26.85%
平成25年	1,947,580	425,843	90,302	516,145	26.50%
平成26年	1,936,630	421,840	85,713	507,553	26.21%
平成27年	1,926,425	418,809	80,574	499,383	25.92%
平成28年	1,900,253	389,143	84,553	473,696	24.93%
平成29年	1,881,382	382,011	81,419	463,430	24.63%
平成30年	1,862,705	375,948	77,152	453,100	24.32%
令和元年	1,844,173	370,732	72,593	443,325	24.04%



（出典：「福島県現住人口調査」）

注1）青少年人口について、平成17年以前は0～24歳までの人口を、平成18年以降は0～29歳までの人口を集計

注2）平成27年は国勢調査年のため、9月1日現在の人口

2 全国の総人口及び青少年人口の推移

各年10月1日現在（単位：千人）

年	総人口	青少年総数			総人口に占める青少年人口の割合（%）
		青少年人口 （0～24歳）	青少年人口 （25～29歳）	合計 （0～29歳）	
昭和55年	117,060	43,620	9,041	52,661	44.99
昭和60年	121,049	43,214	7,823	51,037	42.16
平成2年	123,611	41,294	8,071	49,365	39.94
平成7年	125,570	38,467	8,788	47,255	37.63
平成12年	126,926	34,446	9,809	44,255	34.87
平成18年	127,770	31,171	8,014	39,185	30.67
平成19年	127,771	30,812	7,795	38,607	30.22
平成20年	127,692	30,436	7,630	38,066	29.81
平成21年	127,510	30,002	7,502	37,504	29.41
平成22年	128,062	29,771	7,436	37,207	29.05
平成23年	127,799	29,150	7,219	36,369	28.46
平成24年	127,515	28,870	7,048	35,918	28.17
平成25年	127,298	28,642	6,869	35,511	27.90
平成26年	127,083	28,441	6,678	35,119	27.63
平成27年	127,110	28,341	6,530	34,871	27.43
平成28年	126,933	27,969	6,393	34,362	27.07
平成29年	126,706	27,815	6,291	34,106	26.92
平成30年	126,443	27,651	6,223	33,874	26.79
令和元年	126,167	27,418	6,240	33,658	26.68

注）平成22年のみ9月1日集計。

（出典：総務省統計局「人口推計月報」）

3 地域別青少年人口の割合

令和元年10月1日現在（単位：人）

区分	総人口	青少年人口 （0～29歳）	振興局別青少年人口の割合（%）
県北地方振興局	474,577	113,205	23.85
県中地方振興局	526,545	133,719	25.40
県南地方振興局	138,927	34,759	25.02
会津地方振興局	237,857	54,368	22.86
南会津地方振興局	24,748	4,411	17.82
相双地方振興局	101,288	21,085	20.82
いわき地方振興局	340,231	81,778	24.04
計	1,844,173	443,325	24.04

（出典：「福島県現住人口調査」）

第2章 相談機関

1 児童相談等の状況

○ 児童相談所 相談内容受付状況

(平成30年度)

相談内容	養 護		保 健		障 害		非 行		育 成		その他		計		
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	
県全体	2,892	37.4%	6	0.1%	3,119	40.3%	163	2.1%	632	8.2%	924	11.9%	7,736	100.0	
児 相 別	中央	633	31.4%	1	0.0%	808	40.1%	49	2.4%	251	12.5%	273	13.5%	2,015	100.0
	県中	858	34.7%	1	0.0%	1,058	42.8%	54	2.2%	149	6.0%	350	14.2%	2,470	100.0
	会津	519	42.7%	2	0.2%	480	39.5%	28	2.3%	104	8.6%	83	6.8%	1,216	100.0
	浜	882	43.3%	2	0.1%	773	38.0%	32	1.6%	128	6.3%	218	10.7%	2,035	100.0

○ 児童相談所別 相談処理状況

(平成30年度)

相談内容	面接指導		児童福祉司の指導		福祉事務所送致等		訓戒・誓約		施設入所		里親等への委託		その他		計		
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	
県全体	5,316	70.2%	59	0.8%	86	1.1%	8	0.1%	116	1.5%	46	0.6%	1,937	25.6%	7,568	100.0	
児 相 別	中央	1,216	61.3%	21	1.1%	4	0.2%	2	0.1%	45	2.3%	9	0.5%	687	34.6%	1,984	100.0
	県中	1,807	77.3%	23	1.0%	32	1.4%	0	0.0%	34	1.5%	15	0.6%	426	18.2%	2,337	100.0
	会津	855	70.9%	3	0.2%	12	1.0%	3	0.2%	24	2.0%	5	0.4%	304	25.2%	1,206	100.0
	浜	1,438	70.5%	12	0.6%	38	1.9%	3	0.1%	13	0.6%	17	0.8%	520	25.5%	2,041	100.0

○ 児童相談所 虐待相談受付件数の推移

年 度	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	計
平成18年度	107	15	90	33	245
平成19年度	134	9	90	38	271
平成20年度	100	12	84	41	237
平成21年度	109	12	52	30	203
平成22年度	90	13	72	60	235
平成23年度	130	18	66	48	262
平成24年度	119	15	90	66	290
平成25年度	132	17	88	63	300
平成26年度	122	12	124	141	399
平成27年度	142	17	129	259	547
平成28年度	194	15	156	606	971
平成29年度	224	20	162	771	1177
平成30年度	287	26	214	1022	1549
前年比(%)	128.13%	130.00%	132.10%	132.56%	131.61%

(資料提供：児童家庭課)

2 教育センターの教育相談来所の概況

○ 対象区分別相談件数・人数

(令和元年度)

区 分		知能学業	性格行動	身体神経	進路適性	教育一般	その他	計
幼 児	件数	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0
小 学 生	件数	0	1	0	0	4	3	8
	人数	0	2	0	0	4	3	9
中 学 生	件数	0	9	0	0	0	0	9
	人数	0	10	0	0	0	0	10
高 校 生	件数	0	2	0	0	0	21	23
	人数	0	2	0	0	0	21	23
一 般	件数	0	0	0	0	1	0	1
	人数	0	0	0	0	3	0	3
計	件数	0	12	0	0	5	24	41
	人数	0	14	0	0	7	24	45

(資料提供：「県教育センター」)

3 ヤングテレホンの相談状況

(令和元年)

相談内容・項目別	少 年	成 人	計
非行問題			0
学校(業)関係		1	1
進路問題			0
仕事の問題		4	4
家庭の問題		1	1
しつけの問題			0
異性交際関係			0
友達関係			0
性の問題			0
健康問題			0
その他	1	17	18
総 数	1	23	24

(資料提供：「警察本部県民サービス課」)

第3章 青少年の教育

1 学校数と在学青少年数（各年度5月1日現在）

年 度		23	24	25	26	27	28	29	30	元	
小 学 校	公 立	数	500	487	479	473	463	457	449	443	435
		人	107,043	102,095	99,339	96,776	94,686	92,449	90,657	88,781	86,521
	私 立	数	3	3	3	3	3	3	4	4	4
		人	709	639	642	647	647	613	614	606	587
	国 立	数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		人	676	590	598	614	619	613	615	624	622
計		数	504	491	483	477	467	461	454	448	440
		人	108,428	103,324	100,579	98,037	95,952	93,675	91,886	90,011	87,730

年 度		23	24	25	26	27	28	29	30	元	
中 学 校	公 立	数	238	237	232	229	224	223	221	221	221
		人	58,212	56,922	56,262	54,929	53,608	52,194	50,306	48,473	46,992
	私 立	数	7	7	8	8	8	8	8	8	8
		人	677	653	752	794	829	763	739	764	782
	国 立	数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		人	488	451	432	417	420	420	415	413	409
計		数	246	245	241	238	233	232	230	230	230
		人	59,377	58,026	57,446	56,140	54,857	53,377	51,460	49,650	48,183

年 度		23	24	25	26	27	28	29	30	元		
高 校	公 立	数	93	93	93	93	94	94	93	93	92	
		人	48,497	47,000	44,964	44,060	42,918	42,560	41,678	40,524	38,965	
	私 立	数	19	19	19	18	18	18	18	18	18	
		人	10,465	10,343	10,509	10,892	10,956	10,719	10,470	10,400	10,460	
	計		数	112	112	112	111	112	112	111	111	110
			人	58,962	57,343	55,473	54,952	53,874	53,279	52,148	50,924	49,425

※通信制高校及び通信制課程は除く

年 度		23	24	25	26	27	28	29	30	元	
特 別 支 援 校	公 立	数	22	22	22	22	23	23	24	24	24
		人	2,090	2,161	2,098	2,105	2,118	2,171	2,219	2,251	2,277
	国 立	数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		人	55	53	50	52	52	53	52	52	53
計		数	23	23	23	23	24	24	25	25	25
		人	2,145	2,214	2,148	2,157	2,170	2,224	2,271	2,303	2,330

（出典：「学校統計要覧」）

2 中学高校卒業者の進路状況

(1) 中学校卒業者の進路状況の推移

卒業年月	A卒業者総数		B進学者		C専修学校等		D就業者		E B～D以外の者		進学率(%)		就職率(%)	
	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	本県	全国	本県	全国
平成16年3月	25,067	100.00	24,441	97.50	176	0.70	140	0.56	307	1.22	97.40	97.50	0.60	0.70
平成17年3月	23,593	100.00	22,981	97.41	163	0.69	109	0.46	340	1.44	97.80	97.60	0.50	0.70
平成18年3月	22,851	100.00	22,337	97.75	164	0.72	97	0.42	252	1.10	97.70	97.70	0.50	0.70
平成19年3月	23,127	100.00	22,593	97.69	160	0.69	92	0.40	281	1.22	97.90	97.70	0.50	0.70
平成20年3月	22,333	100.00	21,873	97.94	124	0.56	91	0.41	245	1.10	98.00	97.80	0.50	0.70
平成21年3月	21,807	100.00	21,372	97.94	135	0.56	58	0.41	241	1.10	98.20	97.90	0.30	0.50
平成22年3月	21,930	100.00	21,529	98.17	145	0.66	46	0.21	209	0.95	98.00	98.00	0.30	0.40
平成23年3月	20,887	100.00	20,465	97.98	144	0.69	60	0.29	184	0.88	98.10	98.20	0.30	0.40
平成24年3月	20,220	100.00	19,835	98.10	170	0.84	55	0.27	160	0.79	98.20	98.30	0.30	0.40
平成25年3月	19,427	100.00	19,072	98.17	136	0.70	59	0.30	160	0.82	98.20	98.40	0.30	0.40
平成26年3月	19,782	100.00	19,388	98.01	164	0.83	73	0.37	157	0.79	98.00	98.40	0.40	0.40
平成27年3月	18,929	100.00	18,546	97.98	190	1.00	56	0.30	137	0.72	98.00	98.50	0.30	0.40
平成28年3月	18,824	100.00	18,487	98.21	175	0.93	43	0.23	119	0.63	98.20	98.70	0.20	0.30
平成29年3月	18,482	100.00	18,130	98.10	177	0.96	34	0.18	141	0.76	98.10	98.80	0.20	0.30
平成30年3月	17,622	100.00	17,314	98.25	159	0.90	32	0.18	117	0.66	98.30	98.80	0.20	0.20
平成31年3月	17,241	100.00	16,985	98.52	131	0.76	20	0.12	105	0.61	98.50	98.80	0.10	0.20

(2) 高校卒業者の進路状況の推移

卒業年月	A卒業者総数		B進学者		C専修学校等		D就業者		E B～D以外の者		進学率(%)		就職率(%)	
	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	本県	全国	本県	全国
平成16年3月	24,081	100.00	8,425	34.99	6,654	27.63	6,643	27.59	2,359	9.80	35.00	45.30	31.00	16.90
平成17年3月	23,772	100.00	8,944	37.62	6,372	26.80	6,797	28.59	1,659	6.98	37.60	47.30	28.90	17.40
平成18年3月	22,449	100.00	8,868	39.50	5,866	26.13	6,590	29.36	1,125	7.00	39.50	49.30	29.60	18.00
平成19年3月	22,209	100.00	9,141	41.16	5,365	24.16	6,661	29.99	1,040	5.00	41.20	51.20	30.20	18.50
平成20年3月	20,833	100.00	8,882	42.63	4,440	21.31	6,538	31.38	973	4.67	42.60	52.80	31.60	19.00
平成21年3月	20,214	100.00	8,778	42.63	4,444	21.31	5,961	31.38	1,031	4.67	43.40	53.90	29.70	18.20
平成22年3月	20,524	100.00	9,043	44.06	5,032	24.52	5,272	25.69	1,176	5.73	44.10	54.30	26.00	15.80
平成23年3月	19,726	100.00	8,351	42.33	4,742	24.04	5,405	27.40	1,206	6.11	42.30	53.90	27.60	16.30
平成24年3月	19,100	100.00	8,235	43.12	4,704	24.63	5,391	28.23	770	4.03	43.10	53.50	28.40	16.80
平成25年3月	19,067	100.00	8,262	43.33	4,718	24.62	5,409	28.37	678	3.56	43.30	53.20	28.50	17.00
平成26年3月	18,103	100.00	8,015	44.27	4,410	24.36	5,094	28.14	584	3.23	44.30	53.80	28.30	17.50
平成27年3月	17,847	100.00	7,901	44.27	4,223	23.66	5,224	29.27	499	2.80	44.30	54.50	29.40	17.80
平成28年3月	17,387	100.00	7,948	45.71	3,935	22.63	5,028	28.92	476	2.74	45.70	54.50	29.10	17.90
平成29年3月	17,607	100.00	8,039	45.66	4,030	22.89	4,947	28.10	591	3.36	45.70	54.70	28.30	17.80
平成30年3月	16,967	100.00	7,862	46.34	3,516	20.72	4,902	28.89	687	4.05	46.30	54.70	29.10	17.60
平成31年3月	16,850	100.00	7,721	45.82	3,573	21.20	4,906	29.12	650	3.86	45.80	54.70	29.30	17.70

※ Eについては、B～D以外の者すべてを計上している。

(出典：「学校基本調査」)

3 高校の退学者数

(1) 令和元年度 福島県「私立」高等学校「中途退学者」状況

区 分		退 学 者 数										
(4/1現在)		理 由								合 計		
学 年	在 籍 者 数	学 業 不 振	学 校 生 活 ・ 学 業 不 適 応 者	進 路 変 更	病 気 ・ け が ・ 死 亡	経 済 的 理 由	家 庭 の 事 情	問 題 行 動 等	そ の 理 由	他 由	合 計	在 籍 者 数 に 占 め る 中 退 学 者 の 割 合
1 年	3,541		14	33	1		2	2	3	55	1.55	
2 年	3,333		9	17	2			1	6	35	1.05	
3 年	3,388	1		10	1			3	3	18	0.53	
通 信 制	1,054	1	28	4	2	1	9		1	46	4.36	
合 計	11,316	2	51	64	6	1	11	6	13	154	1.36	

(出典：「福島県私立中学高等学校協会資料」)

(2) 令和元年度 福島県「県立」高等学校「中途退学者」状況

【全日制】

区 分		退 学 者 数										
(5/1現在)		理 由								合 計		
学 年	在 籍 者 数	学 業 不 振	学 校 生 活 ・ 学 業 不 適 応 者	進 路 変 更	病 気 ・ け が ・ 死 亡	経 済 的 理 由	家 庭 の 事 情	問 題 行 動 等	そ の 理 由	他 由	合 計	在 籍 者 数 に 占 め る 中 退 学 者 の 割 合
1 年	12,299	0	29	34	3	1	3	2	2	74	0.60	
2 年	12,492	1	24	23	1	0	1	1	1	52	0.42	
3 年	12,286	1	11	10	1	0	1	2	1	27	0.22	
合 計	37,077	2	64	67	5	1	5	5	4	153	0.41	

【定時制】

区 分		退 学 者 数										
(5/1現在)		理 由								合 計		
学 年	在 籍 者 数	学 業 不 振	学 校 生 活 ・ 学 業 不 適 応 者	進 路 変 更	病 気 ・ け が ・ 死 亡	経 済 的 理 由	家 庭 の 事 情	問 題 行 動 等	そ の 理 由	他 由	合 計	在 籍 者 数 に 占 め る 中 退 学 者 の 割 合
1 年	76	0	2	1	0	0	0	0	0	3	3.95	
2 年	83	0	2	3	1	0	3	0	0	9	10.84	
3 年	53	0	0	1	0	0	0	2	0	3	5.66	
4 年	66	1	0	0	1	0	0	1	0	3	4.55	
合 計	278	1	4	5	2	0	3	3	0	18	6.47	

(出典：「平成30年度福島県立高等学校中途退学者の状況について」)

4 不登校児童生徒数の推移（国・公・私立校）（福島県）

年 度		22	23	24	25	26	27	28	29	30
小 学 校	公 立	249	231	209	202	280	309	298	326	412
	私 立	0	0	0	0	0	0		0	0
	国 立	0	0	0	0	0	0		0	0
計		249	231	209	202	280	309	298	326	412

年 度		22	23	24	25	26	27	28	29	30
中 学 校	公 立	1,434	1,330	1,272	1,352	1,472	1,553	1,541	1,536	1,680
	私 立	0	0	0	0	0	0		0	0
	国 立	0	0	0	0	0	0		0	0
計		1,434	1,330	1,272	1,352	1,472	1,553	1,541	1,536	1,680

○不登校の定義： 「何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的な要因・背景により登校しない、あるいは、したくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」（文部科学省）

5 いじめ発生件数の推移（福島県）

年 度		22	23	24	25	26	27	28	29	30
全 国		77,630	70,231	198,109	185,860	188,057	188,072	323,808	414,378	543,933
小 学 校	件 数	60	47	283	101	464	650	1,135	3,323	4,972
中 学 校	件 数	99	87	306	116	264	470	617	1,157	1,399
高 校	件 数	64	37	151	34	125	95	193	299	242
特別支援	件 数	9	4	6	2	1	5	28	10	26
計（本県）		232	175	746	253	854	1,220	1,973	4,789	6,639
千人当り 発生件数	全 国	5.5	5.0	14.3	13.4	13.7	13.7	23.9	30.9	40.9
	本 県	1.0	0.8	3.4	1.2	4.1	5.8	9.9	24.3	34.7

○いじめの定義： 児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。（文部科学省）

6 校内外暴力行為発生状況の推移（福島県）

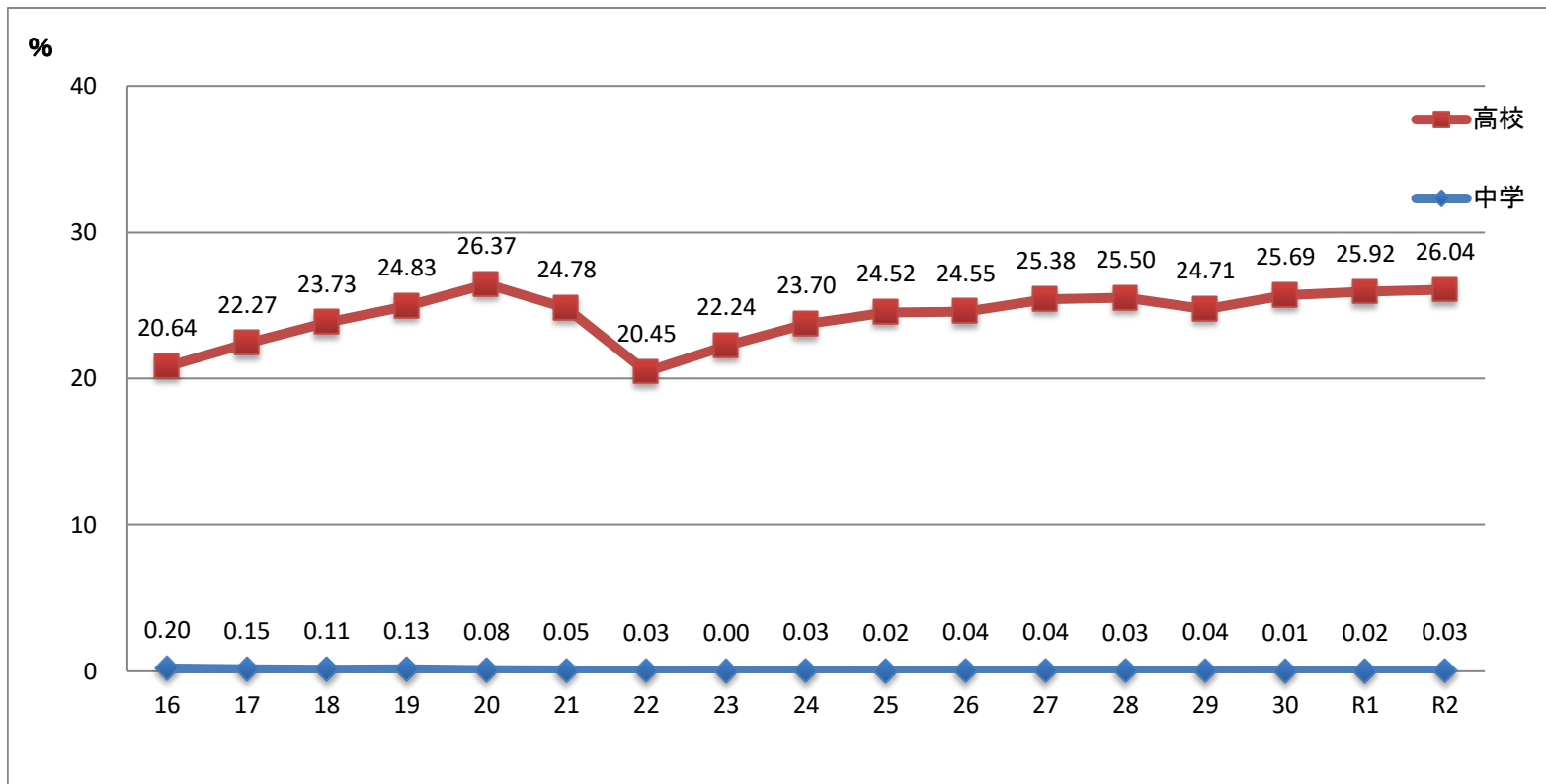
年 度		22	23	24	25	26	27	28	29	30
全 国		60,305	55,857	55,836	59,345	54,242	56,806	59,457	63,325	72,940
小 学 校	件 数	2	7	10	46	5	39	151	225	287
中 学 校	件 数	89	56	47	31	33	74	147	183	186
高 校	件 数	123	139	160	90	103	129	86	80	79
計（本県）		214	202	217	167	141	242	384	488	552
千人当り 発生件数	全 国	4.3	4.0	4.1	4.3	4.0	4.0	4.4	4.8	5.5
	本 県	1.0	0.9	1.0	0.9	0.7	1.2	2.0	2.5	3.0

○暴力行為の定義： 「自校の児童生徒が起こした暴力行為」を指すものとし、「対教師暴力」、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力を除く）、学校の施設・設備等の「器物破損」の四形態に分類される。（文部科学省）

（以上出典：「各年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

第4章 青少年の労働

1 新規学校卒業者に占める就職者の割合



卒業年	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	
中学校	卒業者	25,180	23,711	22,875	23,790	22,364	21,947	21,694	20,951	20,208	19,429	19,929	19,076	18,900	18,365	17,893	17,516	16,755
	就職希望者数	54	54	48	40	27	33	29	3	15	8	11	16	9	9	4	5	7
	就職者	50	35	25	32	19	10	6	1	6	3	7	8	5	7	2	3	5
	希望者就職率	92.59	64.81	52.08	80.00	70.37	30.30	20.69	33.33	40.00	37.50	63.64	50.00	55.56	77.78	50.00	60.00	71.43
高校	卒業者	25,029	24,777	23,130	23,133	21,756	21,305	21,627	20,970	20,056	20,258	19,124	18,821	18,279	18,586	17,835	17,701	17,384
	就職希望者数	5,244	5,537	5,504	5,761	5,750	5,498	4,727	4,990	4,876	5,042	4,752	4,807	4,684	4,617	4,610	4,608	4,539
	就職者	5,167	5,518	5,489	5,745	5,738	5,279	4,422	4,663	4,753	4,967	4,694	4,776	4,662	4,593	4,581	4,588	4,527
	希望者就職率	98.53	99.66	99.73	99.72	99.79	96.02	93.55	93.45	97.48	98.51	98.78	99.36	99.53	99.48	99.37	99.57	99.74

※ 各年3月末日現在の値（中学校：確定値／高校：参考値）（資料提供：福島労働局職業安定部）

2 新規学校卒業者の求人数推移（注）

卒業年	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2
中学校	366	371	315	354	467	447	106	106	6	5	7	14	8	7	3	7	13
高校	7,800	8,964	9,366	10,618	10,699	9,948	5,630	5,550	4,519	6,414	7,687	8,655	9,148	8,813	9,344	10,114	9,672

※ 各年3月末日現在参考値（資料提供：福島労働局職業安定部）

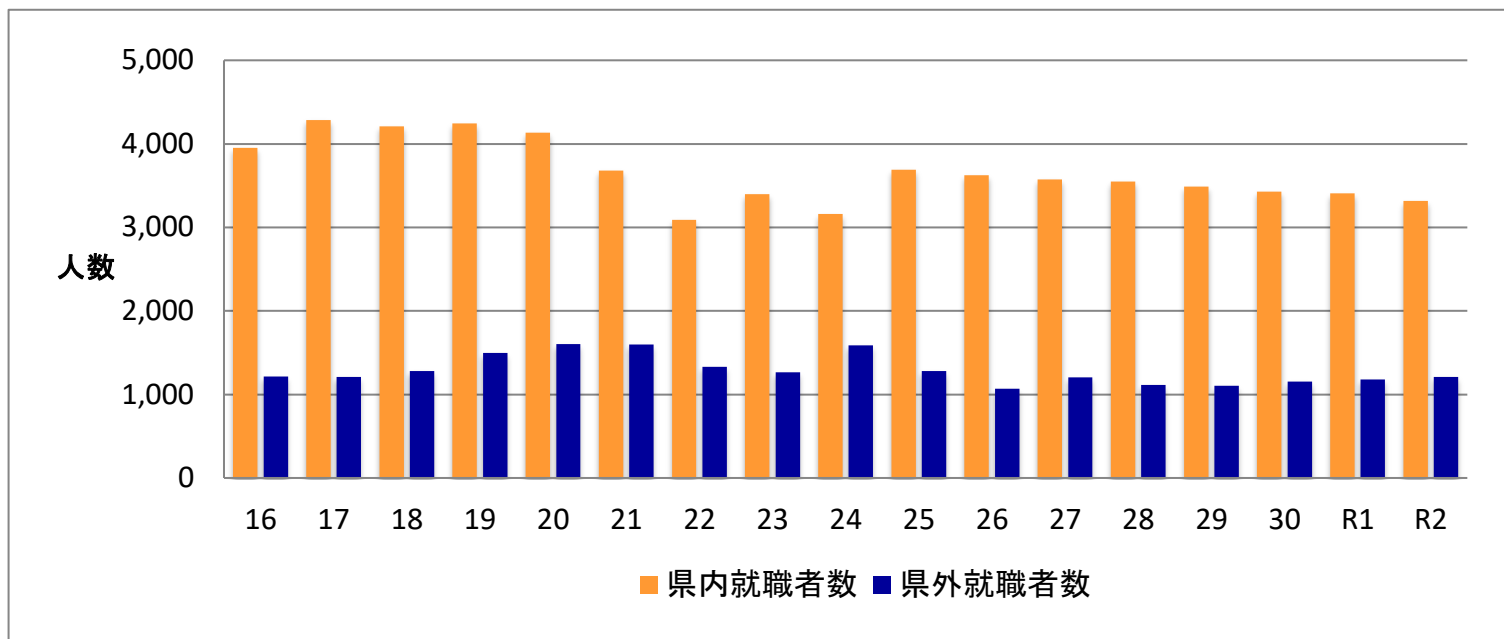
3 求人倍率の推移（注）

卒業年	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2
中学校	5.69	6.87	6.56	8.85	17.30	13.55	3.66	35.33	0.42	0.63	0.70	0.88	0.89	0.78	0.75	1.40	1.86
高校	1.44	1.62	1.68	1.84	1.85	1.81	1.19	1.11	1.38	1.71	2.09	1.80	1.95	1.91	2.04	2.19	2.13

※ 各年3月末日現在参考値（資料提供：福島労働局職業安定部）

注）新規学校（高校）卒業者の求人数及び求人倍率については平成24年度から県内求人のみを計上

4 新規高校卒業者の県内外就職状況の推移

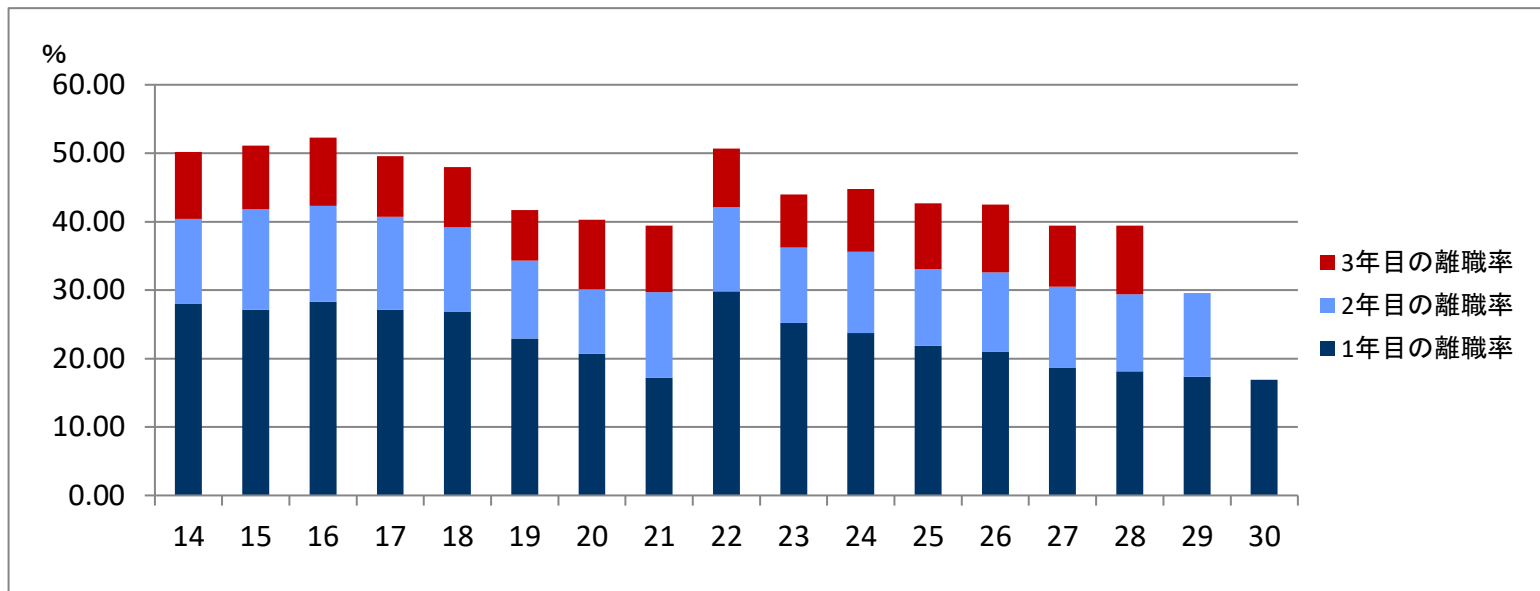


卒業年	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2
県内就職者数	3,950	4,286	4,207	4,247	4,134	3,682	3,090	3,397	3,163	3,688	3,624	3,572	3,547	3,489	3,426	3,410	3,317
県外就職者数	1,217	1,208	1,282	1,498	1,604	1,597	1,332	1,266	1,590	1,279	1,070	1,204	1,115	1,104	1,155	1,178	1,210

※ 各年3月末日現在参考値 (資料提供：福島労働局職業安定部)

5 在職期間別離職率の推移

高校卒業 (各年3月卒)



卒業年	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
1年目の離職率	28.00	27.10	28.30	27.10	26.80	22.90	20.70	17.20	29.80	25.20	23.70	21.90	21.00	18.70	18.10	17.30	16.90
2年目の離職率	12.40	14.70	14.00	13.60	12.40	11.40	9.40	12.50	12.30	11.00	11.90	11.20	11.60	11.80	11.30	12.30	—
3年目の離職率	9.80	9.30	10.00	8.90	8.80	7.40	10.20	9.70	8.60	7.80	9.20	9.60	9.90	8.90	10.00	—	—
合計	50.20	51.10	52.30	49.60	48.00	41.70	40.30	39.40	50.70	44.00	44.80	42.70	42.50	39.40	39.40	29.60	16.90

※ 各年3月末日現在確定値 (資料提供：福島労働局職業安定部)

第5章 青少年の国際交流活動

1 県民の海外派遣（内閣府青少年国際交流事業における本県からの派遣者数）

年度	35	36	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
人員	1	2	1	1	1	2	6	6	5	13	7	8	6	7	6	7
累計	1	3	4	5	6	8	14	20	25	38	45	53	59	66	72	79

年度	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5
人員	7	7	9	7	11	8	7	5	3	6	1	1	3	1	1	2
累計	86	93	102	109	120	128	135	140	143	149	150	151	154	155	156	158

年度	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
人員	1	1	2	1	5	4	3	4	1	5	4	4	4	2	2	0
累計	159	160	162	163	168	172	175	179	180	185	189	193	197	199	201	201

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1
人員	1	2	1	0	3	1	2	4	2	4
累計	202	204	205	205	208	209	211	215	217	221

2 外国青年の受け入れ

年度	12		13		14		
事業名	青年招へい事業	アジア太平洋青年招へい事業	青年招へい事業	21世紀ルネッサンス青年リーダー招へい事業	青年招へい事業	21世紀ルネッサンス青年リーダー招へい事業	英国青少年指導者招へい
受入国	インドネシア	インドネシア・モンゴル・パプアニューギニア・タイ	インドネシア	ベルギー・パラオ・ロシア	インドネシア	ブルネイ・カンボディア・シンガポール・ラオス・マレーシア・ミャンマー・フィリピン・インドネシア・タイ・ウエトナム・オーストラリア・バレーン・カナダ・エジプト・フィンランド・インド・メキシコ・ニュージランド・アラブ首長国連邦・アメリカ	イギリス
実施主体地（民泊地）	県中	会津	県北	いわき	いわき	県北・会津・相双	県北・いわき
受入団体	福島県青年海外派遣友の会	福島県青年海外派遣友の会	福島県青年海外派遣友の会	船と翼の会ふくしま	福島県青年海外派遣友の会	船と翼の会ふくしま	福島県青年海外派遣友の会
受入人員	24	19	23	14	23	20	10

年度	15		16		17		18
事業名	青年招へい事業	21世紀ルネッサンス青年リーダー招へい事業	青年招へい事業	21世紀ルネッサンス青年リーダー招へい事業	青年招へい事業	21世紀ルネッサンス青年リーダー招へい事業	21世紀ルネッサンス青年リーダー招へい事業
受入国	インドネシア	ブルネイ・カンボディア・インドネシア・ラオス・マレーシア・ミャンマー・シンガポール・フィリピン・タイ・ウエトナム・オーストラリア・カナダ・コスタリカ・エジプト・英国・フィジー・ギリシャ・インド・メキシコ・タンザニア	インドネシア	ブルネイ・カンボディア・インドネシア・ラオス・マレーシア・ミャンマー・フィリピン・シンガポール・タイ・ウエトナム・バレーン・ケニア・ニュージランド・ノルウェー・ベルギー・スウェーデン・アラブ首長国連邦・ベネズエラ	タイ	ブルネイ・カンボディア・インドネシア・ラオス・マレーシア・ミャンマー・フィリピン・シンガポール・タイ・ウエトナム・バレーン・ニュージランド・コスタリカ・エジプト・ギリシャ・インド・メキシコ・ソロモン・タンザニア・アメリカ	ブルネイ・カンボディア・インドネシア・ラオス・マレーシア・ミャンマー・フィリピン・シンガポール・タイ・ウエトナム・バレーン・カナダ・コスタリカ・フィジー・モリシャス・ニュージランド・スリランカ・スウェーデン・アラブ首長国連邦・ベネズエラ
実施主体地（民泊地）	いわき	郡山、会津若松	いわき	猪苗代町、会津若松市	いわき	福島市	福島市、白河市西郷村
受入団体	福島県青年海外派遣友の会	船と翼の会ふくしま	福島県青年海外派遣友の会	船と翼の会ふくしま	福島県青年海外派遣友の会	船と翼の会ふくしま	船と翼の会ふくしま
受入人員	23	20	23	19	20	20	20

年度	19	20	21	22	23	24	25
事業名	東南アジア青年の船	東南アジア青年の船	東南アジア青年の船	東南アジア青年の船			東南アジア青年の船
受入国	ブルネイ、カンボディア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ヴェトナム、日本	ブルネイ、カンボディア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ヴェトナム、日本	ブルネイ、カンボディア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ヴェトナム	ブルネイ、カンボディア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ヴェトナム、日本	(東日本大震災等のため、受入中止)	(東日本大震災等のため、受入中止)	ブルネイ、カンボディア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ヴェトナム、日本
実施主体地(民泊地)	福島市	郡山市	郡山市	郡山市			郡山市
受入団体	船と翼の会 ふくしま	船と翼の会 ふくしま	船と翼の会 ふくしま	船と翼の会 ふくしま			船と翼の会 ふくしま
受入人員	30	30	25	29			29

年度	26	27	28	29	30	R1
事業名	青年社会活動コアリーダー育成プログラム	東南アジア青年の船	東南アジア青年の船		東南アジア青年の船	東南アジア青年の船
受入国	英国 ドイツ デンマーク	ブルネイ、カンボディア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ヴェトナム、日本	ベトナム、タイ、カンボジア、シンガポール、インドネシア、ブルネイ、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、日本	不実施	ベトナム、タイ、カンボジア、シンガポール、インドネシア、ブルネイ、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、日本	ベトナム、タイ、カンボジア、シンガポール、インドネシア、ブルネイ、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、日本
実施主体地(民泊地)	福島市	郡山市	福島市		福島市	福島市
受入団体	船と翼の会 ふくしま	船と翼の会 ふくしま	船と翼の会 ふくしま		船と翼の会 ふくしま	船と翼の会 ふくしま
受入人員	13	29	30		30	30

(資料提供：こども・青少年政策課)

第6章 少年非行の概況

1 非行少年の推移

↓基準年

年 別	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	
総 数	人 員	1,792	1,645	1,500	1,796	1,251	986	814	710	533	465	367	296	299
	指 数	100.00	91.80	83.71	100.22	69.81	55.02	45.42	39.62	29.74	25.95	20.48	16.52	16.69
刑 法 犯 少 年	人 員	1,724	1,543	1,400	1,696	1,169	890	723	654	456	412	308	235	230
	指 数	100.00	89.50	81.21	98.38	67.81	51.62	41.94	37.94	26.45	23.90	17.87	13.63	13.34
特 別 法 犯 少 年	人 員	51	76	73	74	63	67	73	39	51	38	47	46	57
	指 数	100.00	149.02	143.14	145.10	123.53	131.37	143.14	76.47	100.00	74.51	92.16	90.20	111.76
ぐ 犯 少 年	人 員	17	26	27	26	19	29	18	17	26	15	12	15	12
	指 数	100.00	152.94	158.82	152.94	111.76	170.59	105.88	100.00	152.94	88.24	70.59	88.24	70.59

注1) 刑法犯少年：刑法に定められた罪を犯した犯罪少年（14歳以上）及び触法少年（13歳以下）

注2) 特別法犯少年：刑法以外の法律に定める罪を犯した犯罪少年及び触法少年（道路交通関係法令違反を除く）

注3) ぐ犯少年：保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど一定の理由があって、その性格又は環境に照らして、将来犯罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

2 非行少年（交通非行少年を除く）補導数

		平成30年(人)	令和元年(人)	増 減 (人)	増 減 率 (%)	
非 行 少 年 等	非 刑 法 犯 少 年	犯 罪 少 年	144	145	1	0.69
		触 法 少 年	91	85	△ 6	△ 6.59
		小 計	235	230	△ 5	△ 2.13
	特 別 法 犯 少 年	犯 罪 少 年	43	50	7	16.28
		触 法 少 年	3	7	4	133.33
		小 計	46	57	11	23.91
	ぐ 犯 少 年	15	12	△ 3	△ 20.00	
	計	296	299	3	1.01	
	不 良 行 為 少 年	1,924	1,924	0	0.00	
	総 計	2,220	2,223	3	0.14	

注) 不良行為少年：非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜徘徊、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年

(以上資料提供：警察本部少年課)

3 交通非行少年の補導数

	平成30年(人)	令和元年(人)	増減(人)	増減率(%)
総数	1,411	1,369	△42	△2.98
交通に関する業務上過失傷害	183	149	△34	△18.58
道交法違反	1,228	1,220	△8	△0.65

(資料提供：警察本部交通指導課)

4 刑法犯少年の罪種別状況

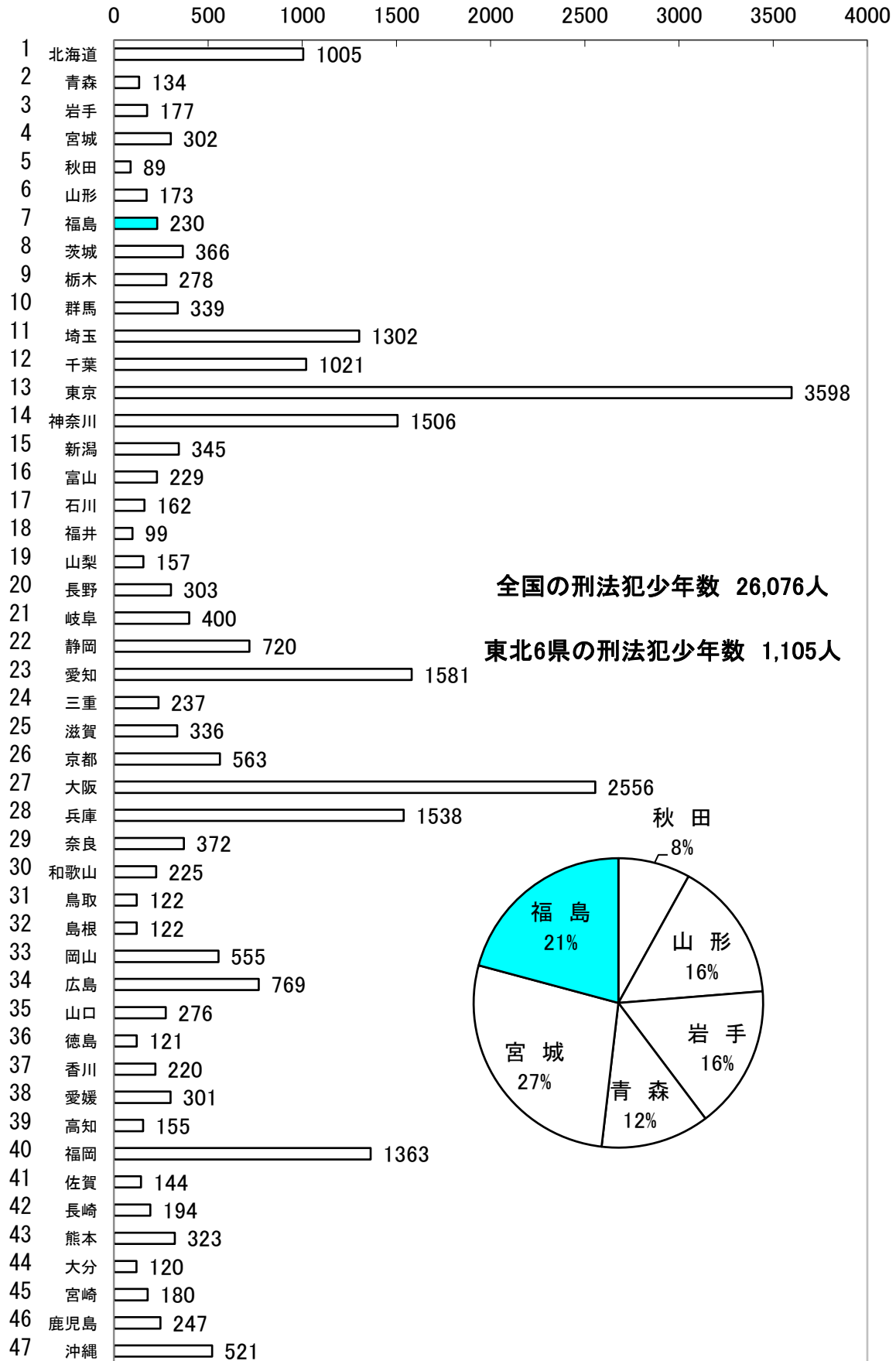
	平24年 (人)	平25年 (人)	平26年 (人)	平27年 (人)	平28年		平29年		平30年		令元年		
					(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)	
総数	1,679	723	654	456	412	100.00	308	100.00	235	100.00	230	97.87	
凶悪犯	殺人	0	1	0	0	1	0.24	1	0.32	0	0.00	0	0.00
	強盗	5	0	2	2	1	0.24	1	0.32	0	0.00	2	0.85
	放火	3	2	0	1	1	0.24	1	0.32	0	0.00	0	0.00
	強制性交等	4	1	0	0	2	0.49	0	0.00	3	1.28	1	0.43
	小計	12	4	2	3	5	1.21	3	0.97	3	1.28	3	1.28
粗暴犯	凶器準備集合	0	0	0	0	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	暴行	29	28	15	24	11	2.67	19	6.17	12	5.11	15	6.38
	傷害	64	76	65	41	32	7.77	38	12.34	17	7.23	19	8.09
	脅迫	0	2	0	6	1	0.24	2	0.65	0	0.00	0	0.00
	恐喝	31	9	9	7	7	1.70	11	3.57	3	1.28	4	1.70
小計	124	115	89	78	51	12.38	70	22.73	32	13.62	38	16.17	
窃盗犯	1,138	411	410	284	243	58.98	179	58.12	155	65.96	135	57.45	
知能犯	詐欺	4	3	4	7	11	2.67	3	0.97	2	0.85	5	2.13
	横領	2	0	0	0	0	0.00	0	0.00	1	0.43	0	0.00
	偽造	0	0	2	0	0	0.00	1	0.32	0	0.00	0	0.00
	その他	0	0	0	0	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	小計	6	3	6	7	11	2.67	4	1.30	3	1.28	5	2.13
風俗犯	と博	0	0	0	0	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	わいせつ	16	11	10	8	13	3.16	8	2.60	3	1.28	6	2.55
	小計	16	11	10	8	13	3.16	8	2.60	3	1.28	6	2.55
その他	383	179	137	76	89	21.60	44	14.29	39	16.60	43	18.30	

5 刑法犯少年の学職別状況

	平24年 (人)	平25年 (人)	平26年 (人)	平27年 (人)	平28年		平29年		平30年		令元年		
					(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)	
総数	890	723	654	456	412	100.00	308	100.00	235	100.00	230	100.00	
未就学	0	1	1	0	0	0.00		0.00	1	0.43	1	0.43	
学生	小学生	69	68	57	55	78	18.93	53	17.21	50	21.28	54	23.48
	中学生	254	217	231	140	100	24.27	74	24.03	71	30.21	56	24.35
	高校生	340	259	197	150	116	28.16	94	30.52	53	22.55	61	26.52
	大学生	20	13	10	7	5	1.21	5	1.62	6	2.55	6	2.61
	他の学生	8	15	7	8	12	2.91	6	1.95	1	0.43	3	1.30
小計	691	572	502	360	311	75.49	232	75.32	181	77.02	180	78.26	
有職少年	95	73	92	66	57	13.83	45	14.61	33	14.04	37	16.09	
無職少年	104	77	59	30	44	10.68	31	10.06	20	8.51	12	5.22	

(以上資料提供：警察本部少年課)

6 刑法犯少年の都道府県別状況（令和元年）



(人)

(資料提供：警察本部少年課)

第7章 青少年を取り巻く環境

1 青少年健全育成条例の運用状況

(1) 優良映画等の推奨

年 度 別	53～15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	計
映 画 (本)	73	1	3	3	1	1	1	2	0	1	1	1	1	1	1	1	2	94
図 書 (冊)	54	12	11	14	11	6	6	7	3	7	6	4	4	6	6	8	8	173

(2) 条例に基づく表彰の状況

年 度 別	53～15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	計
個 人 (人)	101	4	4	5	0	7	5	4	2	6	5	6	7	6	7	8	8	185
団 体 (団 体)	52	1	3	1	3	1	2	3	1	2	3	2	5	3	5	2	4	93

(3) 青少年に有害な図書類の個別指定状況

年 度 別	53～15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	計
指 定 図 書 数 (冊)	6,468	34	9	6	24	25	27	20	3	13	11	12	14	5	1	2	6	6,680
指 定 ビ デ オ 数 (本)	494	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	494

※個別指定制度：一定の図書類について、福島県青少年健全育成審議会の図書類ごとの個別審査に基づく答申を受け、知事が、福島県青少年健全育成条例第18条第1項の規定により、「青少年（18歳未満の者）に有害なもの」として指定する制度。

※包括指定制度：特に有害性の強い一定の図書類について、福島県青少年健全育成条例第18条第2項の規定により、福島県青少年健全育成審議会の個別審査等を経ることなく、自動的に「青少年（18歳未満の者）に有害なもの」とみなす制度。本県では平成7年より導入されている。

(以上資料提供：こども・青少年政策課)

(4) 条例の規定に違反し、警察が検挙した状況

年 度 別	53～15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	計
検 挙 件 数 (件)	2,809	43	51	65	63	113	90	92	72	68	60	48	55	34	42	55	56	3,816
検 挙 人 員 (人)	1,703	37	52	59	51	111	92	99	73	78	66	39	42	35	35	50	55	2,677
被 害 者 人 員	2,197	37	45	52	57	135	102	116	82	86	79	48	46	40	45	48	60	3,275

(資料提供：警察本部少年課)

(5) 図書類自動販売機設置台数の推移（基準日：各年10月1日）

年 度 別	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
設 置 台 数	458	382	360	307	250	217	199	141	141	126	138	138	139	136	111	111	114	47	33
(上記のうちビデオ テープ収納台数)	400	318	319	266	188	161	84	45	22	26	24	16	3	0	0	0	0	0	0

(資料提供：こども・青少年政策課)

2 市町村別図書類自動販売機等設置台数

地方振興局	市町村名	27年10月		28年10月		29年10月		30年10月		R1年10月		比較増減 (A-B)
			うち未使用等		うち未使用等		うち未使用等	(B)	うち未使用等	(A)	うち未使用等	
県北	福島市	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0
	伊達市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	二本松市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(旧飯野町)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大玉村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0
県中	郡山市	50	1	59	0	71	60	10	1	10	1	0
	鏡石町	10	0	6	0	6	0	6	0	6	0	0
	三春町	2	0	2	0	2	1	2	0	2	0	0
	小野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	62	1	67	0	79	61	18	1	18	1	0
県南	白河市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	泉崎村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中島村	4	0	4	0	4	0	4	0	0	0	△4
	棚倉町	8	0	8	0	8	0	4	0	4	0	0
	小計	12	0	12	0	12	0	8	0	4	0	△4
会津	会津若松市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	喜多方市	5	0	5	0	5	0	5	1	5	0	0
	会津坂下町	5	1	5	1	5	5	3	3	3	3	0
	小計	10	1	10	1	10	5	8	4	8	3	0
相双	相馬市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	南相馬市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いわき	いわき	19	6	14	3	13	0	13	0	3	0	△10
	小計	19	6	14	3	13	0	13	0	3	0	△10
合計		111	8	111	4	114	66	47	5	33	4	△14

〔9市町村〕 〔9市町村〕 〔8市町村〕 〔8市町村〕 〔7市町村〕

注1) 「設置数」には、図書類自動貸出機（会津若松市1店舗26台）を含むが、音楽CD専用販売機は含まない。

注2) 「未使用」とは、自動販売機（貸出機）の設置は認められるが、収納物が明確には確認できないもの、又は24時間以上、通電がないものを指す。

書店、コンビニエンスストア等における成人向け図書の実態調査集計表

	調査した店舗数	区分				一般図書のみ取扱店	成人向け図書取扱店	成人向け図書取扱店について記載																		
		書店・古書店	コンビニ	スーパー	その他			区分陳列						青少年への購入禁止等の表示		区分陳列・表示の対応状況				年齢の確認方法 (複数回答)						
								有						無	有	無	区分陳列有	区分陳列無	区分陳列有	区分陳列無	区分陳列有	区分陳列無	会員証	身分証明書	外見判断等	確認しない
								具体的な区分陳列方法 (複数回答)																		
①	②	③	④	⑤	⑥																					
1 福島市	3	2			1		3	2			1				3		3						3	3		
2 二本松市	1	1					1	1						1		1						1	1	1		
3 伊達市	2	2					2																			
4 本宮市	1	1					1				1			1		1							1	1		
5 国見町	1	1					1				1			1		1								1		
6 川俣町	1	1					1																			
7 大玉村	1	1					1																			
(県北計)	10	9			1		4	6	3			2		1		5	1	5	1			1	5	6		
8 郡山市	4		3		1		4																			
9 須賀川市	4		4				4																			
10 玉川村	2		2				2																			
(県中計)	10		9		1		10																			
11 白河市	4	2	2				2	2				2		2	1	3	1	1					1	1		
12 棚倉町	1		1				1																			
13 西郷村	2	1		1			1	1	1				1	1	1	1	1							1		
14 泉崎村	1		1				1																			
15 中島村	1		1				1																			
(県南計)	9	3	5	1			6	3	1			2		3	2	4	2	1					1	2		
16 会津若松市	3		3				3																			
17 喜多方市	3		3				3																			
18 会津坂下町	4		4				4																			
(会津計)	10		10				10																			
19 南会津町	2	1		1				2						1	1	1	1							2		
20 下郷町	1		1				1																			
21 只見町	2		2					2						2		2								2		
(南会津計)	5	1	3	1			1	4						3	1	3	1							4		
22 南相馬市	10		10				10																			
(相双計)	10		10				10																			
23 いわき市	10		7	1	2		9	1				1		9	1	9	1						1			
(いわき計)	10		7	1	2		9	1				1		9	1	9	1						1			
県計	64	13	44	3	4		50	14	4	1		8	1	12	11	15	11	3			1	6	11	2		
市の計	45	8	32	1	4		37	8	3	1		3	1	11	7	12	7	1			1	6	6	1		
町村の計	19	5	12	2			13	6	1			5		1	4	3	4	2					5	1		

※ 抽出調査のため全市町村ではありません。

※ 区分陳列の方法

- ① 間仕切り等で仕切り内部を見通せない措置が講じられた場所に陳列
- ② 20センチ以上張り出す仕切り板（透視できないもの）を設け陳列
- ③ 陳列棚を他の棚と60センチ以上離して陳列
- ④ レジ等から5メートル以内の場所に陳列
- ⑤ 150センチ以上の高さに背立てで陳列
- ⑥ ①～⑤ができないときは、ビニール包装、ひも掛けその他の方法による陳列

第8章 青少年育成団体等

1 青少年団体連絡協議会加盟団体等一覧

(令和2年4月1日現在)

団体名称	郵便番号	団体所在地	電話番号
ボーイスカウト福島連盟	960-8153	福島市黒岩字田部屋53-5 (県青少年会館内)	024-546-4155
ガールスカウト日本連盟 福島県支部	960-8153	福島市黒岩字田部屋53-5 (県青少年会館内)	024-544-6637
福島県モラロジー協議会 青年クラブ	960-0675	伊達市保原町大柳字羽山下1-1 東日本生涯学習センター内	024-575-3186
福島県BBS連盟	960-8017	福島市狐塚17 (福島保護観察所内)	024-534-2246
(公社)日本青年会議所 東北地区福島ブロック協議会	960-8041	福島市大町2-5	024-528-1145
福島県漁業協同組合 青壮年部連絡協議会	970-8044	いわき市中央台飯野4-3-1 (福島県水産会館内)	0246-28-9335
(一社)福島県国際農友会	960-8041	福島市中町8-2 (福島県農業会議内)	024-524-1201
福島県青少年教化協議会	(個人宅のため掲載を差し控えさせていただきます)		
福島県レクリエーション協会	960-8153	福島市黒岩字田部屋53-5 (県青少年会館内)	024-544-1886

2 青少年団体の組織状況

(1) 少年団体組織状況[県集計表]

(令和元年10月1日現在)

区分	子ども会	ボーイスカウト	ガールスカウト	スポーツ少年団	青少年赤十字	緑の少年団	少年消防クラブ	その他	計		
平成17年度	2,255	46	22	1,349	816	107	152	87	4,834		
平成18年度	2,944	44	25	1,337	535	105	161	93	5,244		
平成19年度	1,989	38	19	1,362	434	97	156	89	4,184		
平成20年度	2,797	38	20	1,452	414	100	134	64	5,019		
平成21年度	2,666	33	17	1,409	380	102	178	59	4,844		
平成22年度	2,574	29	15	1,179	365	88	149	141	4,540		
平成23年度	1,319	29	15	1,332	754	112	145	71	3,777		
平成24年度	1,303	29	16	1,332	798	98	175	136	3,887		
平成25年度	2,031	28	12	1,228	745	94	163	37	4,338		
平成26年度	1,998	28	15	1,223	359	89	170	61	3,943		
平成27年度	2,148	26	17	1,211	372	83	124	81	4,062		
平成28年度	2,080	24	16	1,140	339	83	131	77	3,890		
平成29年度	1,133	24	15	1,143	713	85	122	63	3,298		
平成30年度	1,092	23	15	1,123	719	81	90	48	3,191		
令和元年度	1,048	23	14	1,068	690	93	133	55	3,124		
団員数	団員数	45,165	689	280	21,066	131,134	5,780	8,570	1,070	213,754	
	構成	小学1～3年生	13,285	64	28	4,547	36,660	1,232		60	55,876
		小学4～6年生	13,932	114	47	10,846	42,456	4,548		607	72,550
		中学生	2,027	105	29	5,209	45,377	0		190	52,937
		高校生	58	38	12	464	4,476	0		13	5,061
		15～18歳勤労青年	0	43	0	0	0	0		0	43
		その他	15,863	325	164	0	2,165	0		200	18,717

注) 東日本大震災による集計不能のため、平成22年度分については、浜通り10市町村の数値不計上

(資料提供：社会教育課)

(2) 青年団体組織状況 [教育事務所別集計表]

(令和元年10月1日現在)

年度別 (方部別)	地域青年団		その他の 青年団体		合 計	
	団体数	会員数	団体数	会員数	団体数	会員数
平成25年度	68	24,987	187	4,108	255	29,095
平成26年度	71	24,518	185	4,028	256	28,546
平成27年度	64	23,330	187	4,016	251	27,346
平成28年度	31	331	181	3,604	212	3,935
平成29年度	23	311	183	3,516	206	3,827
平成30年度	22	306	185	3,641	207	3,947
令和元年度	16	293	172	3,382	188	3,675
県北	0	0	3	54	3	54
県中	7	102	19	263	26	365
県南	1	23	131	2,655	132	2,678
会津	3	42	15	343	18	385
南会津	3	66	3	65	6	131
相双	2	60	1	2	3	62
いわき	0	0	0	0	0	0

注) 「地域青年団」……県組織を有する団体
「その他の団体」…市町村内において活動する団体

(資料提供：社会教育課)

3 青少年関連相談窓口

【青少年に関する悩み事など相談全般】

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
福島県青少年総合相談センター (福島県青少年総合相談支援事業)	所在 福島市黒岩字田部屋53-5 (県青少年会館1階) 電話・ファクス 024-546-0006 電子メール soudan-fukushima@gaea.ocn.ne.jp ホームページ http://www.fukushima-youth.com 面接・電話・電子メール・オンライン ※面接及びオンライン相談は事前予約が必要です	火～土曜日 9:30～17:30 祝日、年末年始を除く

【ひきこもりに関する相談】

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
福島県ひきこもり支援センター	所在 福島市黒岩字田部屋53-5 (県青少年会館1階) 電話・ファクス 024-546-0006 電子メール soudan-fukushima@gaea.ocn.ne.jp ホームページ http://fhc.beans-fukushima.or.jp/ 面接・電話・電子メール・訪問・オンライン ※面接及びオンライン相談は事前予約が必要です	火～土曜日 9:30～17:30 祝日、年末年始を除く

【子どもの虐待・子育て・障がい・非行・性格など児童の福祉に関する相談】

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
中央児童相談所	所在 福島市森合町10-9 電話 024-534-5101	月～金曜日 8:30～17:15
県中児童相談所	所在 郡山市麓山1丁目1-1 電話 024-935-0611	
県中児童相談所 白河相談室	所在 白河市郭内127番地 電話 0248-22-5648	
会津児童相談所	所在 会津若松市一箕町大字八幡字門田1-3 電話 0242-23-1400	
会津児童相談所 南会津相談室	所在 南会津町田島字天道沢甲2542-2 電話 0241-63-0309	
浜児童相談所	所在 いわき市自由ヶ丘38-15 電話 0246-28-3346	
浜児童相談所 南相馬相談室	所在 南相馬市原町区錦町1丁目30 電話 0244-26-1135	

【こころの悩みに関する相談】

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
精神保健福祉センター	所 在 福島市御山町8-30	月～金曜日
〇こころの健康相談 ダイヤル	電 話 0570-064-556	9:00～17:00 月～金曜日 土・日曜、祝日、 年末年始を除く

県北保健福祉事務所	所 在 福島市御山町8-30 電 話 024-534-4300	月～金曜日
県中保健福祉事務所	所 在 須賀川市旭町153-1 電 話 0248-75-7811	8:30～17:15 土・日曜、祝日、 年末年始を除く
県南保健福祉事務所	所 在 白河市郭内127 電 話 0248-22-5649	
会津保健福祉事務所	所 在 会津若松市追手町7-40 電 話 0242-29-5275	
南会津保健福祉事務所	所 在 南会津郡南会津町田島字天道沢甲2542-2 電 話 0241-63-0305	
相双保健福祉事務所	所 在 南相馬市原町区錦町1-30 電 話 0244-26-1132	
福島市役所 障がい福祉課	所 在 福島市五老内町3-1 電 話 024-525-3746	
郡山市保健所 地域保健課	所 在 郡山市朝日2-15-1 電 話 024-924-2163	
いわき市保健所 地域保健課	所 在 いわき市内郷高坂町四方木田191 総合保健福祉センター2階 電 話 0246-27-8557	

【少年の非行の問題、しつけや教育の問題等に関する相談】

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
福島少年支援センター福島 (福島少年鑑別所)	所 在 福島市南沢又字原町越4-14	月～金曜日 9:00～16:30
	電 話 024-557-7020	土日・祝祭日及び 年末年始を除く

【就職に関する相談】

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
ふるさと福島就職情報センター (福島窓口)	所 在 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま2階	月～土曜日 10:00～19:00 日曜、祝日、年末 年始(12/29～ 1/3)を除く
	電 話 024-525-0047	
	F A X 024-533-4115	
ふくしま生活・就職応援センター (郡山事務所)	所 在 郡山市駅前1-14-21 郡山花椿ビル8階	月～土曜日 10:00～19:00
	電 話 024-925-0811	
	F A X 024-925-0812	
ふくしま生活・就職応援センター (白河事務所)	所 在 白河市郭内1 NTT白河ビル1階	日曜、祝日、年 末年始(12/29～ 1/3)を除く
	電 話 0248-27-0041	
	F A X 0248-27-0061	
ふくしま生活・就職応援センター (会津若松事務所)	所 在 会津若松市南千石町6-5 会津若松商工会議所会館2階	月～土曜日 10:00～19:00
	電 話 0242-27-8258	
	F A X 0242-27-8285	
ふくしま生活・就職応援センター (南相馬事務所)	所 在 南相馬市原町区南町1丁目1 松本ビル2階	日曜、祝日、年 末年始(12/29～ 1/3)を除く
	電 話 0244-23-1239	
	F A X 0244-23-1240	
ふくしま生活・就職応援センター (いわき事務所)	所 在 いわき市平字梅本15 県いわき合同庁舎 西分庁舎1階	月～土曜日 10:00～19:00
	電 話 0246-25-7131	
	F A X 0246-25-7132	
ふくしま生活・就職応援センター (広野事務所)	所 在 双葉郡広野町大字下浅見川字広長44-3 広野みらいオフィス2階 ハローワーク富岡 広野サテライト内	※広野事務所、富 岡事務所は 月～金曜日 9:00～17:00 土曜、日曜、祝日、 年始年末(12/29 ～1/3)を除く
	電 話 0240-28-0636	
	F A X 0240-27-1723	
ふくしま生活・就職応援センター (富岡事務所)	所 在 双葉郡富岡町小浜字553-2 県富岡合同庁舎2階	土曜、日曜、祝日、 年始年末(12/29 ～1/3)を除く
	電 話 0240-23-7880	
	F A X 0240-23-7881	
ふるさと福島就職情報センター (東京窓口)	所 在 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階	火～日曜日 10:00～18:00 月曜、祝日、お盆 休み、年始年末 (12/27～1/5) を除く
	電 話 03-3214-9009	
	F A X 03-6269-9885	

【学校教育・いじめ・不登校などに関する相談】

1 ダイヤルSOS（教育、いじめ、不登校、学校不適応、体罰ほか教育一般）

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
教育センター	所 在 福島市瀬上町字五月田16	〔電話相談〕 月～金曜日 10:00～17:00 土日・祝日及び年末年始を除く 〔来所相談〕 月、水、金 13:15～14:45 15:00～16:30 ※来所相談については事前の 予約が必要です。
	フリーダイヤル 0120-453-141	

2 電話相談（いじめ問題やその他の子どものSOS全般）

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
「ふくしま24時間子どもSOS」	フリーダイヤル 0120-916-024 (電話による相談のみ)	夜間・休日も含めて24時間 態勢で受付

3 いじめ110番

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
福島県警察本部 県民サービス課	フリーダイヤル 0120-795-110 (電話による相談のみ)	月～金曜日 9:00～17:00 土日・祝日及び年末年始を 除く

4 特別支援教育センター

(障がいや発達等の心配のある子どもに関する相談)

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
特別支援教育センター	所 在 郡山市富田町字上ノ台4-1	〔電話相談〕 月～金曜日 9:00～17:00 〔来所相談〕 火～金曜日 9:00～17:00
	専用ダイヤル 024-951-5598	

5 オンライン相談（いじめ問題やその他の子どものSOS全般）

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
「ふくしま子どもLINE 相談」	(LINEによる相談のみ)	毎日 17:00～20:40

5 地域支援センター

(発達・就学・学びに関する保護者などの相談窓口)

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
地域支援センター 目の相談室 のびのび	所 在 福島市森合町6-34 (視覚支援学校 【視覚障がい】)	月～金曜日 9:00～16:00 土日、祝日 及び年末年始 を除く ※来校相談
	電 話 024-534-2574	
地域支援センター みみらんど・郡山	所 在 郡山市大槻町字西ノ宮西32 (聴覚支援学校 【聴覚障がい】)	
	電 話 024-951-2081	
地域支援センター みみらんど・ふくしま	所 在 福島市森合町6-34 (聴覚支援学校 福島校 【聴覚障がい】)	
	電 話 024-531-5013	
地域支援センター みみらんど・會津	所 在 会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原102 (聴覚支援学校 会津校 【聴覚障がい】)	
	電 話 0242-22-1286	
地域支援センター みみらんど・いわき	所 在 いわき市平馬目字馬目崎61 (聴覚支援学校 平校 【聴覚障がい】)	
	電 話 0246-34-2202	
地域支援センター ささっこ	所 在 福島市大笹生字廻板山182-2 (大笹生支援学校 【知的障がい】)	
	電 話 024-558-8710	
地域支援センター ぐんぐん	所 在 郡山市富田町字上ノ台1 (郡山支援学校 【肢体不自由】)	
	電 話 024-951-0247	
地域支援センター なないろ	所 在 郡山市中田町赤沼字杉並139 (あぶくま支援学校 【知的障がい】)	
	電 話 024-956-1901	
地域支援センター きらり	所 在 須賀川市芦田塚13-5 (須賀川支援学校 【病弱・身体虚弱】)	
	電 話 0248-76-2511	
地域支援センター きらら	所 在 福島市光が丘1 県立医科大学附属病院内 (須賀川支援学校 医大校 【病弱・身体虚弱】)	
	電 話 024-548-2541	
地域支援センター さくらぎ	所 在 郡山市桜木二丁目21-13 (須賀川支援学校 郡山校 【病弱・身体虚弱】)	
	電 話 024-933-4136	
地域支援センター にしの郷(さと)	所 在 西白河郡西郷村大字真船字芝原151-1 (西郷支援学校 【知的障がい】)	
	電 話 0248-25-3110	
地域支援センター	所 在 石川郡石川町字猫啼360-3 (石川支援学校 【知的障がい】)	
	電 話 0247-26-5544	

地域支援センター	所 在 石川郡玉川村大字川辺字館 1 7 1 (石川支援学校 たまかわ校 【知的障がい】)	月～金曜日 9:00～16:00 土日、祝日 及び年末年始 を除く ※来校相談
	電 話 0 2 4 7 - 5 7 - 6 2 9 1	
地域支援センター	所 在 田村市船引町春山字道ノ原 5 1 (たむら支援学校 【知的障がい】)	
	電 話 0 2 4 7 - 8 2 - 4 1 1 4	
	所 在 (高等部) 田村市船引町船引字石崎 1 5 - 3 船引高等学校内 (たむら支援学校 【知的障がい】)	
電 話 0 2 4 7 - 8 2 - 4 6 2 7		
地域支援センター あいづ	所 在 会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原 1 0 2 (会津支援学校 【知的障がい】)	
	電 話 0 2 4 2 - 3 2 - 2 2 4 2	
地域支援センター あいづっこ	所 在 会津若松市山鹿町 3 - 2 7 財 竹田綜合病院内 (会津支援学校 竹田校 【病弱・身体虚弱】)	
	電 話 0 2 4 2 - 2 8 - 0 6 4 0	
地域支援センター はあとふる	所 在 耶麻郡猪苗代町大字長田字並柳西 3 9 6 6 - 2 (猪苗代支援学校 【知的障がい】)	
	電 話 0 2 4 2 - 6 5 - 2 1 5 1	
地域支援センター よつば相談室	所 在 いわき市平上平窪字羽黒 4 0 - 4 5 (平支援学校 【肢体不自由】)	
	電 話 0 2 4 6 - 2 4 - 2 5 0 1	
地域支援センター かぜくも	所 在 いわき市平上神谷字石ノ町 1 3 - 1 (いわき支援学校 【知的障がい】)	
	電 話 0 2 4 6 - 3 4 - 3 8 0 6	
地域支援センター	所 在 いわき市勿来町窪田町通二丁目 1 勿来高等学校内 (いわき支援学校 くぼた校 【知的障がい】)	
	電 話 0 2 4 6 - 6 5 - 3 1 5 5	
地域支援センター さくら相談室	所 在 (小学部) いわき市平馬目字馬目崎 6 1 聴覚支援学校平校内 (富岡支援学校 【知的障がい】)	
	電 話 0 2 4 6 - 3 4 - 7 0 5 0	
	所 在 (中学部・高等部) いわき市四倉町字五丁目 4 四倉高等学校内 (富岡支援学校 【知的障がい】)	
電 話 0 2 4 4 - 3 2 - 7 1 7 2		
地域支援センター しせい	所 在 南相馬市鹿島区寺内字鷺内 7 9 (相馬支援学校 【知的障がい】)	
	電 話 0 2 4 4 - 6 7 - 1 5 1 5	

【非行、不良行為、犯罪等の被害その他青少年の健全育成に関する相談】

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
ヤングテレホン (福島県警察本部 県民サービス課)	電 話 0 2 4 - 5 2 5 - 8 0 6 0 (電話による相談のみ)	月～金曜日 9:00～17:00 土日・祝日及び年末年始を 除く

【県政に関する相談・要望などをはじめ、県民生活に関する相談窓口】

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
県庁県民広聴室 県政相談コーナー	所 在 福島市杉妻町2番16号 (県庁本庁舎2階)	月～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:00 土日、祝日 及び年末年始 を除く
	フリーダイヤル 0120-899-721	
県中地方振興局 県政相談コーナー	所 在 郡山市麓山1丁目1-1 (郡山合同庁舎)	
	フリーダイヤル 0120-899-722	
県南地方振興局 県政相談コーナー	所 在 白河市昭和町269番地 (白河合同庁舎)	
	フリーダイヤル 0120-899-723	
会津地方振興局 県政相談コーナー	所 在 会津若松市追手町7番5号 (会津若松合同庁舎)	
	フリーダイヤル 0120-899-724	
相双地方振興局 県政相談コーナー	所 在 南相馬市原町区錦町1丁目30番地 (南相馬合同庁舎)	
	フリーダイヤル 0120-899-726	
いわき地方振興局 県政相談コーナー	所 在 いわき市平字梅本15番 (いわき合同庁舎)	
	フリーダイヤル 0120-899-727	

【子どもの人権問題についての相談】

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
子どもの人権110番 (福島地方法務局)	所 在 福島市霞町1-46 福島合同庁舎	月～金曜日 8:30～17:15 土、日、祝日、 年末年始を除く
	電 話 0120-007-110	
福島地方法務局 分室	所 在 福島市本内字南長割1-3	
	電 話 024-534-1994 (人権擁護課)	
福島地方法務局 相馬支局	所 在 相馬市塚ノ町1-12-1	
	電 話 0244-36-3413	
福島地方法務局 郡山支局	所 在 郡山市希望ヶ丘31-26 郡山第2法務総合庁舎	
	電 話 024-962-4500 (自動音声案内)	
福島地方法務局 白河支局	所 在 白河市郭内1-136 白河小峰城合同庁舎	
	電 話 0248-22-1201 (自動音声案内)	
福島地方法務局 若松支局	所 在 会津若松市追手町6-11 会津若松合同庁舎	
	電 話 0242-27-1498 (自動音声案内)	
福島地方法務局 いわき支局	所 在 いわき市平字堂根町4-11 いわき地方合同庁舎	
	電 話 0246-23-1651 (自動音声案内)	

【労働問題に関する相談】

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
中小企業労働相談所	所 在 福島市杉妻町2-16 (福島県商工労働部雇用労政課内)	月～金曜日 9:00～16:00 土日、祝日、 年末年始を 除く
	電 話 0120-610-145	
福島労働局 総合労働相談コーナー	所 在 福島市霞町1-46 (福島労働局雇用環境・均等室内)	月～金曜日 9:00～16:30 土日、祝日、 年末年始を 除く
	電 話 024-536-4600 労働者専用フリーダイヤル 0800-800-4611	
福島総合労働相談コーナー	所 在 福島市霞町1-46 (福島労働基準監督署内)	
	電 話 024-503-4859	
郡山総合労働相談コーナー	所 在 郡山市桑野二丁目1-18 (郡山労働基準監督署内)	
	電 話 024-900-9609	
いわき総合労働相談コーナー	所 在 いわき市平字堂根町4-11 (いわき労働基準監督署内)	
	電 話 0246-81-0068	
会津総合労働相談コーナー	所 在 会津若松市城前2-10 (会津労働基準監督署内)	
	電 話 0242-26-6495	
白河総合労働相談コーナー	所 在 白河市郭内1-124 (白河労働基準監督署内)	
	電 話 0248-24-1391	
須賀川総合労働相談コーナー	所 在 須賀川市旭町204-1 (須賀川労働基準監督署内)	
	電 話 0248-75-3519	
喜多方総合労働相談コーナー	所 在 喜多方市諏訪91 (喜多方労働基準監督署内)	
	電 話 0241-22-4211	
相馬総合労働相談コーナー	所 在 相馬市中村字桜ヶ丘68 (相馬労働基準監督署内)	
	電 話 0244-36-4175	
富岡総合労働相談コーナー	所 在 双葉郡富岡町中央2丁目104 (富岡労働基準監督署内)	
	電 話 0240-22-3003	

4 市町村青少年行政担当課一覧

方 部	市町村名	担当課名	郵便 番号	所在地	電話	ファクス
					メールアドレス	
県北	福島市	こども政策課	960-8002	福島市森合町10-1	024-535-1137	024-572-3417 ko-shien@mail.city.fukushima.lg.jp
	二本松市	生涯学習課	964-0937	二本松市榎戸一丁目92	0243-62-7066	0243-22-7171 shogaigakushu@city.nihonmatsu.lg.jp
	伊達市	こども支援課	960-0692	伊達市保原町字舟橋180	024-573-5652	024-576-2419 kids@city.fukushima-date.lg.jp
	本宮市	生涯学習センター	969-1129	本宮市本宮字矢来39-1	0243-33-2611	0243-33-4488 shakaikyouiku@city.motomiya.lg.jp
	桑折町	生涯学習課	969-1661	桑折町大字上郡字弁慶20-1	024-582-3129	024-582-3104 shougai@town.koori.lg.jp
	国見町	生涯学習課	969-1761	国見町大字藤田字観月台15	024-585-2676	024-585-2707 shogai@town.fukushima-kunimi.lg.jp
	川俣町	生涯学習課	960-1463	川俣町字樋ノ口11	024-565-2434	024-565-2436 shougai@town.kawamata.lg.jp
	大玉村	健康福祉課	969-1392	大玉村玉井字星内70	0243-24-8115	0243-48-3137 kenkofukushika@vill.otama.lg.jp
県中	郡山市	こども未来課	963-8601	郡山市朝日1-23-7	024-924-3801	024-924-3802 kodomomirai@city.koriyama.lg.jp
	須賀川市	生涯学習スポーツ課	962-8601	須賀川市八幡町135	0248-88-9171	0248-94-4563 manabi@city.sukagawa.fukushima.jp
	田村市	こども未来課	963-4312	田村市船引町船引字畑添76-2	0247-82-1000	0247-82-4555 shogai@city.tamura.lg.jp
	鏡石町	教育課	969-0404	鏡石町旭町159	0248-62-2031	0248-62-2190 kyoiku@town.kagamiishi.lg.jp
	天栄村	住民福祉課	962-0592	天栄村大字下松本字原畑78	0248-82-2115	0248-81-1008 fukushi@vill.tenei.lg.jp
	石川町	生涯学習課	963-7852	石川町字関根165	0247-26-2566	0247-26-4992 shogaigakushu@town.ishikawa.lg.jp
	玉川村	公民館	963-6312	玉川村大字小高字大谷地71	0247-57-4632	0247-57-4686 kouminkan@vill.tamakawa.fukushima.jp
	平田村	教育課(中央公民館)	963-8205	平田村大字永田字切田158-5	0247-55-2131	0247-55-3367 kouminkan@vill.hirata.fukushima.jp
	浅川町	社会教育課	963-6204	浅川町大字浅川字背戸谷地143-5	0247-36-2134	0247-36-4805 asakou@town.asakawa.fukushima.jp
	古殿町	公民館	963-8304	古殿町大字松川字横川235	0247-53-2305	0247-53-2500 komin@town.furudono.fukushima.jp
	三春町	生涯学習課	963-7759	三春町字大町191	0247-62-3837	0247-62-4727 gakusyu@town.miharu.lg.jp
	小野町	教育課	963-3401	小野町大字小野新町字中通2	0247-72-2125	0247-72-2127 kyouikuka@town.fukushima-ono.lg.jp
	県南	白河市	生涯学習スポーツ課	961-8602	白河市八幡小路7-1	0248-22-1111
西郷村		生涯学習課	961-8501	西郷村大字熊倉字折口原76-1	0248-25-2755	0248-25-2756 shougai@vill.nishigo.lg.jp
泉崎村		教育課学校教育係	969-0101	泉崎村大字泉崎字八丸145	0248-54-1533	0248-53-1414 kyoiku@vill.izumizaki.fukushima.jp
中島村		生涯学習課	961-0102	中島村大字滑津字二ツ山28-10	0248-52-2503	0248-52-3005 kouminkan@vill.nakajima.lg.jp
矢吹町		教育振興課	969-0296	矢吹町一本木101	0248-44-4400	0248-42-2587 kyoiku@town.yabuki.lg.jp
棚倉町		生涯学習課	963-6123	棚倉町大字関口字一本松58	0247-33-0111	0247-33-9611 syogaigakusyu@town.tanagura.lg.jp
矢祭町		教育課	963-5118	矢祭町大字東館字石田25	0247-46-2202	0247-46-2202 syogaigakusyu@town.yamatsuri.lg.jp
塙町		生涯学習課	963-5405	塙町大字塙字桜木町80	0247-43-2644	0247-43-1883 k-sg@town.hanawa.lg.jp
鮫川村		教育課	963-8401	鮫川村大字赤坂中野字巡ヶ作128	0247-49-3151	0247-49-3152 kyoiku@vill.samegawa.lg.jp

会津	会津若松市	教育総務課あいづっこ育成推進室	965-0871	会津若松市栄町5-17	0242-39-1304 ikusei@city.aizuwakamatsu.lg.jp	0242-39-1272
	喜多方市	生涯学習課	966-8601	喜多方市御清水東7244-2	0241-24-5318 lifelong@city.kitakata.fukushima.jp	0241-25-7075
	北塩原村	教育委員会公民館	966-0402	北塩原村大字大塩字下六郎屋敷2134	0241-23-5236 k-kouminkan01@vill.kitashiobara.fukushima.jp	0241-33-2522
	西会津町	福祉介護課	969-4495	西会津町野沢字下小屋上乙3308	0241-45-2214 fukushi@town.nishiaizu.lg.jp	0241-45-2229
	磐梯町	教育委員会教育課	969-3301	磐梯町大字磐梯字仁渡1018	0242-73-2017 bandai-syogai@town.bandai.fukushima.jp	0242-73-2449
	猪苗代町	保健福祉課	969-3123	猪苗代町字城南100	0242-62-2115 fukushi@town.inawashiro.lg.jp	0242-62-2123
	会津坂下町	教育課 社会文化班	969-6545	会津坂下町字五反田1310-3	0242-83-3010 syakai_bunka@town.aizubange.lg.jp	0242-83-4498
	湯川村	住民課	969-3593	湯川村大字清水田字長瀬18番地	0241-27-8810 jumin@vill.yugawa.lg.jp	0241-27-3760
	柳津町	教育課	969-7201	柳津町大字柳津字下平乙242-2	0241-42-3511 shougai-gakushuu@town.fukushima-yanaiizu.lg.jp	0241-42-3591
	三島町	生涯学習課	969-7511	三島町大字宮下字宮下350	0241-48-5599 kyoiku@town.mishima.fukushima.jp	0241-48-5544
	金山町	教育委員会	968-0011	金山町大字川口字谷地393	0241-54-5360 kyoiku@town.kaneyama.fukushima.jp	0241-54-5377
	昭和村	保健福祉課	968-0104	昭和村大字小中津川字石仏1836	0241-57-2645 hohuku@vill.showa.fukushima.jp	0241-57-2649
	会津美里町	教育文化課	969-6292	会津美里町字新布才地1番地	0242-55-0344 kyoiku@town.aizumisato.fukushima.jp	0242-55-1169
	南会津	南会津町	教育委員会生涯学習課	967-0004	南会津町田島字宮本東22	0241-62-5511 sakai-raibu@minamiaizu.org
下郷町		教育委員会	969-5345	下郷町大字塩生字大石1000	0241-69-1168 shakai_kyouiku_01@town.shimogo.lg.jp	0241-69-1167
檜枝岐村		住民課	967-0525	檜枝岐村字下ノ原880	0241-75-2502 hygiene@vill.hinoemata.lg.jp	0241-75-2511
只見町		教育委員会	968-0421	只見町大字只見字町下2591-30	0241-82-5320 syougaku@town.tadami.lg.jp	0241-82-2337
相双	相馬市	教育委員会生涯学習課	976-8601	相馬市中村字北町63-3	0244-37-2187 sy-syogai@city.soma.lg.jp	0244-37-2617
	南相馬市	こども家庭課	975-8686	南相馬市原町区本町2-27	0244-24-5407 kodomokatei@city.minamisoma.lg.jp	0244-24-5740
	広野町	教育委員会 生涯学習課	979-0408	広野町中央台1-1	0240-27-3244 koumin@town.hirono.lg.jp	0240-27-2015
	檜葉町	教育総務課	979-0604	檜葉町大字北田字鐘突堂5-4	0240-25-4701 kyoiku-n@town.naraha.lg.jp	0240-25-4703
	富岡町	生涯学習課	979-1151	富岡町本岡字王塚622-1	0240-22-2626 tom-shogaku@manamori.jp	0240-22-5059
	川内村	教育課	979-1201	川内村大字上川内字小山平15	0240-38-3806 syogai.g@vill.kawauchi.lg.jp	0240-38-3807
	大熊町	教育総務課	965-0059	会津若松市インター西111 大熊町役場会津若松主張所	0242-23-8025 kyoikusoumu@town.okuma.fukushima.jp	0242-23-8235
	双葉町	教育総務課	974-8261	いわき市植田町中央1-16-13 エムケービル2階	0246-84-5210 kyoiku@town.fukushima-futaba.lg.jp	0246-84-5248
	浪江町	教育委員会事務局	979-1521	浪江町大字権現堂字下馬洗田5-2	0240-34-3941 namie42020@town.namie.lg.jp	0240-35-5885
	葛尾村	住民生活課	979-1602	葛尾村大字落合字落合16	0240-29-2112 juminseikatsu@vill.katsurao.lg.jp	0240-29-2123
	新地町	教育総務課	979-2792	新地町谷地小屋字樋掛田30	0244-62-2085 s-koumin@town.shinchi.lg.jp	0244-62-2172
	飯館村	生涯学習課	960-1801	飯館村草野字大師堂17	0244-42-0072 kouminkan@vill.iitate.fukushima.jp	0244-42-0860
いわき	いわき市	生涯学習課	970-8026	いわき市平字堂根町4-8	0246-22-7558 shogaigakushu@city.iwaki.lg.jp	0246-21-9158

5 少年センター一覧

名 称	郵便 番号	所在地	電話番号	メールアドレス
			ファクス番号	
福島市青少年センター	960-8011	福島市宮下町1-15	024-535-7310	ko-shien@mail.city.fukushima.lg.jp
			024-535-7310	
会津若松市少年センター	965-0871	会津若松市栄町5-17	0242-39-1304	ikusei@city.aizuwakamatsu.lg.jp
			0242-39-1272	
郡山市少年センター	963-8005	郡山市清水台1丁目6番1号	024-922-1162	shounen-ctr@city.koriyama.lg.jp
			024-922-1162	
教育委員会事務局生涯学習課 (いわき市少年センター)	970-8026	いわき市平字堂根町4-8	0246-22-7558	shogaigakushu@city.iwaki.lg.jp
			0246-21-9158	
白河市少年センター	961-8602	白河市八幡小路7-1	0248-22-1111	sports@city.shirakawa.lg.jp
			0248-22-1143	
須賀川市少年センター	962-8601	須賀川市八幡町135	0248-88-9173	manabi@city.sukagawa.fukushima.jp
			0248-94-4563	
喜多方市少年センター	966-8601	喜多方市字御清水東7244-2	0241-24-5318	lifelong@city.kitakata.fukushima.jp
			0241-25-7075	
相馬市少年センター	976-8601	相馬市中村字北町63-3	0244-37-2187	sy-syogai@city.soma.lg.jp
			0244-37-2617	
二本松市少年センター	964-0937	二本松市榎戸1-92	0243-62-7066	shogaigakushu@city.nihonmatsu.lg.jp
			0243-22-7171	
南相馬市少年センター	975-8686	南相馬市原町区本町2-27	0244-24-5407	kodomokatei@city.minamisoma.lg.jp
			0244-24-5740	

6 青少年育成市町村民会議等一覧

方 部	市町村名	名 称	担当課名	郵便 番号	所在地	電話	ファクス
						メールアドレス	
北 県	福島市	福島市青少年健全育成推 進会議	こども政策課	960- 8002	福島市森合町10-1	024-535-1137 ko-shien@mail.city.fukushima.lg.jp	024-572-3417
	二本松市	二本松市青少年育成市民会議	生涯学習課	964- 0937	二本松市榎戸一丁目92	0243-62-7066 shogaigakushu@city.nihonmatsu.lg.jp	0243-22-7171
	伊達市	伊達市青少年育成市民会議	こども支援課	960- 0692	伊達市保原町字舟橋180	024-573-5652 kids@city.fukushima-date.lg.jp	024-576-2419
	本宮市	本宮市青少年育成市民会議	生涯学習センター	969- 1129	本宮市本宮字矢来39-1	0243-33-2611 shakaikyoiiku@city.motomiya.lg.jp	0243-33-4488
	桑折町	桑折町青少年育成町民会議	生涯学習課	969- 1661	桑折町大字上郡字弁慶20-1	024-582-3129 shougai@town.koori.lg.jp	024-582-3104
	国見町	国見町青少年育成町民会議	生涯学習課	969- 1761	国見町大字藤田字観月台15	024-585-2676 shogai@town.kunimi.lg.jp	024-585-2707
	川俣町	川俣町青少年育成協議会	生涯学習課	960- 1463	川俣町字樋ノ口11	024-565-2434 shougai@town.kawamata.lg.jp	024-565-2436
	大玉村	大玉村青少年育成村民会議	健康福祉課	969- 1392	大玉村玉井字星内70	0243-48-3131 kenkofukushika@vill.otama.lg.jp	0243-48-3137
中 県	郡山市	郡山市青少年健全育成推 進協議会	こども未来課	963- 8601	郡山市朝日1-23-7	024-924-3801 kodomomirai@city.koriyama.lg.jp	024-924-3802
	須賀川市	須賀川市明るいまちづくり の会連絡協議会	生涯学習スポーツ課	962- 8601	須賀川市八幡町135 須賀川市役所内	0248-88-9171 manabi@city.sukagawa.fukushima.jp	0248-94-4563
	田村市	田村市青少年健全育成市民会議	生涯学習課	963- 4393	田村市船引町船引字畑添76 -2	0247-81-1215 shogai@city.tamura.lg.jp	0247-81-1228
	鏡石町	鏡石町青少年育成町民会議	教育課	969- 0404	鏡石町旭町159	0248-62-2031 kyoiku@town.kagamiishi.lg.jp	0248-62-2190
	天栄村	天栄村青少年育成村民会議	教育課	962- 0503	天栄村大字下松本字原畑66	0248-82-2504 syougaiakusyuu@vill.tenei.lg.jp	0248-82-2127
	石川町	石川町青少年健全育成推進協議会	生涯学習課	963- 7852	石川町字関根165	0247-26-2566 shogaigakushu@town.ishikawa.lg.jp	0247-26-9136
	玉川村	玉川村青少年育成村民会議	玉川村公民館	963- 6312	玉川村大字小高字大谷地71	0247-57-4632 kouminkan@vill.tamakawa.fukushima.jp	0247-57-4686
	平田村	平田村青少年育成村民会議	教育課(中央公民館)	963- 8205	平田村大字永田字切田 158-5	0247-55-2131 kouminkan@vill.hirata.fukushima.jp	0247-55-3367
	浅川町	浅川町青少年育成町民会議	社会教育課	963- 6204	浅川町大字浅川字背戸谷地 143-5	0247-36-2134 asakou@town.asakawa.fukushima.jp	0247-36-4805
	古殿町	古殿町青少年育成町民会議	古殿町公民館	963- 8304	古殿町大字松川字横川235	0247-53-2305 komin@town.furudono.fukushima.jp	0247-53-2500
南 県	三春町	三春町青少年問題協議会	生涯学習課	963- 7759	三春町字大町191	0247-62-3837 gakusyu@town.miharu.lg.jp	0247-62-4727
	小野町	小野町青少年育成町民会議	教育課	963- 3401	小野町大字小野新町字中通2	0247-72-2125 kyouikuka@town.ono.fukushima.jp	0247-72-2127
	白河市	白河市青少年育成市民会議	生涯学習スポーツ課	961- 8602	白河市八幡小路7-1	0248-22-1111 sports@city.shirakawa.lg.jp	0248-22-1143
	西郷村	西郷村青少年健全育成村民会議	生涯学習課	961- 8501	西郷村大字熊倉字折口原 76-1	0248-25-2755 shougai@vill.nishigo.lg.jp	FAX (0248)25-2756
	泉崎村	泉崎村青少年健全育成村民会議	教育課学校教育係	969- 0101	泉崎村大字泉崎字八丸145	0248-54-1533 kyoiku@vill.izumizaki.fukushima.jp	0248-53-1414
	中島村	中島村青少年育成村民会議	生涯学習課	961- 0102	中島村大字滑津字二ツ山28-10	0248-52-2503 kouminkan@vill.nakajima.lg.jp	0248-52-3005
	矢吹町	矢吹町青少年健全育成推進会議	教育振興課	969- 0296	矢吹町一本木101	0248-44-4400 kyouikui@town.yabuki.lg.jp	0248-42-2587
	棚倉町	棚倉町青少年育成町民会議	生涯学習課	963- 6123	棚倉町大字関口字一本松58	0247-33-0111 syougaiakusyuu@town.tanagura.fukushima.jp	0247-33-9611
	矢祭町	矢祭町青少年育成町民会議	教育課	963- 5118	矢祭町大字東館字石田25	0247-46-2202 syougaiakusyuu@town.yamatsuri.lg.jp	0247-46-2202
	塙町	塙町青少年育成町民会議	生涯学習課	963- 5405	塙町大字塙字桜木町80	0247-43-2644 k-sg@town.hanawa.lg.jp	0247-43-1883
鮫川村	鮫川村青少年健全育成推 進協議会	教育課	963- 8401	鮫川村大字赤坂中野字巡ヶ作 128	0247-49-3151 kyoiku@vill.samegawa.fukushima.jp	0247-49-3152	

方 部	市町村名	名 称	担当課名	郵便 番号	所在地	電話	ファクス
						メールアドレス	
会 津	会津若松市	会津若松市青少年育成市民会議	教育総務課あい づっこ育成推進室	965- 0871	会津若松市栄町5-17	0242-39-1304 ikusei@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp	0242-39-1272
	喜多方市	喜多方市青少年育成市民会議	生涯学習課	966- 8601	喜多方市字御清水東7244- 2	0241-24-5318 lifelong@city.kitakata.fukushima.jp	0241-25-7075
	北塩原村	北塩原村青少年健全育成村民会議	教育委員会	966- 0402	北塩原村大字大塩字下六郎屋敷2134	0241-23-5236 k-kouminkan01@vill.kitashiobara.fukushima.jp	0241-33-2522
	西会津町	西会津町青少年健全育成町民会議	生涯学習課	969- 4406	西会津町野沢字原町乙 2234-1	0241-45-3244 komin@town.nishiaizu.fukushima.jp	0241-45-3470
	磐梯町	磐梯町青少年健全育成町民会議	教育課	969- 3301	磐梯町大字磐梯字仁渡1018	0242-73-2017 bandai-syogai@town.bandai.fukushima.jp	0242-73-2449
	猪苗代町	猪苗代町青少年健全育成町民会議	生涯学習課	969- 3123	猪苗代町字鶴田141-1	0242-72-0180 gakusyu@town.inawashiro.lg.jp	0242-62-5350
	会津坂下町	会津坂下町青少年育成町民会議	社会文化班	969- 6545	会津坂下町字五反田1310- 3	0242-83-3010 syakai_bunka@town.aizubange.lg.jp	0242-83-4498
	湯川村	湯川村青少年育成村民会議	住民課	969- 3593	湯川村大字清水田字長瀬18番地	0241-27-8810 jumin@vill.yugawa.lg.jp	0241-27-3760
	柳津町	柳津町青少年育成町民会議	教育課生涯学習班	969- 7201	柳津町大字柳津字柳津字下平 乙242-2	0241-42-3511 shougai-gakushuu@town.yanaizu.fukushima.jp	0241-42-3591
	三島町	明るい三島っ子を育てる会	生涯学習課	969- 7511	三島町大字宮下字宮下350	0241-48-5599 kyouiku@town.mishima.fukushima.jp	0241-48-5544
	金山町	金山町青少年健全育成町民会議	教育委員会	968- 0011	金山町大字川口字谷地393	0241-54-5361 kyoiku@town.kaneyama.fukushima.jp	0241-54-5377
	昭和村	昭和村保健福祉審議会	保健福祉課	968- 0104	昭和村大字小中津川字石仏 1836	0241-57-2645 hohuku@vill.showa.fukushima.jp	0241-57-2649
	会津美里町	会津美里町青少年育成町民会議	教育文化課	969- 6292	会津美里町字新布才地1番地	0242-55-0344 kyoiku@town.aizumisato.fukushima.jp	0242-55-1169
	南 会 津	南会津町	南会津町青少年育成町民会議	生涯学習課	967- 0004	南会津町田島字宮本東22	0241-62-5511 h_gakushu@minamiaizu.org
下郷町		下郷町青少年育成町民会議	社会教育係	969- 5345	下郷町大字塩生字大石 1000	0241-69-1168 shakai_kyouiku_01@town.shimogo.fukushima.jp	0241-69-1167
檜枝岐村		檜枝岐村青少年育成村民会議	教育委員会	967- 0525	檜枝岐村字下ノ原887-2	0241-75-2342 education@vill.hinoemata.lg.jp	0241-75-2300
只見町		只見町青少年健全育成町民会議	教育委員会生涯 学習係	968- 0421	只見町大字只見町下2591 -30	0241-82-5320 syougaku@town.tadami.lg.jp	0241-82-2337
相 馬	相馬市	相馬市青少年健全育成市民会議	生涯学習課	976- 8601	相馬市中村字北町63-3	0244-37-2187 sy-syogai@city.soma.lg.jp	0244-37-2617
	南相馬市	南相馬市青少年育成市民会議	子ども家庭課	975- 8686	南相馬市原町区本町2-27	0244-24-5215 kodomokatei@city.minamisoma.lg.jp	0244-24-5740
	広野町	広野町青少年育成町民会議	広野町生涯学習課	979- 0408	広野町中央台1-1 広野町公民館内	0240-27-3244 koumin@town.hirono.fukushima.jp	0240-27-2015
	檜葉町	檜葉町青少年健全育成町民会議	教育委員会	979- 0514	檜葉町大字下小埜字麦入31	0240-23-6190 kyoiku-n@town.naraha.lg.jp	0240-23-6192
	富岡町	富岡町青少年育成町民会議	生涯学習課	979- 1151	富岡町本岡字王塚622-1	0240-22-2626 tom-shogaku@manamori.jp	0240-22-5059
	川内村	川内村青少年育成村民会議	教育課	979- 1201	川内村大字上川内字小山平15	0240-38-3806 syogai.g@vill.kawauchi.lg.jp	0240-38-3807
	大熊町	大熊町青少年健全育成町民会議	教育総務課	965- 0059	会津若松市インター西111 大熊町役場会津若松出張所	0242-23-8025 shogaigakusyu@town.okuma.fukushima.jp	0242-23-8235
	双葉町	双葉町青少年育成町民会議	教育総務課	974- 8261	いわき市植田町中央1-16-13 エムケーブル2階	0246-84-5210 kyoiku@town.fukushima-futaba.lg.jp	0246-84-5248
	浪江町	浪江町青少年健全育成町民会議	教育委員会事務局	979- 1521	浪江町大字権現堂字下馬洗田5-2 浪江町地域スポーツセンター内	0240-34-3941 namie42020@town.namie.lg.jp	0240-35-5885
	葛尾村	葛尾村青少年育成村民会議	住民生活課	979- 1602	葛尾村大字落合字落合16	0240-29-2112 juminseikatsu@vill.katsurao.lg.jp	0240-29-2123
	新地町	新地町青少年健全育成町民会議	教育総務課	979- 2792	新地町谷地小屋字樋掛田 30	0244-62-4477 s-koumin@town.shinchi.lg.jp	0244-62-2369
い わ き	飯館村	飯館村青少年育成村民会議	生涯学習課	960- 1801	飯館村草野字大師堂17	0244-42-0072 kouminkan@vill.iitate.fukushima.jp	0244-42-0860
	いわき市	いわき市青少年育成市民会議	生涯学習課	970- 8026	いわき市平字堂根町4-8	0246-22-7558 shogaigakushu@city.iwaki.lg.jp	0246-21-9158

第3部 ふくしま青少年育成 プランの指標の達成状況

1 ふくしま青少年育成プランの指標の達成状況

指標コード	項目	区分	＜新＞初期値 (H25年3月時点) (＜新＞プラン策定時)	現況値 (R1年度実績) (＜新＞プラン6年目)	備考	担当課 (室)
I すべての青少年の健やかな成長の支援						
1 豊かな心と健やかな体の育成						
(1) 基本的な生活習慣の形成						
1	朝食を食べる児童・生徒の割合（公立幼・小・中・高・特別支援学校）	総合計画 教育計画 子ども夢プラン	H23 年度 96.3% (単年度値)	R1 年度 96.7% (単年度値)	97.2%以上 (単年度値)	健康教育課
(2) 生命の大切さや家庭の役割の理解						
2	「性に関する教育」の手引利用率（公立幼・小・中・高・特別支援学校）	教育計画	H24 年度 87.2% (単年度値)	R1 年度 86.6% (単年度値)	(H26年度) 100% 〔単年度計〕 (H26に100%に到達 させその後継続)	健康教育課
3	十代の人工妊娠中絶実施率（15歳以上20歳未満の女性総人口千対の率）	現行プラン 子ども夢プラン	H23 年度 7.6% (単年度値)	H30 年度 4.3% (単年度値)	減少をめざす（前 年度値に対して） (単年度値)	子育て支援課
(3) ふくしまの文化の担い手の育成						
意1	文化活動やスポーツ活動に積極的に参加していると回答した県民の割合（鑑賞を含む） 【県政世論調査／意識調査項目】〔新総計の指標〕	総合計画	H24 年度 33.6% (単年度値)	R1 年度 30.1% (単年度値)	上昇をめざす (前年度値に対し て) 〔単年度値〕	文化振興課
2 社会の変化に対応できる力の育成						
(1) 自らたくましく生きる力の育成						
4-1	全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との比較割合（全国平均＝100） （公立小学校6年生）	総合計画 教育計画 子ども夢プラン	H24 年度 国語 99.7 算数 97.7 理科 101.3 (単年度計)	R1 年度 国語 100.3 算数 97.6 (単年度計)	国語 103.0以上 算数 102.0以上 理科 103.0以上 (単年度計)	R1年度は理科の調査未実施 義務教育課
4-2	全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との比較割合（全国平均＝100） （公立中学校3年生）	総合計画 教育計画 子ども夢プラン	H24 年度 国語 101.9 数学 98.7 理科 102.4 (単年度計)	R1 年度 国語 98.9 数学 95.3 (単年度計)	国語 103.0以上 数学 102.0以上 理科 103.0以上 (単年度計)	R1年度は理科の調査未実施 義務教育課
5-1	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合（全国平均＝100） （公立小学校5年生）	総合計画 教育計画	H22 年度 男子 99.1 女子 101.0 (単年度値)	R1 年度 男子 97.9 女子 102.5 (単年度値)	男子 101.0以上 女子 102.5以上 (単年度値)	健康教育課
5-2	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合（全国平均＝100） （公立中学校2年生）	総合計画 教育計画	H22 年度 男子 98.2 女子 97.4 (単年度値)	R1 年度 男子 99.5 女子 103.5 (単年度値)	男子 101.5以上 女子 101.0以上 (単年度値)	健康教育課
青1	優良書籍等の推奨数	現行プラン 子ども夢プラン	H23 年度 図書124冊 映画85本 〔S53～H23累計〕	R1 年度 図書173冊 映画94本 〔S53～R1累計〕	図書178冊以上 映画94本以上 〔S53～R2累計〕	こども・青少年政策課
(2) コミュニケーション能力の育成						
6	体験活動・ボランティア活動の実施状況（時間）（公立小学校） 〔モニタリング指標〕	教育計画	H23 年度 220時間 (単年度計)	R1 年度 233時間 (単年度値)	増加をめざす (前年度値に対し て) 〔単年度計〕	社会教育課

1 ふくしま青少年育成プランの指標の達成状況

指標コード	項目	区分	<新>初期値 (H25年3月時点) (<新>プラン策定時)		現況値 (R1年度実績) (<新>プラン6年目)		<新>プランの 最終目標値等 (R2年度)	備考	担当課 (室)
7	英検準2級以上の取得率 (県立高等学校全日制・定時制第3学年)	教育計画	H23年度	5.3% (単年度計)	R1年度	23.5%※ (単年度計)	(H26年度) 10%以上 〔単年度計〕 (H26に10%に到達させその後継続)	※暫定値	高校教育課
(3) 情報活用能力(情報リテラシー)の育成									
8	コンピューターで指導できる教員率 (公立小・中・高・特別支援学校)	現行プラン 教育計画	H24年度	66.9% (単年度値)	R1年度	75.0% (単年度値)	(H25年度) 100% 〔単年度値〕 (H25に100%に到達させその後継続)	指標としている調査項目の変更により、「教員のICT活用指導力」の関係項目の平均を記載	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
3 震災の経験を踏まえた青少年の社会参画・自立支援									
(1) 青少年による、ふくしま復興の支援									
41	【新】 「地域創生総合支援事業(サポート事業)」の採択件数	総合計画	H23年度	226件 (単年度計)	R1年度	232件 (単年度計)	2,260件以上 〔H23～R2累計〕		地域振興課
(2) 社会参加・参画の促進									
9	体験活動・ボランティア活動の実施状況(時間)(公立小学校) 〔モニタリング指標〕 (6の再掲)	教育計画	H20年度	220時間 (単年度計)	R1年度	233時間 (単年度値)	増加をめざす (前年度値に対して) 〔単年度計〕		社会教育課
青2	「少年の主張県大会」への応募者数	現行プラン	H23年度	14,442人 (単年度計)	R1年度	14,571人 (単年度計)	104,000人以上 (H23～R2累計)		こども・青少年政策課
(3) 就業・自立支援の充実									
10	インターンシップ実施校の割合(県立高等学校全日制・定時制課程)	教育計画	H23年度	63.2% (単年度計)	R1年度	93.3% (単年度計)	80%以上 (単年度計)		高校教育課
11	県立工業高校のジュニアマイスター認定者数	教育計画	H23年度	194人 (単年度計)	R1年度	382人 (単年度計)	(H26年度) 250人以上 〔単年度計〕 (H26に250人に到達させその後継続)		高校教育課
12	新規高卒者の県内就職率 (県立・私立高校全日制・定時制課程)	現行プラン 総合計画	H23年度	71.3% (H24.3卒)	H30年度	82.3% (H31.3卒)	86%以上 (R3.3卒)		雇用労政課
13	新規高卒者の県内就職率 (県立高等学校全日制・定時制課程)	現行プラン 総合計画 教育計画	H23年度	70.5% (H24.3卒)	R1年度	81.5% (R2.3卒)	86%以上 (R3.3卒)		高校教育課

1 ふくしま青少年育成プランの指標の達成状況

指標コード	項目	区分	＜新＞初期値 (H25年3月時点) (＜新＞プラン策定時)		現況値 (R1年度実績) (＜新＞プラン6年目)		＜新＞プランの 最終目標値等 (R2年度)	備考	担当課 (室)
			年度	値	年度	値			
14	新規高卒者の県内就職率 (私立高等学校全日制・定時制課程)	現行プラン 総合計画	H21 年度	77.4% (H22.3卒)	R1 年度	84.4% (R2.3卒)	86%以上 (R3.3卒)		私学・ 法人課
15	県立高校生の就職決定(内定)率 (県立高等学校全日制・定時制課程)	総合計画 教育計画 子ども夢プラン	H23 年度	97.6% (H24.3卒)	R1 年度	99.7% (R2.3卒)	100% (H26.3卒) (H25に100%に到達 させその後継続)		高校教 育課
16	県内企業に就職した高卒者の離職率 (県立・私立高等学校全日制・定時 制課程)(採用後3年以内の離職 率)	総合計画 教育計画	H20 年度	40.3% (H20.3卒)	R1 年度	39.3% (H28.3卒)	全国平均値以下 (H29.3卒)		雇用労 政課
II 困難を有する青少年及びその家族の支援									
1 震災ストレスなど困難な状況ごとの取組									
(1) 大震災等に起因する各種問題への総合的な相談・支援体制の充実									
青 7 新	「福島県青少年総合相談センター」 の相談受付件数 (H23.10.31開設)	無	H24 年度	約236件 (単年度計)	R1 年度	2,371件 (単年度計) 9,880件 (H24～R1累計)	適切に対応する (単年度値)		こど も・青 少年政 策課
(2) いじめ等の問題行動や不登校への対応									
17	いじめの認知件数 (国公立の小・中・高等・特別支 援学校) [モニタリング指標]	総合計画 教育計画	H23 年度	175件 (単年度計)	H30 年度	6,815件 (単年度計)	適切に対応する (単年度計)		義務教 育課 高校教 育課 特別支 援教育 課
42	【新】 いじめの解消率 (国公立小・中・高等・特別支援 学校)	総合計画 教育計画	H23 年度	92.6% (単年度値)	H30 年度	89.8% (単年度値)	(H25年度) 100% [単年度値] (H25に100%に到達 させその後継続)		義務教 育課 高校教 育課 特別支 援教育 課
18	暴力行為の発生件数 (国公立の小・中・高等学校) [モニタリング指標]	総合計画 教育計画	H23 年度	202件 (単年度計)	H30 年度	576件 (単年度計)	減少をめざす (前年度値に対し て) [単年度計]		義務教 育課 高校教 育課
19	不登校の件数 (国公立の小・中学校)	総合計画 教育計画 子ども夢プラン	H23 年度	1,491件 (単年度計)	H30 年度	2,115件 (単年度計)	940件以下 (単年度計)		義務教 育課
(3) 障がいのある青少年への支援の充実									
20	個別の教育支援計画の作成率 (公立幼・小・中・高等学校)	総合計画 教育計画 子ども夢プラン	H23 年度	66.6% (単年度値)	R1 年度	85.5% (単年度値)	100% (単年度値)		特別支 援教育 課
21	就業している障がい者数	総合計画	H23 年度	6,251人 (単年度計)	R1 年度	10,417人 (R2.2現在)	7,600人以上 (単年度計)		雇用労 政課

1 ふくしま青少年育成プランの指標の達成状況

指標コード	項目	区分	<新>初期値 (H25年3月時点) (<新>プラン策定時)		現況値 (R1年度実績) (<新>プラン6年目)		<新>プランの 最終目標値等 (R2年度)	備考	担当課 (室)
22	特別支援学校高等部卒業生のうち就職を希望する生徒の就職率	教育計画	H23年度	95.0% (H24.3卒)	R1年度	96.8% (R2.3卒)	100% (単年度値)		特別支援教育課
(4) 虐待やドメスティック・バイオレンスの根絶									
23	児童虐待相談受付件数	総合計画	H23年度	262件 (単年度計)	H30年度	1,605件 (単年度計)	適切に対応する (単年度計)		児童家庭課
24	ドメスティック・バイオレンス相談受付件数	総合計画	H23年度	1,361件 (単年度計)	R1年度	1,627件 (単年度計)	適切に対応する (単年度計)		児童家庭課
2 非行防止対策と立ち直り支援の充実									
(1) 非行防止活動の充実									
26	犯罪発生件数(刑法犯認知件数)	総合計画	H23年度	16,179件 (単年計)	R1年度	9,416件 (単年計)	減少を目指す (現況値に対して) [単年計]		生活安全企画課
(2) 立ち直り支援活動の充実									
(3) 薬物乱用の防止・啓発									
27	「薬物乱用防止教室」の受講率 (中学生対象)	無	H23年度	22.7% (単年度値)	R1年度	19.1% (単年度値)	33.3%以上 (単年度値)		薬務課
Ⅲ 青少年の健全な育成を推進するための社会環境の整備									
1 子どもをはぐくむ家庭づくりと大人の意識改革									
(1) 子どもの成長を支える家庭づくり									
28	県内各地で実施された家庭教育事業の数 [モニタリング指標]	教育計画	H23年度	763事業 (単年度計)	R1年度	829事業 (単年度計)	増加をめざす (前年度値に対して) [単年度計]		社会教育課
29	福島県次世代育成支援企業認証数	総合計画 子ども夢プラン	H23年度	424社 [H17~23累計]	R1年度	84社 累計677社 (R2.4現在)	600社以上 (H17~R2累計) [累計]		雇用労政課
30	年次有給休暇取得率	子ども夢プラン	H23年度	47.8% (単年度値)	R1年度	53.5% (単年度値)	60%以上 (単年度値)		雇用労政課
31	放課後児童クラブ設置数	総合計画 子ども夢プラン	H23年度	328カ所 [H23までの累計]	R1年度	446カ所 [R1までの累計]	419カ所以上 (R2までの累計)		子育て支援課

1 ふくしま青少年育成プランの指標の達成状況

指標コード	項目	区分	<新>初期値 (H25年3月時点) (<新>プラン策定時)		現況値 (R1年度実績) (<新>プラン6年目)		<新>プランの 最終目標値等 (R2年度)	備考	担当課 (室)
32	ファミリー・サポート・センターの設置数	子ども夢プラン		26カ所 [H23までの累計]	H30年度	29カ所 (H30までの累計)	31カ所以上 [R2までの累計]		子育て支援課
(2) 子どもを育てる大人の意識改革									
青3	大人への応援講座の受講者数	現行プラン	H23年度	3,580人 (単年度計)	R1年度	2,782人 (単年度計) 25,162人 [H24~R1累計]	39,000人以上 (H23~R2累計)		こども・青少年政策課
2 青少年を育成する地域力の強化									
(1) 地域力を生かした青少年の育成									
意2	地域住民やNPO等による地域づくり活動に積極的に参加していると回答した県民の割合 【県政世論調査/意識調査項目】[新統計の指標]	総合計画	H24年度	15.2% (単年度値)	R1年度	16.8% (単年度値)	上昇をめざす (前年度値に対して) [単年度値]		こども・青少年政策課
33	NPOやボランティアと県との協働事業数	総合計画	H24年度	59事業 [多年累計]	R1年度	99事業 [多年累計]	130事業以上 [R2までの累計]		文化振興課
34	福島県次世代育成支援企業認証数 (29の再掲)	総合計画 子ども夢プラン	H23年度	424社 [H17~23累計]	R1年度	84社 累計677社 (R2.4現在)	600社以上 (H17~R2累計) [累計]		雇用労政課
(2) 地域コミュニティづくり									
35	放課後児童クラブ設置数 (31の再掲)	総合計画 子ども夢プラン	H23年度	328カ所 [H24までの累計]	R1年度	446カ所 [R1までの累計]	419カ所以上 (R2までの累計)		子育て支援課
36	地域子育て支援拠点(センター型・ひろば型・児童館型)施設数	子ども夢プラン	H23年度	75カ所 [H23までの累計]	H30年度	121カ所 [H30までの累計]	124カ所以上 [R2までの累計]		子育て支援課
意3	福島県で子育てを行いたいと回答した県民の割合 【県政世論調査/意識調査項目】[新統計の指標]	総合計画	H24年度	48.3% [単年度値]	R1年度	61.8% [単年度値]	上昇を目指す (前年度値に対して) [単年度値]		文化振興課 こども・青少年政策課
(3) 地域の青少年指導者や青少年育成団体活動の推進									
青4	「青少年育成活動推進指導者研修会」への参加者数	現行プラン	H23年度	2,526人 [H23までの累計]	R1年度	423人 4,203人 [R1までの累計]	3,300人以上 [R2までの累計]		こども・青少年政策課
(4) 県民運動の推進									
青9新	「青少年健全育成県民総ぐるみ運動」への参加者数	無	H24年度	200人 (単年度計)	R1年度	141名 (単年度計) 1,119人 [R1までの累計]	1,000人以上 [H24~R2累計]		こども・青少年政策課

1 ふくしま青少年育成プランの指標の達成状況

指標コード	項目	区分	<新>初期値 (H25年3月時点) (<新>プラン策定時)	現況値 (R1年度実績) (<新>プラン6年目)	<新>プランの 最終目標値等 (R2年度)	備考	担当課 (室)	
3 社会環境の健全化								
(1) 有害環境の浄化活動の推進								
青5	有害図書類の区分陳列及び適正表示の実施率	現行プラン	H22年度	87.1% (単年度値) 〔直近判明値〕	R1年度	78.6% (単年度値)	100% (単年度値)	子ども・青少年政策課
(2) 子どもの安全の確保								
37	犯罪発生件数（刑法犯認知件数） (26の再掲)	総合計画	H23年度	16,179件 (単年計)	R1年度	9,416件 (単年計)	減少を目指す (現況値に対して) 〔単年計〕	生活安全企画課
38	すべての人が安心して通れるように配慮して整備された歩道の延長	総合計画 子ども夢プラン	H23年度	567km 〔H23までの累計〕	R1年度	667.3km 〔R1までの累計〕	690km以上 (R2までの累計)	道路整備課
39	スクールガードの人数（公立小・中学校1校あたりの平均人数） 〔モニタリング指標〕	教育計画	H22年度	83.0人 (直近判明値)	R1年度	27.0人	現状維持をめざす	健康教育課
40	子どもの交通事故死傷者数	子ども夢プラン	H23年度	663人 (単年計)	R1年度	207人 (単年計)	継続的な減少をめざす 〔単年計〕	交通企画課

第4部 參考資料

1 福島県青少年健全育成条例

昭和 53 年 3 月 30 日福島県条例第 30 号
改正 昭和 58 年 12 月 16 日福島県条例第 40 号
改正 昭和 59 年 12 月 25 日福島県条例第 56 号
改正 平成 4 年 3 月 24 日福島県条例第 24 号
改正 平成 6 年 10 月 14 日福島県条例第 73 号
改正 平成 7 年 10 月 13 日福島県条例第 59 号
改正 平成 10 年 7 月 7 日福島県条例第 45 号
改正 平成 11 年 3 月 19 日福島県条例第 10 号
改正 平成 11 年 12 月 24 日福島県条例第 56 号
改正 平成 12 年 3 月 24 日福島県条例第 18 号
改正 平成 16 年 3 月 26 日福島県条例第 21 号
改正 平成 18 年 3 月 22 日福島県条例第 16 号
改正 平成 19 年 3 月 20 日福島県条例第 16 号
改正 平成 28 年 3 月 25 日福島県条例第 35 号
改正 平成 30 年 10 月 12 日福島県条例第 76 号

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 8 条）
 - 第 2 章 健全な育成に関する施策（第 9 条－第 13 条）
 - 第 3 章 健全な育成を阻害する行為の規制（第 14 条－第 30 条の 2）
 - 第 4 章 青少年健全育成審議会（第 31 条－第 33 条）
 - 第 5 章 罰則（第 34 条－第 36 条）
 - 第 6 章 雑則（第 37 条－第 39 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、青少年の健全な育成に関する基本理念及び責務を明らかにし、青少年を健全に育成するための施策の大綱を定めるとともに青少年の健全な育成を阻害する行為を規制し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 すべて青少年は、社会の成員としての使命と役割を自覚し、現在及び将来の社会及び文化を担うにふさわしい心身ともに健康な社会人として成長するようあらゆる生活の場において配慮されなければならない。

（家庭を構成する者の責務）

第 3 条 家庭を構成する者は、互いに協力し、明るい健康な家庭づくりをすすめることによつて、青少年の健全な育成に努めなければならない。

（学校、職場等の関係者の責務）

第4条 学校及び職場の関係者その他青少年の健全な育成に係る関係者は、その職務又は活動を通じ、相互に連携し、自主的かつ積極的に青少年の健全な育成に努めなければならない。

(地域住民の責務)

第5条 地域社会において、住民は、連帯意識を持ち、互いに協力することによつて、青少年の健全な育成に努めなければならない。

(県の責務)

第6条 県は、青少年の健全な育成に関し必要な体制を確立するとともに、総合的な施策を策定し、国及び市町村と緊密な連携を図りながらこれを実施する責務を有する。

第7条 削除

(適用上の注意)

第8条 この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、いやしくもこれを濫用し、何人の自由と権利を不当に制限するようなことがあつてはならない。

第2章 健全な育成に関する施策

(施策の基本)

第9条 青少年の健全な育成に関する県の施策の策定及び実施は、青少年及び県民の自主的な活動又は運動を基本とし、積極的かつ効果的になされなければならない。

(施策の大綱)

第10条 県は、次の各号に掲げる基本的な施策を講ずるものとする。

- (1) 青少年の自主的かつ健全な活動の助長
- (2) 青少年の健全な育成に関する指導者の養成及び確保
- (3) 青少年の利用する文化施設、体育施設その他の施設の整備
- (4) 青少年の健全な育成に関する各種の教育の振興
- (5) 青少年を取り巻く社会環境の浄化及び非行防止活動の強化
- (6) 青少年の健全な育成に関する相談体制の整備

(調査、研究及び情報の提供)

第11条 県は、青少年の健全な育成に関する施策の効果的な推進を図るため、調査、研究及び情報の収集に努めるとともに、県民及び関係機関に対し必要に応じ情報を提供するものとする。

(推奨)

第12条 知事は、映画、劇場、書籍その他これに類するものでその内容が特に優れているもののうち、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認めるものを推奨することができる。

(表彰)

第13条 知事は、次の各号に掲げるものを表彰することができる。

- (1) 青少年又は青少年の団体で、その活動が他の模範であると認められるもの
- (2) 青少年の健全な育成のために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められるもの

第3章 健全な育成を阻害する行為の規制

(定義)

第14条 この章以下において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。
- (2) 保護者 親権者、未成年後見人、雇用主その他の者で青少年を現に保護監督する者をいう。
- (3) 興行 映画、演劇、演舞等の見せ物その他これらに類するものをいう。
- (4) 図書類 書籍、雑誌その他の印刷物、絵画、写真及び映画フィルム、スライドフィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、録音テープ、コンパクトディスクその他の映像又は音声記録されているものをいう。
- (5) 広告物 屋内又は屋外で公衆に表示され、又は頒布されるものであつて、看板、立看板、はり紙、はり札及びちらし並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲示され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
- (6) がん具類 がん具、刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）その他これらに類するものをいう。
- (7) 遊技営業等 次に掲げる営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業を除く。）をいう。
 - ア 個室を設けて、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱させる営業
 - イ 設備を設けて、客に図書類の閲覧若しくは視聴又はインターネットの利用をさせる営業（図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館が行うものを除く。）
 - ウ スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備により客に遊技をさせる営業（興行等の自主規制）

第15条 興行を主催する者、図書類を販売し、交換し、貸し付けし、見せ、若しくは聴かせることを業とする者、旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業をいう。以下同じ。）を営む者でその施設において客に対し図書類をサービスとして提供するもの（以下「図書類サービス業者」という。）又は広告物の広告主若しくは管理者は、興行、図書類又は広告物の内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、青少年に当該興行を観覧させ、当該図書類を販売し、譲渡し、交換し、貸し付けし、頒布し、見せ、若しくは聴かせ、又は当該広告物を掲示し、表示し、若しくは頒布しないよう努めなければならない。

- (1) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (2) 青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (3) 青少年の自殺又は犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 がん具類の販売を業とする者は、がん具類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、青少年に当該がん具類を販売し、譲渡し、交換し、

貸し付けし、頒布し、見せ、又は聴かせないよう努めなければならない。

- (1) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (2) 青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (3) 人の生命、身体又は財産に対し危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(自動販売機による図書類の販売等の自主規制)

第 16 条 図書類又はがん具類の販売又は貸付けを業とする者は、その図書類の内容が前条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められるとき又はそのがん具類の形状、構造若しくは機能が同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該図書類又はがん具類を自動販売機又は自動貸出機（販売又は貸付けの業務に従事する者と客とが直接対面する方法によらずに販売又は貸付けを行うことができる設備を有する機器をいう。以下「自動販売機等」という。）により青少年に販売し、又は貸し付けないよう努めなければならない。

2 自動販売機等による図書類又はがん具類の販売又は貸付けを業とする者（以下「図書類等販売業者」という。）は、次に掲げる施設の敷地の周辺においては、前条第 1 項各号のいずれかに該当する図書類及び同条第 2 項各号のいずれかに該当するがん具類を自動販売機等に収納しないよう努めなければならない。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学を除く。）
- (2) 図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館
- (3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、多数の青少年の利用に供される施設で知事が指定するもの

(有害興行の指定、観覧の制限等)

第 17 条 知事は、興行の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を青少年に有害な興行として指定することができる。ただし、風営法第 2 条第 6 項第 3 号に規定する営業に係る興行場において行われる興行については、この限りでない。

- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものとして規則で定めるもの
- (2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものとして規則で定めるもの
- (3) 著しく青少年の自殺又は犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものとして規則で定めるもの

2 興行を主催する者は、前項の規定により指定された興行を青少年に観覧させてはならない。

3 興行を主催する者は、第 1 項の規定により指定された興行を行うときは、入場しようとする者の見やすい箇所に当該指定のあつた旨及び青少年の入場を禁ずる旨を掲示しなければならない。

(有害図書類の指定及び販売等の制限)

第 18 条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が前条第 1 項各号のいずれかに該当する

と認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。

2 次に掲げるものは、青少年に有害な図書類とする。

- (1) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページの数（表紙を含む。以下この号において同じ。）が20ページ以上のもの（当該書籍又は雑誌の内容が主として読者の性的好奇心をそそるものでないと認められるものを除く。）又はページの総数の5分の1以上を占めるもの
- (2) ビデオテープ又はビデオディスクであつて、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの描写の時間が合わせて3分を超えるもの（当該ビデオテープ又はビデオディスクの内容が主として視聴者の性的好奇心をそそるものでないと認められるものを除く。）又は連続して3分を超えるもの（映像は連続しないが、音声が続く等実質的に描写が連続する場合において、当該描写の時間が3分を超えるものを含む。）
- (3) 図書類の内容についての審査を行う団体で知事が指定するものが青少年の閲覧又は視聴を不適当と認めた図書類であつて、当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの

3 図書類を販売し、交換し、貸し付け、見せ、若しくは聴かせることを業とする者又は図書類サービス業者（以下これらを「図書類の取扱業者」という。）は、第1項の規定により指定された図書類及び前項各号のいずれかに該当する図書類（以下「有害図書類」という。）を青少年に販売し、譲渡し、交換し、貸し付け、頒布し、見せ、又は聴かせてはならない。

4 図書類の取扱業者は、有害図書類を陳列するとき、青少年の健全な育成を阻害するおそれがない方法として規則で定める方法により、陳列しなければならない。ただし、法令により青少年の立入りが禁止されている場所において有害図書類を陳列するとき、この限りでない。

5 前項本文の場合において、図書類の取扱業者は、有害図書類の陳列場所の見やすい箇所に、当該図書類を青少年が購入し、借り受け、閲覧し、又は視聴することができない旨の掲示をしなければならない。

6 知事は、前2項の規定に違反している図書類の取扱業者に対し、期限を定めて、その有害図書類の陳列方法を改善し、又は前項の掲示をすべきことを命ずることができる。（有害広告物の指定及び掲示等の制限）

第19条 知事は、広告物の内容の全部又は一部が第17条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物を青少年に有害な広告物として指定することができる。

2 広告物の広告主又はその管理者は、前項の規定により指定された広告物を速やかに撤去し、その内容を変更し、その他必要な措置を講じなければならない。

3 知事は、前項の規定に違反して掲示され、表示され、又は頒布されている広告物があるときは、当該広告物の広告主又はその管理者に対し当該広告物の撤去、内容の変更その他必要な措置を命ずることができる。

（有害がん具類の指定及び販売等の制限）

第20条 知事は、がん具類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該がん具類を青少年に有害ながん具類として指定することができる。

- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものとして規則で定めるもの
- (2) 著しく青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものとして規則で定めるもの
- (3) 著しく人の生命、身体又は財産に対し危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものとして規則で定めるもの

2 次に掲げるものは、青少年に有害ながん具類とする。

- (1) 下着の形状をしたがん具
- (2) 使用済みの下着であるとして、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている物品
- (3) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するがん具であつて、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの

3 がん具類の販売を業とする者は、第1項の規定により指定されたがん具類及び前項各号のいずれかに該当するがん具類（以下「有害がん具類」という。）を青少年に販売し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は頒布してはならない。

（自動販売機等管理者の設置）

第20条の2 図書類等販売業者は、その設置する自動販売機等ごとに、第21条第2項の規定による青少年に有害な図書類及び青少年に有害ながん具類の撤去その他の必要な措置を自ら直ちに講ずることができない場合において、自己に代わつてその措置を講ずることができる者を自動販売機等管理者として置かなければならない。ただし、図書類等販売業者が自ら管理することができるものとして規則で定める自動販売機等については、この限りでない。

2 前項に規定する自動販売機等管理者は、規則で定める要件を満たした者でなければならない。

（自動販売機等の設置等の届出）

第20条の3 図書類等販売業者は、図書類又はがん具類の販売又は貸付けを目的として自動販売機等を設置しようとするとき又は自動販売機等の設置場所を変更しようとするときは、当該自動販売機等ごとに、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 図書類等販売業者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 自動販売機等管理者の住所及び氏名
- (3) 自動販売機等の設置場所
- (4) 自動販売機等の設置場所の提供者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (5) 自動販売機等の設置予定年月日
- (6) 自動販売機等による販売又は貸付けの開始予定年月日
- (7) 自動販売機等により販売し、又は貸し付ける図書類又はがん具類の種類

2 前項の規定により届出をした者は、同項各号（第3号を除く。）に掲げる事項に変更があつたとき又はその届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更があつた日又は廃止した日から15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

（自動販売機等の届出済証のはり付け）

第20条の4 前条第1項又は第2項の規定による届出をし、知事から届出済証の交付を受けた者は、その届出に係る自動販売機等の見やすい箇所に、当該届出済証をはり付けなければならない。

2 前項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証が滅失し、破損し、又は識別が困難となつたときは、知事に届出済証の再交付を申請しなければならない。

（自動販売機等への図書類及びがん具類の収納の制限）

第21条 図書类等販売業者は、その設置する自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類を販売又は貸付けの目的で収納してはならない。

2 図書类等販売業者及び自動販売機等管理者は、現に自動販売機等に販売又は貸付けの目的で収納されている図書類が第18条第1項の規定による指定を受けたとき又はがん具類が第20条第1項の規定による指定を受けたときは、直ちに当該図書類又はがん具類の当該自動販売機等からの撤去その他の必要な措置を講じなければならない。

3 知事は、第18条第1項の規定による指定を受けた図書類又は第20条第1項の規定による指定を受けたがん具類が前項の規定に違反して、自動販売機等に販売又は貸付けの目的で収納されているときは、当該図書类等販売業者及び自動販売機等管理者に対し当該図書類又はがん具類の撤去その他の必要な措置を命ずることができる。

4 知事は、青少年の健全な育成のために必要な環境を阻害するおそれのないよう、図書类等販売業者に対し図書類又はがん具類が収納されている自動販売機等の設置場所について適当な措置を講ずるよう求めることができる。

（適用除外）

第21条の2 第20条の2から前条までの規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置されている自動販売機等については、適用しない。

（金銭の貸付け等の制限）

第22条 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者は、その営業に関し青少年に金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）をしてはならない。

2 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第2項に規定する質屋は、その営業に関し青少年から物品（有価証券を含む。）を質にとつて金銭を貸し付けてはならない。

3 古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第3項に規定する古物商は、その営業に関し青少年から物品を買受け、若しくは物品の販売の委託を受け、又は青少年と物品を交換してはならない。

4 前3項の規定は、当該青少年が保護者の依頼を受け、又は同意を得たと認められるときその他正当な理由があると認められるときは適用しない。

（非行誘発行為の防止）

第23条 何人も、青少年に対し次に掲げる行為をしないよう努めなければならない。

- (1) その内容が第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当する興行、図書類及び広告物並びにその形状、構造又は機能が同条第 2 項各号のいずれかに該当するがん具類を見せ、聴かせ、又は所持させること。
 - (2) 善良な風俗を害するおそれのある場所に立ち入らせること。
 - (3) 射幸心をそそるおそれのある行為をさせること。
 - (4) 飲酒又は喫煙をさせること。
 - (5) トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤若しくは塗料を正当な理由なく使用させ又は所持させること。
- (遊技営業等の場所への立入禁止等)

第 23 条の 2 遊技営業等を営む者は、当該遊技営業等の場所に個室又は区画席（周囲を仕切り板等で囲った構造の客席をいう。以下同じ。）を設けて営業を行うときは、次の各号のいずれかに該当する個室又は区画席（以下「特定個室等」という。）に青少年を客として立ち入らせてはならない。

- (1) 出入口に内部からかぎのかかる設備を有するもの
 - (2) 外部からその内部を常に見通すことが困難であるもの
- 2 警察官又は少年補導に関する事務に従事することをその職務とする警察職員（警察官を除く。以下「少年警察補導員」という。）は、遊技営業等を営む者が前項の規定に違反して特定個室等に現に青少年を客として立ち入らせているときは、当該遊技営業等を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者に対し、更に反復して特定個室等に青少年を客として立ち入らせてはならない旨を警告することができる。
- 3 知事は、前項の規定による警告を受けた者が当該警告に従わずに特定個室等に青少年を客として立ち入らせた場合において、当該警告に係る遊技営業等の場所に青少年を客として立ち入らせることがその健全な育成を阻害するおそれのあると認めるときは、当該遊技営業等の場所の全部又は一部を青少年の立入りを禁止する場所として指定することができる。
- 4 遊技営業等を営む者は、前項の規定による指定を受けた場所に青少年を客として立ち入らせてはならない。
- 5 遊技営業等を営む者は、第 3 項の規定による指定を受けたときは、速やかに当該遊技営業等の場所の見やすい箇所に当該指定を受けた旨及び青少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなければならない。

(みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止)

第 24 条 何人も、青少年に対しみだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

- 2 何人も、青少年にわいせつな行為をさせてはならない。
- 3 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為を教え、又は見せてはならない。

(入れ墨の禁止)

第 24 条の 2 何人も、青少年に対し、正当な理由なく入れ墨を施し、又はその周旋をしてはならない。

- 2 何人も、青少年をして、青少年に対し、正当な理由なく入れ墨を施させ、又はその周旋をさせてはならない。

(勧誘行為の禁止)

第 24 条の 3 何人も、青少年に対し、次に掲げる者となるよう勧誘してはならない。

- (1) 風営法第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる営業の客
- (2) 風営法第 2 条第 4 項に規定する接待飲食等営業若しくは同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において客に接する業務に従事する者又は同法第 35 条の 3 第 1 号に規定する受託接客従業者

(深夜外出の制限)

第 25 条 保護者は、特別の事情がある場合のほか、深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までをいう。以下同じ。）に青少年を外出させないよう努めなければならない。

- 2 何人も、保護者の委託を受け、若しくは同意を得、又はその他正当な理由がある場合のほか、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。
- 3 深夜において営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に特別の事情なく当該営業の場所にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

(深夜遊技営業等の場所への立入禁止等)

第 25 条の 2 深夜において遊技営業等を営む者（以下「深夜遊技営業等営業者」という。）及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に、当該遊技営業等の場所に青少年を客として立ち入らせてはならない。

- 2 深夜遊技営業等営業者は、その遊技営業等の場所の見やすい箇所に深夜における青少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定に違反している深夜遊技営業等営業者に対し、期限を定めて、同項の掲示をすべきことを命ずることができる。

(場所の提供及び周旋の禁止)

第 26 条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為をすることを知って場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。

- (1) みだらな性行為又はわいせつな行為
- (2) 前号の行為を教え又は見せる行為
- (3) 暴行又はとばく行為
- (4) 正当な理由なく大麻、麻薬又は覚せい剤を使用する行為
- (5) 正当な理由なく、トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤若しくは塗料を使用する行為
- (6) 正当な理由なく入れ墨を施す行為
- (7) 飲酒又は喫煙

(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第 26 条の 2 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）第 2 条第 3 項に規定する児童ポルノ又は同法第 7 条第 2 項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。次号において同じ。）の提供を行うように求める行為
- (2) 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行う

ように求める行為

(旅館業者等の通知義務等)

第 27 条 旅館業を営む者若しくはアパート、貸家若しくは貸間を業として営む者又はこれらの管理者は、当該施設において、第 26 条各号に掲げる行為が青少年に対してなされ、若しくは青少年が当該行為をし、若しくはこれらの行為がなされる疑いがあると認めるとき又は当該施設を使用する青少年に家出等の疑いがあると認めるときは、直ちにその旨を警察署等関係機関に届けいでし、又は保護者に通知するよう努めなければならない。

2 自動車旅行ホテル営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和 59 年政令第 319 号）第 3 条第 1 項第 2 号に規定する施設のうち、同条第 2 項に規定する構造を有する個室を設けるもの又はこれに類似する施設を利用させる営業をいう。）を営む者は、その建築物若しくは看板類の意匠若しくは形態又はその設置場所が青少年の健全な育成のために必要な環境を阻害することのないよう努めなければならない。

(有害興行等の指定の取消し)

第 28 条 知事は、第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 20 条第 1 項又は第 23 条の 2 第 3 項の規定により指定をした場合において、当該指定をした理由がなくなつたと認めるときは、速やかにこれを取り消さなければならない。

(インターネット利用に係る保護者及び事業者の責務)

第 29 条 家庭を構成する者並びに学校及び職場の関係者その他青少年の健全な育成に係る関係者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により得られる情報であつて、その内容の全部又は一部が青少年有害情報（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第 2 条第 3 項に規定する青少年有害情報をいう。）と認められる情報その他の青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる情報（以下「有害情報」という。）を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング（インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。以下同じ。）の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

3 特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。

4 端末設備の販売又は貸付けを業とする者（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（青少年インターネット環境整備法第 13 条第 1 項に規定する携帯電話インターネ

ット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。)を除く。)は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止措置)

第 29 条の 2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、青少年インターネット環境整備法第 14 条の規定により、青少年又は保護者に対し、同条に規定する事項を説明するときは、併せて、規則で定める事項を説明するとともに、これらの事項を記載した書面若しくは記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を交付しなければならない。

2 保護者は、青少年インターネット環境整備法第 15 条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービス（青少年インターネット環境整備法第 2 条第 10 項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）を利用しない旨の申出をするときは携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第 2 条第 8 項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。）に対し、又は青少年インターネット環境整備法第 16 条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出をするときは携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、規則で定める正当な理由その他の事項を記載した書面（当該事項を記録した電磁的記録を含む。事項において同じ。）を提出しなければならない。

3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の書面の提出を受け、青少年有害情報フィルタリングサービス又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置の提供を伴わない携帯電話インターネット接続契約を締結した場合においては、当該契約を締結した日から当該契約が終了する日又は当該契約に係る携帯電話端末等を使用する青少年が 18 歳に達する日のいずれか早い日までの間、前項の書面若しくはその写し又は当該書面に記載された事項のうち前項に規定する記載事項が記載され、若しくは記録された書面若しくは電磁的記録を保存しなければならない。

4 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が、第 1 項又は前項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(立入調査等)

第 30 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定した職員に、営業時間内において次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料を提出させることができる。

- (1) 興行が行われている場所
- (2) 図書類を販売し、貸し付け、交換し、見せ、又は聴かせることを業とする者の営業の場所
- (3) 広告物の広告主又はその管理者の営業の場所
- (4) 広告物が掲示され、表示され、又は頒布されている場所

- (5) がん具類の販売を業とする者の営業の場所
 - (6) 図書類又はがん具類が収納されている自動販売機等の設置場所
 - (7) 遊技営業等の場所
 - (8) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業又は事業の場所
- 2 警察官又は少年警察補導員は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、営業時間内において遊技営業等の場所に立ち入り、調査し、又は関係者に質問し、若しくは資料の提出を求めることができる。
- 3 前2項の規定による権限の行使は、必要かつ最小限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による権限を行使する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 5 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(審議会への諮問)

第30条の2 知事は、次に掲げる行為を行おうとするときは、あらかじめ福島県青少年健全育成審議会の意見を聴かなければならない。ただし、第2号、第4号又は第5号に掲げる行為(第18条第2項第3号の規定による指定を除く。)を行おうとする場合において、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 第12条の規定による推奨
 - (2) 第17条第1項、第18条第1項若しくは第2項第3号、第19条第1項、第20条第1項又は第23条の2第3項の規定による指定
 - (3) 第18条第2項第1号及び第2号並びに第20条第2項第3号の規定による規則の制定又は改正
 - (4) 第19条第3項又は第21条第3項の規定による措置命令
 - (5) 第28条の規定による指定の取消し
- 2 知事は、前項ただし書の規定により指定、措置命令又は指定の取消しをしたときは、遅滞なくその旨を福島県青少年健全育成審議会に報告するものとする。

第4章 青少年健全育成審議会

(設置及び権限)

第31条 知事の附属機関として、福島県青少年健全育成審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、この条例の規定により定められた事項を審議するほか、知事の諮問に応じ、青少年の健全な育成に関する事項を調査審議する。
- 3 審議会は、青少年の健全な育成に関する事項について調査し、知事に意見を述べることができる。

(組織及び運営)

第32条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 審議会の委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることを妨げない。
- 5 審議会に会長1人を置き、会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 7 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が、会長の職務を代理する。
(規則への委任)

第33条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則規定)

第34条 第24条第1項又は第2項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 第24条の2の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第21条第1項の規定に違反した者

(2) 第24条第3項の規定に違反した者

(3) 第26条の規定に違反して同条第1号から第6号までに掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を知つて場所を提供し、又はその周旋をした者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第17条第2項の規定に違反した者

(2) 第18条第3項の規定に違反した者

(3) 第18条第6項の規定による命令に違反した者

(4) 第19条第3項の規定による命令に違反した者

(5) 第20条第3項の規定に違反した者

(6) 第21条第3項の規定による命令に違反した者

(7) 第23条の2第4項の規定に違反した者

(8) 第24条の3の規定に違反した者

(9) 第25条第2項の規定に違反した者

(10) 第25条の2第1項の規定に違反した者

(11) 第26条の規定に違反して同条第7号に掲げる行為を知つて場所を提供し、又はその周旋をした者

(12) 第26条の2の規定に違反した者

5 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第20条の3第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第20条の3第2項の規定による変更若しくは廃止の届出をせず、又は虚偽の届出

をした者

- (3) 第 20 条の 4 第 1 項の規定に違反して知事の交付する届出済証をはり付けなかつた者
 - (4) 第 23 条の 2 第 5 項の規定に違反した者
 - (5) 第 25 条の 2 第 3 項の規定による命令に違反した者
 - (6) 第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、質問に対し虚偽の陳述をし、又は資料の提出を拒んだ者
- 6 第 24 条から第 24 条の 3 まで又は第 25 条第 2 項の規定に違反した者は、当該行為の相手が青少年であることを知らないことを理由として第 1 項から第 4 項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

(両罰規定)

第 35 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して罰則規定に該当する行為を行つたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

(適用除外)

第 36 条 この条例の罰則規定は、青少年には適用しない。

第 6 章 雑則

(推奨等の告示)

第 37 条 第 12 条の規定による推奨又は第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項若しくは第 2 項第 3 号、第 19 条第 1 項、第 20 条第 1 項若しくは第 23 条の 2 第 3 項の規定による指定若しくはこれらの指定の取消しは、福島県報をもつて告示によりこれを行う。ただし、急施を要する場合は、あらかじめ関係者にその旨を通知することによりこれを行うことができる。

(申出)

第 38 条 何人も、第 12 条の規定による推奨又は第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項若しくは第 2 項第 3 号、第 19 条第 1 項、第 20 条第 1 項若しくは第 23 条の 2 第 3 項の規定による指定若しくはこれらの指定の取消しをすることが適当であると認めるときは、知事に対しその旨を申し出ることができる。

(委任)

第 39 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 53 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 58 年条例第 40 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の福島県青少年健全育成条例第 22 条第 1 項の規定の適用については、この条例の施行の際現に貸金業の規制等に関する法律附則第 3 条第 1 項の規定により同法第 3 条第 1 項の貸金業の登録を受けないで同法の施行後も引き続き同法第 2 条第 1 項の貸金業を営んでいる者は、同法第 2 条第 2 項に規定する貸金業者とみな

す。

附 則（昭和 59 年条例第 56 号）

この条例は、昭和 60 年 2 月 13 日から施行する。

附 則（平成 4 年条例第 24 号）

- 1 この条例は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 6 年条例第 73 号）

（施行月日）

- 1 この条例は、平成 7 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に図書類又はがん具類（がん具、刃物（鉄砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 2 条第 2 項に規定する刀剣類を除く。）その他これに類するものをいう。）の販売又は貸付けを目的として自動販売機等（法令により青少年（18 歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。）の立入りが禁止されている場所に設置されているものを除く。）を設置している図書类等販売業者は、平成 7 年 3 月 31 日までに、当該自動販売機等ごとに改正後の福島県青少年健全育成条例（以下「改正後の条例」という。）第 20 条の 3 第 1 項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。この場合において、同項第 5 号中「設置予定年月日」とあるのは「設置年月日」と、同項第 6 号中「開始予定年月日」とあるのは「開始年月日」とする。
- 3 前項の規定による届出は、改正後の条例第 20 条の 3 第 1 項の規定による届出とみなす。
- 4 改正後の条例第 18 条第 2 項第 1 号及び第 2 号並びに第 20 条第 2 項第 3 号の規定による規則の制定又は改正を行おうとするときは、知事は、この条例の施行前においても福島県青少年健全育成審議会の意見を聴くことができる。
- 5 附則第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10 万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為を行ったときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

附 則（平成 7 年条例第 59 号）

この条例は、平成 7 年 10 月 18 日から施行する。

附 則（平成 10 年条例第 45 号）

この条例は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年条例第 10 号）

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年条例第 56 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年条例第 18 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年条例第 21 号）

- 1 この条例は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。ただし、目次及び第 16 条第 1 項の改正規定並びに第 3 章の次に 1 章を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年条例第 16 号）

この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 16 号）

- 1 この条例は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 22 条第 1 項の改正規定は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 115 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年条例第 35 号）

- 1 この条例は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年条例第 76 号）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 福島県青少年健全育成条例施行規則

昭和 53 年 8 月 15 日福島県規則第 49 号
改正 平成 5 年 3 月 9 日福島県規則第 6 号
改正 平成 6 年 12 月 6 日福島県規則第 131 号
改正 平成 10 年 9 月 29 日福島県規則第 86 号
改正 平成 11 年 3 月 30 日福島県規則第 29 号
改正 平成 16 年 3 月 26 日福島県規則第 24 号
改正 平成 16 年 12 月 24 日福島県規則第 88 号
改正 平成 17 年 3 月 4 日福島県規則第 17 号
改正 平成 19 年 3 月 20 日福島県規則第 13 号
改正 平成 27 年 10 月 2 日福島県規則第 81 号
改正 平成 30 年 10 月 12 日福島県規則第 70 号

(有害興行の指定の基準)

第 1 条 福島県青少年健全育成条例（昭和 53 年福島県

第 2 条 条例第 30 号。以下「条例」という。）第 17 条 第 1 項第 1 号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態を描写し、又は表現し、著しく性的感情を刺激するおそれのあるもの
- (2) 性交又はこれに類する性行為を露骨に描写し、若しくは表現し、又は容易に連想させ、著しく性的感情を刺激するおそれのあるもの
- (3) 自慰若しくは排せつの姿態又は変態性欲に基づく行為を露骨に描写し、又は表現し、著しく性的感情を刺激するおそれのあるもの

2 条例第 17 条第 1 項第 2 号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 暴力を肯定し、又は賛美するように描写し、又は表現しているもの
- (2) 殺人、傷害、暴行等の行為又は言語等により人に精神的苦痛を与える行為を刺激的に描写し、又は表現しているもの
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、描写又は表現がこれらの基準に該当するものと同程度に粗暴性又は残虐性を助長するおそれのあるもの

3 条例第 17 条第 1 項第 3 号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自殺又は刑罰法規に触れる行為を肯定し、又はこれらの行為の実行を勧めるような表現をしているもの
- (2) 自殺又は刑罰法規に触れる行為の手段を模倣できるように詳細に又は具体的に描写し、又は表現しているもの

(有害興行の指定等の掲示)

第 1 条の 2 条例第 17 条第 3 項の規定による掲示は、様式第 1 号によるものとする。

(有害な図書類とする図書等の内容)

第2条 条例第18条第2項第1号の規則で定める写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。

(1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの

- ア 大たい部を開いた姿態
- イ 陰部、でん部又は乳房を誇示した姿態
- ウ 自慰の姿態
- エ 排せつの姿態
- オ 愛ぶの姿態
- カ 緊縛の姿態

(2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの

- ア 性交又はこれを連想させる行為
- イ ごうかんその他の凌辱行為
- ウ 同性間の行為
- エ 変態性欲に基づく行為

2 条例第18条第2項第2号の規則で定める場面は、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。

（有害図書類の陳列の方法）

第2条の2 条例第18条第4項の規則で定める方法は、次の各号のいずれかに該当する方法により他の図書類と区分し、かつ、図書類の販売又は貸付けの業務に従事する者が容易に監視できる場所に陳列する方法とする。

- (1) 間仕切り等により仕切られ、内部を容易に見通すことができない措置が講じられた場所にまとめて陳列すること。
- (2) 棚板の前面から20センチメートル以上張り出した仕切り板（透視できない材質のものに限る。以下同じ。）を設け、当該仕切り板と仕切り板との間又は当該仕切り板と壁面との間にまとめて陳列すること。
- (3) 他の図書類を陳列する棚から60センチメートル以上離れた位置にある棚にまとめて陳列すること。
- (4) 図書類の販売又は貸付けの業務に従事する者が常駐する場所から半径5メートル以内の場所にまとめて陳列すること。
- (5) 床面からの高さが150センチメートル以上の位置に、背表紙のみが見えるようにし、かつ、まとめて陳列すること。
- (6) 前各号に掲げる方法を講ずることが困難な場合には、有害図書類をビニール包装、ひも掛けその他の方法による容易に閲覧することができない状態にし、かつ、まとめて陳列すること。

（有害ながん具類の指定の基準）

第3条 条例第20条第1項第1号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 性行為を露骨に表現し、又は容易に連想させ、著しく性的感情を刺激するおそれのあるもの

(2) 性行為の用具として使用できるもので、著しく性的感情を刺激するおそれのあるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、これらの基準に該当するものと同程度に著しく性的感情を刺激するおそれのあるもの

2 条例第20条第1項第2号の規則で定めるものは、銃砲若しくは刀剣類をかたどつたもので実物に酷似したもの又は人の身体を自由を奪い、若しくは苦痛を与えるもので、犯罪を誘発するおそれのあるものとする。

3 条例第20条第1項第3号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 弾丸、矢その他の物を発射するのに適し、又はその物自体が投げるのに適したもので、物を発射し、又はその物を投げることにより、人を殺傷するおそれが高いもの

(2) 家庭用、学習用及び業務用に使用するもの以外の刃物で、容易に人を殺傷し得るもの

(3) 火薬その他爆発性の物質を内包することができるもので、人を殺傷するおそれが高いもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、これらの基準に該当するものと同程度に著しく人の生命、身体又は財産に対し危害を及ぼすおそれのあるもの

(有害ながん具類とするがん具の形状等)

第3条の2 条例第20条第2項第3号の規則で定める形状、構造又は機能を有するがん具は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 性器の形状又は性器に著しく類似する形状を有するもの

(2) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有し、かつ、電動式振動機を内蔵又は装着可能な構造を有するもの

(3) 全裸又は半裸の人形（気体又は液体を充てんし人形とするものを含む。）

(自動販売機等管理者の設置)

第4条 条例第20条の2第1項ただし書の規則で定める自動販売機等は、図書類等販売業者がその住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）と同一の市町村内に設置する自動販売機等とする。

2 条例第20条の2第2項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 未成年者でないこと。

(2) 自動販売機等の設置場所と同一の市町村内に居住していること。

(3) 条例に定める自動販売機等管理者の義務の履行に関し、図書類等販売業者から一切の権限を付与されていること。

(4) 条例に定める自動販売機等管理者の義務を履行することを承諾していること。

(自動販売機等の設置等の届出)

第5条 条例第20条の3第1項の規定による届出は、自動販売機等設置届出書（様式第2号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 法人にあつては、その登記事項証明書

(2) 自動販売機等の設置場所の付近の見取図

- (3) 自動販売機等の設置場所の使用に係る権原を証する書類
 - (4) 自動販売機等管理者が前条第2項第3号及び第4号の要件を満たすことを証する書類
- 3 条例第20条の3第2項の規定による届出は、自動販売機等届出事項変更（使用廃止）届出書（様式第3号）により行うものとする。
- 4 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 条例第20条の3第1項第1号に規定する事項の変更の場合には、法人にあつてはその登記事項証明書、個人の氏名の変更にあつてはその戸籍抄本
 - (2) 条例第20条の3第1項第2号に規定する事項の変更の場合には、第2項第4号に掲げる書類
 - (3) 条例第20条の3第1項第4号に規定する事項の変更の場合には、第2項第3号に掲げる書類
- 5 知事は、次に掲げる者に係る本人確認情報(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の6第1項に規定する本人確認情報をいう。)について、同法第30条の13第2項の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第30条の15第1項第2号の規定によるその利用ができないときは、自動販売機等設置届出者及び自動販売機等届出事項変更届出者に対し、当該者に係る住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。
- (1) 自動販売機等設置届出者及び自動販売機等届出事項変更届出者（個人である場合に限る。）
 - (2) 自動販売機等管理者
（自動販売機等の届出済証）
- 第6条 条例第20条の4第1項の届出済証は、自動販売機等届出済証（様式第4号）とする。
- 2 条例第20条の4第2項の規定による申請は、自動販売機等届出済証再交付申請書（様式第5号）により行うものとする。
- （遊技営業等の場所への立入禁止等の掲示）
- 第7条 条例第23条の2第5項の規定による掲示は、様式第6号によるものとする。
- （携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が説明すべき事項）
- 第8条 条例第29条の2第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、犯罪による被害を受け、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあること。
 - (2) 保護者が青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第15条ただし書の申出をするときは携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）に対し、又は青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の申出をするときは携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（青少年インターネット環境整備法第13条に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。）に対し、条例第29条の2第2項に規定する書

面を提出しなければならないこと。

(青少年有害情報フィルタリングサービス又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置を利用しない正当な理由等)

第9条 条例第29条の2第2項の規則で定める正当な理由は、次に掲げる理由とする。なお、青少年有害情報フィルタリング有効化措置（青少年インターネット環境整備法第十六条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。）を利用しない正当な理由については、第3号のみを適用する。

- (1) その保護する青少年が就労している場合において、青少年有害情報フィルタリングサービス（青少年インターネット環境整備法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。）又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置（以下「青少年有害情報フィルタリングサービス等」という。）を利用することにより当該青少年の業務に著しい支障が生ずること。
- (2) その保護する青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっている場合において、青少年有害情報フィルタリングサービス等を利用することにより当該青少年の日常生活に著しい支障が生ずること。
- (3) 保護者が、携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供するインターネットの利用状況に関する事項の閲覧を可能とする役務を利用すること等により、青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないように適切に監督すること。

2 条例第29条の2第2項の規則で定めるその他の事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申出年月日
- (2) 保護者の氏名、住所及び連絡先
(身分証明書)

第10条 条例第30条第4項に規定する同条第1項の規定による権限を行使する者の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第7号）とする。

(推奨等の申出)

第11条 条例第38条の規定による推奨又は指定若しくは指定の取消しの申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所
- (2) 申出の対象に係る事項
- (3) 推奨又は指定若しくは指定の取消しをすることが適当であると認める理由
- (4) 申出の年月日

附 則

この規則は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則（平成5年規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年規則第131号）

この規則は、平成7年2月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第86号）

この規則は、平成10年11月1日から施行する。

附 則（平成 11 年規則第 29 号）

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年規則第 24 号）

この規則は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項第 2 号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年規則第 88 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 17 号）

- 1 この規則は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。
- 2 不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号。以下「新法」という。）附則第 3 条第 4 項の規定によりなおその効力を有することとされている新法による改正前の不動産登記法（明治 32 年法律第 24 号）第 21 条第 1 項の規定により交付された登記簿の謄本又は抄本は、新法第 119 条第 1 項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。
- 3 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 16 年法律第 124 号。以下「整備法」という。）第 53 条第 5 項の規定によりなおその効力を有することとされている整備法第 52 条の規定による改正前の商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 11 条第 1 項の規定により交付された登記簿の謄本又は抄本は、整備法第 52 条の規定による改正後の商業登記法第 10 条第 1 項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に作成されている改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成 19 年規則第 13 号）

- 1 この規則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の 3 及び様式第 1 号の 2 を削る改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の福島県青少年健全育成条例施行規則様式第 6 号による身分証明書は、改正後の福島県青少年健全育成条例施行規則様式第 7 号の規定身分証明書とみなす。

附 則（平成 27 年規則第 81 号）

この規則は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。

附 則（平成 30 年規則第 70 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

3 福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例

平成8年10月18日

福島県条例第35号

改正 平成10年10月16日条例第58号

平成10年12月22日条例第67号

平成10年10月19日条例第47号

平成13年12月25日条例第101号

平成18年7月11日条例第74号

平成24年12月28日条例第112号

平成26年10月3日条例第86号

〔福島県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例〕をここに公布する。

福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例
(平13条例101・改称)

(目的)

第1条 この条例は、青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長し、又は誘発する行為を規制することにより、青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止することを目的とする。

(平13条例101・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 青少年 18歳未満の者をいう。

(2) テレホンクラブ営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業（以下「店舗型電話異性紹介営業」という。）及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業（以下「無店舗型電話異性紹介営業」という。）をいう。

(3) 利用カード テレホンクラブ営業に係る役務の提供を行うために有償で発行するカード、文書その他の物品をいう。

(平13条例101・一部改正)

(利用カードの販売の届出)

第3条 業として利用カードを販売しようとする者は、販売を開始する日の15日前までに、利用カードを販売する店舗又は場所（以下「店舗等」という。）ごとに、公安委員会規

則で定めるところにより、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
- (2) 利用カードを販売する店舗等の名称及び所在地
- (3) 自動販売機により利用カードを販売する場合にあつては、当該自動販売機の名称、型式及び製造番号
- (4) 販売開始予定年月日
- (5) 販売する利用カードにより役務の提供を受けることができる店舗型電話異性紹介営業に係る営業所又は無店舗型電話異性紹介営業の本拠となる事務所（事務所のない場合にあつては、当該営業を営む者の住居）（以下「テレホンクラブ営業所等」という。）の名称及び所在地
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項

2 前項の規定により届出をした者（以下「利用カード販売業者」という。）は、同項各号に掲げる事項（同項第2号に掲げる事項にあつては、利用カードを販売する店舗等の名称に限る。）に変更があつたとき、又は当該届出に係る利用カードの販売を廃止したときは、その変更があつた日又は廃止した日から15日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

(平13条例101・旧第五条繰上・一部改正)

(利用カードの販売の制限)

第4条 何人も、次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲200メートルの区域及び都市計画法(昭和43年法律第100号)第9条第1項から第7項までに定める地域(以下これらを「販売制限区域」という。)においては、利用カードを販売してはならない。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)
- (2) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (3) 児童福祉法(昭和22年法律第百64号)第7条第1項に規定する児童福祉施設
- (4) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有する診療所
- (5) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条に規定する都市公園
- (6) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条に規定する公民館
- (7) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
- (8) 前各号に掲げるもののほか、その周辺において青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する必要があると認められる施設であつて公安委員会規則で定めるもの

2 前項の規定は、次に掲げる場所(以下「青少年入場禁止場所」という。)における利

用カードの販売については適用しない。

(1) 法第2条第1項に規定する風俗営業（同項第八号に規定する営業を除く。）、同条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業又は同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係る営業所

(2) 福島県青少年健全育成条例(昭和53年福島県条例第30号。以下「青少年健全育成条例」という。)第17条の規定により青少年に有害な興行として指定された興行を行う場所

3 何人も、青少年入場禁止場所に設置される自動販売機以外の自動販売機に販売の目的で利用カードを収納してはならない。

(平10条例58・平10条例67・一部改正、平13条例101・旧第六条繰上・一部改正、平18条例74・一部改正)

(自動販売機への届出済証のはり付け)

第5条 第3条第1項又は第2項の規定による届出をし、公安委員会から自動販売機に係る届出済証の交付を受けた者は、その届出に係る自動販売機の正面の見やすい箇所に、当該届出済証をはり付けなければならない。

2 前項の届出済証の交付を受けた者は、その届出済証が滅失し、破損し、又は識別が困難となったときは、公安委員会に届出済証の再交付を申請しなければならない。

(平13条例101・旧第7条繰上・一部改正)

(広告及び宣伝の規制)

第6条 何人も、青少年に対し、テレホンクラブ営業所等又は利用カードを販売する店舗の名称、所在地又は電話番号（以下これらを「テレホンクラブ営業所等の名称等」という。）を記載した文書、図画その他の物品（以下「広告文書等」という。）を頒布してはならない。

2 何人も、次に掲げる方法により、広告又は宣伝をしてはならない。ただし、テレホンクラブ営業を営む者が、第1号又は第3号に掲げる方法により行う場合を除く。

(1) 青少年入場禁止場所以外の場所にテレホンクラブ営業所等の名称等に係る広告物(常時又は一定の期間継続して屋外又は屋内で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物、車両等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。以下単に「広告物」という。)を掲出し、又は表示すること（第3条第1項の規定による届出に係る店舗等において、自己の営業に関し表示する広告物であって公安委員会規則で定めるものを掲出し、又は表示する方法を除く。）。

(2) 青少年入場禁止場所以外の場所に広告文書等を配置すること。

(3) 街頭において頒布する方法（散布による方法を除く。）以外の方法で広告文書等を頒布すること（青少年入場禁止場所において頒布する方法を除く。）。

(4) 販売制限区域において、口頭により、若しくは拡声機等により、又は録音された音声を再生する方法等により、テレホンクラブ営業に係る広告又は宣伝をすること。

(平13条例101・旧第8条繰上・一部改正)

(違反広告物の除却)

第7条 公安委員会は、前条第2項第1号の規定に違反して掲出され、又は表示されている広告物については、当該広告物を掲出し、又は表示した者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、当該広告物の除却その他必要な措置を命ずることができる。

2 公安委員会は、前項の措置を命ずる場合において、当該広告物を掲出し、又は表示した者を過失がなく確知することができないときは、当該広告物を警察職員に除却させることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、公安委員会は、前条第2項第1号の規定に違反して掲出され、又は表示されている広告物が立看板、はり紙及びはり札（以下「立看板等」という。）であって公安委員会規則で定めるものであるときは、当該立看板等を警察職員に除却させることができる。

(平13条例101・旧第9条繰上)

(現場における警察職員の中止命令)

第8条 警察職員は、第6条第1項又は同条第2項第2号から第4号までの規定に違反する行為が現に行われているときは、当該行為を行っている者に対し、当該行為の中止を命ずることができる。

(平13条例101・旧第10条繰上・一部改正)

(青少年のテレホンクラブ営業の利用の禁止等)

第9条 青少年は、テレホンクラブ営業所等へ客として立ち入り、電話をかけ、その他テレホンクラブ営業を利用してはならない。

2 何人も、テレホンクラブ営業を利用して、青少年と会話をし、又は青少年に対して伝言を入力してはならない。

(平13条例101・旧第11条繰上・一部改正)

(青少年に対する勧誘等の禁止)

第10条 何人も、青少年に対し、テレホンクラブ営業を利用するよう指示し、そそのかし、又は勧誘してはならない。

(平13条例101・旧第12条繰上・一部改正)

(青少年に対する利用カードの交付の禁止)

第11条 何人も、青少年に利用カードを販売し、譲渡し、交換し、貸し付け、頒布する等の方法により交付してはならない。

(平13条例101・旧第15条繰上)

(利用カードを販売する者の禁止行為)

第12条 利用カードを販売する者は、利用カードの見やすい箇所に、青少年はテレホンクラブ営業を利用できない旨及び会話又は伝言の相手方が青少年であることを知ったときは、直ちにその利用をやめなければならない旨の記載のない利用カードを販売してはならない。

(平13条例101・旧第16条繰上・一部改正)

(報告及び立入り)

第13条 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、利用カード販売業者に対し、その業務に関し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 警察職員は、この条例の施行に必要な限度において、利用カード販売業者の事務所若しくは店舗等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

3 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(平13条例101・旧第17条繰上・一部改正)

(指示)

第14条 公安委員会は、利用カード販売業者又はその代理人、使用人その他の従業者(以下「代理人等」という。)が、第五条の規定に違反したときは、当該利用カード販売業者に対し、必要な指示をすることができる。

(平13条例101・旧第18条繰上・一部改正)

(利用カード販売業者の営業の停止)

第15条 公安委員会は、利用カード販売業者又はその代理人等が、当該利用カード販売業者の利用カードの販売に関し、次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき、又は利用カード販売業者がこの条例に基づく指示若しくは命令に従わなかったときは、当該利用カード販売業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて当該利用カードの販売に係る営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) この条例に規定する罪に当たる違法な行為
- (2) 刑法(明治40年法律第45号)第百75条又は第182条の罪に当たる違法な行為
- (3) 売春防止法(昭和31年法律第118号)第2章に規定する罪に当たる違法な行為
- (4) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)に規定する罪に当たる違法な行為
- (5) 児童福祉法第34条第一項第六号、第7号(同項第6号に掲げる行為をするおそれのある者に係る部分に限る。)又は第9号の規定に違反する行為

(6) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条第1項又は第61条第1項（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第44条第2項の規定により適用される場合を含む。）の規定に違反する行為

(7) 青少年健全育成条例第24条の規定に違反する行為

（平13条例101・旧第20条繰上・一部改正、平24条例112・平26条例86・一部改正）

（聴聞の特例）

第16条 公安委員会は、前条の規定により利用カードの販売に係る営業の停止を命じようとするときは、福島県行政手続条例（平成7年福島県条例第55号。以下「行政手続条例」という。）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の一週間前までに行政手続条例第15条第1項の規定による通知をしなければならない。

3 前項の通知を行政手続条例第15条第3項に規定する方法によって行う場合においては、同条第1項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、2週間を下回ってはならない。

（平13条例101・旧第21条繰上・一部改正）

（公安委員会規則への委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

（平13条例101・旧第22条繰上）

（罰則）

第18条 次の各号の1に該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条の規定による警察職員の命令に違反した者

(2) 第10条の規定に違反した者

(3) 第15条の規定による公安委員会の命令に違反した者

2 次の各号の1に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条の規定に違反した者

(2) 第7条第一項の規定による公安委員会の命令に違反した者

(3) 第11条の規定に違反した者

3 第3条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の罰金に処する。

4 次の各号の1に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第12条の規定に違反した者

(3) 第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは資料の

提出を拒み、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同条第2項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者

(平13条例101・旧第23条繰上・一部改正)

第19条 第10条及び第11条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、前条の規定による処罰を免れることはできない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失のないときは、この限りでない。

(平13条例101・旧第24条繰上・一部改正)

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人等が、その法人又は人の業務に関して、第18条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

(平13条例101・旧第25条繰上・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年2月1日から施行する。

(テレホンクラブ等営業に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業を営んでいる者は、第3条第1項に規定するテレホンクラブ等営業を営もうとする者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同項中「営業を開始する日の20日前までに」とあるのは、「平成9年2月20日までに」とする。

3 前項の規定により届出をした者の当該届出に係るテレホンクラブ等営業については、この条例の施行の日から平成11年1月31日までの間は、第4条第1項の規定は、適用しない。

(利用カードの販売に関する経過措置)

4 この条例の施行の際現に利用カードを販売している者は、第5条第1項に規定する業として利用カードを販売しようとする者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同項中「販売を開始する日の15日前までに」とあるのは、「平成9年2月15日までに」とする。

附 則 (平成10年条例第58号)

1 この条例は、平成10年11月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の福島県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例第6条第1項第1号に規定する場所であって、この条例の施行の際に改正後の福島県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例(以下「新条例」という。)第6条第1項第1号

に規定する場所以外の場所となるものにおいては、この条例の施行の日から平成10年12月31日までの間は、新条例第6条及び第8条の規定は、適用しない。

附 則（平成10年条例第67号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第47号）

この条例は、公安委員会規則で定める日から施行する。

（平成11年公委規則第5号で平成11年11月1日から施行）

附 則（平成13年条例第101号）

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第52号）附則第1条の政令で定める日から施行する。

（政令で定める日＝平成14年4月1日）

附 則（平成18年条例第74号）抄

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第112号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第86号）

この条例は、公布の日から施行する。

4 福島県暴走族等根絶条例

平成16年3月26日

福島県条例第51号

改正 平成16年12月24日条例第96号

福島県暴走族等根絶条例をここに公布する。

福島県暴走族等根絶条例

(目的)

第1条 この条例は、暴走族等による暴走行為が県民生活に及ぼしている影響の重大性にかんがみ、暴走族等の根絶に関し県、県民等の責務を明らかにするとともに、暴走行為を防止するために必要な規制を定めることにより、県民生活の安全と平穩を確保し、及び少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 自動車等 道路交通法（昭和35年法律第百5号。以下「法」という。）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。
- 2 暴走行為 次のいずれかに該当する行為をいう。
 - ア 法第68条の規定に違反する行為
 - イ 道路（法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。以下同じ。）において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合において、法第7条、第17条、第22条第1項、第55条、第57条第1項、第62条又は第71条の2の規定に違反する行為
 - ウ 福島県迷惑行為等防止条例（平成12年福島県条例第百90号）第9条の規定に違反する行為
- 3 暴走族 暴走行為を行うことを目的として結成された集団をいう。
- 4 暴走族等 暴走族、暴走行為を行う者及び暴走行為が行われることの情を知って暴走行為に係る自動車等に同乗する者をいう。
- 5 少年 20歳に満たない者をいう。
- 6 保護者 少年に対して法律上監護教育の義務ある者及び少年を現に監護する者をいう。
- 7 公共の場所 道路、公園、広場、駐車場、ふ頭その他の公衆が通行し、又は出入りすることができる場所をいう。

(県の責務)

第3条 県は、暴走族等の根絶に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、市町村が策定し、及び実施する暴走族等の根絶に関する施策について必要な支援を行うものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、県が実施する暴走族等の根絶に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 県民は、暴走行為が行われていること又は暴走行為を行うおそれがあると認められる者が集合していることを知ったときは、速やかに、その旨を警察官に通報するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第5条 保護者は、その監護に係る少年を暴走行為に参加させないよう、及び暴走族に加入させないよう努めるとともに、当該少年が暴走族に加入していることを知ったときは、当該暴走族から脱退させるよう努めなければならない。

(学校、職場等関係者の責務)

第6条 学校及び職場の関係者その他少年の育成に係る関係者は、その職務又は活動を通じ、相互に連携し、少年による暴走行為を防止するとともに、県が実施する暴走族等の根絶に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動において、県が実施する暴走族等の根絶に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 自動車等若しくはその部品の販売又は自動車等の修理を業とする者は、その事業活動において、暴走行為を助長するおそれのある自動車等の部品の販売又は自動車等の改造をしないよう努めなければならない。
- 3 自動車等の燃料の販売を業とする者は、その事業活動において、暴走行為に使用されるおそれがあると外観上明らかに認められる自動車等を運転している者に対して燃料を販売しないよう努めなければならない。
- 4 衣服、鉢巻、旗、のぼり、ステッカー等（以下「衣服等」という。）に刺しゅうし、又は印刷することを業とする者は、その事業活動において、衣服等に暴走族の名称その他暴走族であることを誇示しようとすることが明らかな文字、図形等を刺しゅうし、又は印刷しないよう努めなければならない。

(公共の場所の管理者の責務)

第8条 公共の場所の管理者は、暴走行為を行うおそれがあると認められる者が常習的に集合し、又は暴走行為が繰り返し行われる場所について、暴走行為を行うおそれがある者を集合させないために必要な措置又は暴走行為を防止するために必要な措置を講ずるとともに、県が実施する暴走族等の根絶に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本方針)

第9条 知事は、暴走族等の根絶に関する施策を推進するための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 暴走族等の根絶に係る啓発活動に関する事項
 - 2 暴走族への加入の防止及び暴走族からの脱退の促進に関する事項
 - 3 暴走行為の防止に関する事項
 - 4 前3号に掲げるもののほか、暴走族等の根絶に関し必要な事項
- 3 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(関係機関等との連携の強化)

第10条 県は、暴走族等の根絶に関する施策を推進するため、国、市町村その他関係機関等との連携の強化を図るものとする。

(情報の提供等)

第11条 県は、県民、関係団体等が行う暴走族等の根絶に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(少年及び保護者への支援)

第12条 県は、少年の暴走族への加入の防止及び暴走族からの脱退の促進を図るため、少年及び保護者に対し、相談業務の実施その他の必要な支援を行うものとする。

(暴走行為を行う目的での集合の禁止)

第13条 何人も、暴走行為を行う目的で、自動車等を準備し、又はその準備があることを知って、公共の場所に集合してはならない。

(威勢を示す行為の禁止)

第14条 何人も、多数の人が集まっている公共の場所において、集団で、暴走族の名称その他の暴走族であることを誇示する文字、図形等を表示した衣服、鉢巻等を当該文字、図形等が公衆の目に触れるような状態で着用し、又は暴走族であることを誇示する文字、図形等が表示された旗、のぼり等を掲げることにより、暴走族であることの威勢を示してはならない。

(あおり行為の禁止)

第15条 何人も、多数の人が集まっている公共の場所において、現に暴走行為を行っている者に対し、声援、拍手、手振り若しくは身振りをすることにより、旗、のぼり、鉄パイプその他これらに類する物を振ることにより、又は爆竹、花火、かんしゃく玉、発煙筒その他これらに類する物を使用することにより、当該暴走行為をあおってはならない。

(空ぶかしの禁止)

第16条 何人も、公共の場所（道路を除く。）において、正当な理由がないのに、著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる騒音を生じさせる方法で、反復して空ぶかし（自動車等の原動機の動力を車輪に伝達させないで原動機の回転数を増加させることをいう。）をしてはならない。

(平16条例96・1部改正)

(暴走族への加入の勧誘等の禁止)

第17条 何人も、少年に対し次に掲げる行為をしてはならない。

- 1 暴走族に加入することを勧誘し、又は暴走族に加入させる目的で面会を強請し、若しくは強談威迫の行為をすること。
- 2 暴走族から脱退することを妨害すること。
- 3 暴走行為を行うよう勧誘し、又は暴走行為を行わせる目的で面会を強請し、若しくは強談威迫の行為をすること。

(暴走族加入少年に対する金品等の供与の要求等の禁止)

第18条 何人も、暴走族の存続を助長し、又は暴走行為を行うことを容認する対償として、暴走族に加入している少年に対し会費、面倒見代等名目のいかんを問わず金品その他の財産上の利益（以下「金品等」という。）の供与若しくは役務の提供を要求し、若しくは約束させ、又は暴走族に加入している少年から金品等の供与若しくは役務の提供を受けてはならない。

(適用上の注意)

第19条 この条例の適用に当たっては、県民等の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して濫用することがあってはならない。

(罰則)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 1 第17条第1号又は第2号の規定に違反した者
- 2 第17条第3号の規定に違反して暴走行為（第2条第2号アに掲げる行為に限る。以下この号において同じ。）を行うよう勧誘し、又は暴走行為を行わせる目的で面会を強請し、若しくは強談威迫の行為をした者
- 3 第18条の規定に違反した者

第21条 深夜（午後十時から翌日の午前6時までをいう。）において、第16条の規定に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(平16条例96・1部改正)

第22条 第15条の規定に違反して暴走行為（第2条第2号アに掲げる行為に限る。）をおこなった者は、10万円以下の罰金に処する。

第23条 第16条の規定に違反した者（第21条の規定に該当する者を除く。）は、5万円以下の罰金に処する。

(平16条例96・追加)

附 則

この条例は、平成16年6月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第96号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第22条の次に1条を加える改正規定は、平成17年3月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 福島県青少年健全育成推進本部設置要綱

(設置)

第1条 青少年行政の一元性及び総合性を確保し、青少年問題への総合的かつ有機的な対進するため、知事の事務部局、教育庁及び警察本部（以下「各部局」という。）をもって構成される福島県青少年健全育成推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 本部においては、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 青少年育成に関する基本的かつ総合的方策の樹立及び推進に関すること。
- (2) 青少年行政関係事業の総合的な企画及び連絡調整に関すること。
- (3) 青少年問題の総合的調査、啓発及び広報に関すること。
- (4) その他、青少年の育成に関すること。

(組織)

第3条 本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、本部の事務を総括し、本部を代表する。

- 2 本部長に、事故あるときは、本部長があらかじめ指名した本部員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

(幹事)

第6条 本部に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事は、本部の協議事項について、本部員を補佐する。

(事務局)

第7条 本部の事務を処理するため、保健福祉部 こども未来局 こども・青少年政策課に事務局を置く。

- 2 事務局の組織規程は、別に定める。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(附則)

- この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。
この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。
この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。
この要綱は、平成2年6月25日から施行する。
この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 16 年 10 月 22 日から施行する。
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（本部員）

総務部長、危機管理部長、企画調整部長、文化スポーツ局長、生活環境部長、
保健福祉部長、こども未来局長、商工労働部長、観光交流局長、農林水産部長、
土木部長、教育長、警察本部長

別表 2（幹事）

広報課長、私学・法人課長、危機管理課長、企画調整課長、スポーツ課長、
男女共生課長、こども・青少年政策課長、子育て支援課長、児童家庭課長、
健康づくり推進課長、薬務課長、雇用労政課長、観光交流課長、農林企画課長、
土木企画課長、教育総務課長、社会教育課長、義務教育課長、高校教育課長、
健康教育課長、少年課長、交通指導課長

6 福島県青少年健全育成推進本部運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島県青少年健全育成推進本部設置要綱第8条の規定により、福島県青少年健全育成推進本部（以下「本部」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 本部の会議において協議する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 青少年育成に関する基本的かつ総合的方策の樹立及び推進に関すること。
 - ア 青少年行政推進の基本方針の策定
 - イ 青少年行政推進の年度重点目標の設定
 - ウ 青少年行政推進の長期計画等の策定
 - エ 青少年育成に関する県民運動等の実施
- (2) 青少年行政関係事業の総合的な企画及び連絡調整に関すること。
 - ア 事業の予算編成の事前調整
 - イ 事業執行の連絡調整
 - ウ 青少年問題対策等の現況把握及び実施結果の取りまとめ
- (3) 青少年問題の総合的調査及び啓発、広報に関すること。
- (4) その他、青少年の育成に関すること。

(本部会議)

第3条 本部の会議は、年1回の定例会議（ただし、本部長が特に不要と判断した場合には、開催しないこととする）のほか、必要に応じて臨時会を開催するものとする。

(本部長の専決事項)

第4条 本部の会議において決定を要する事項のうち、軽易なものについては、本部長がこれを専決することができる。

(幹事会議)

第5条 幹事の会議は、本部長が招集し、保健福祉部 こども未来局 こども・青少年政策課長が主宰する。

- 2 幹事の会議は、年1回の定例会議（ただし、本部長が特に不要と判断した場合には、開催しないこととする）のほか、必要に応じて臨時会を開催するものとする。
- 3 幹事の会議において協議する事項は、おおむね次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 本部会議において協議する事項の調整及び検討に関すること。
 - (2) 青少年行政関係事業の推進及び連絡調整に関すること。
 - (3) その他、青少年の育成に関すること。
- 4 幹事は、やむを得ない事由により幹事の会議に出席することができないときは、当該課（室）に所属する職員を代理人として選任し、その職務を行わせることができる。
- 5 前項の場合において、代理人の選任は、書面により行うものとする。

(会議への出席要請)

第6条 本部長は、必要があると認めるときは、本部又は幹事の会議に構成員以外の協議事項に係る部課長又は関係者等の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 事務局は、本部の事務を処理するため、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 本部及び幹事の会議の運営（会議資料の収集及び作成等）に関すること。
- (2) 青少年行政関係機関相互の連絡調整に関すること。
- (3) その他、青少年の育成に関すること。

(附則)

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

7 福島県青少年育成県民会議規約

(名称)

第1条 この会議は福島県青少年育成県民会議と称する。

(目的)

第2条 この会議は青少年問題のもつ重要性にかんがみ、広く県民の総意を結集し、明日の福島県をにやう青少年の健全な育成をはかる県民運動を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 この会議は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 青少年の健全育成を図るための県民運動の推進活動
- (2) 青少年がその誇りと責任についての自覚を高めるための諸活動
- (3) 健全な青少年活動を助長、奨励するための諸活動
- (4) 社会環境の浄化と青少年のための健全な施設の設備活用を推進するための諸活動
- (5) 家庭の健全化を図るための諸活動
- (6) 青少年の非行及び事故防止のための諸活動
- (7) その他この会議の目的を達成するための諸活動

(組織)

第4条 この会議は会議の目的に賛同する関係機関団体、並びに学識経験者等の個人を会議員として組織する。

2 会議員は会長が委嘱する。

(機関)

第5条 この会議に次の機関をおく。

- (1) 会議員総会
- (2) 理事会
(会議員総会)

第6条 会議員総会は、この会議の最高議決機関で毎年1回以上会長が招集し、次の事項を議決する。

- (1) 予算及び事業計画に関すること。
- (2) 決算及び事業報告に関すること。
- (3) 規約の改廃に関すること。
- (4) その他総会が必要と認める事項

(理事会)

第7条 理事会はこの会議の運営に関する業務を行う機関であって必要に応じ会長が招集する。

- 2 理事会は必要やむを得ない場合、会議員総会に代わって、議決することができる。
- 3 前項により議決した事項については、次回の会議員総会に報告しなければならない。
- 4 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

(会長専決)

第8条 会長は事業の執行上やむを得ない場合には、事務を専決することができる。

- 2 事務を専決した事項については理事会に報告しなければならない。

(議決)

第9条 会議員総会及び理事会は出席者の過半数の賛同を得て議決する。

(役員)

第 10 条 この会議に次の役員をおく。

- (1) 会長
- (2) 副会長若干名
- (3) 理事若干名
- (4) 監事若干名

(役員の仕事)

第 11 条 会長はこの会議を代表し、この会議を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代理する。
- 3 理事は理事会を組織し、第 7 条に定めるところにより、その職務を行う。
- 4 監事は会計及び会務執行状況を監査し、その結果を会議員総会に報告する。

(役員を選任)

第 12 条 会長は福島県知事をもってあて、副会長、理事及び監事は会長が会議員のなかから指名委嘱する。

(役員の仕事)

第 13 条 副会長、理事及び監事の仕事は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 補充による役員の仕事は前任者の残任期間とする。
- 3 役員はその仕事がいっぱいした後においても後任者が就任するまではその職務を行う。

(事務局)

第 14 条 この会議の事務を処理するため、主たる事務局を財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構福島県青少年会館内に、従たる事務局を福島県庁内におき、各県地方振興局単位に地方事務局をおくことができる。

- 2 事務局及び地方事務局の組織規程は別に定める。

(会計年度)

第 15 条 この会議の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(経費)

第 16 条 この会議の経費は、県費補助その他をもってあてる。

(補則)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、この会議の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

(附則)

この規約は昭和 41 年 10 月 29 日から施行する。

この規約は昭和 44 年 5 月 21 日から施行する。

この規約は昭和 46 年 4 月 30 日から施行する。

この規約は昭和 50 年 5 月 16 日から施行する。

この規約は昭和 56 年 9 月 8 日から施行する。

この規約は平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は平成 18 年 5 月 16 日から施行する。

8 各種法令等による青少年の呼称及び年齢区分

法令等名称	呼 称	年齢区分	条 文
福島県青少年健全育成条例	青少年	18歳未満 (結婚している者を除く) ※ただし、第1～2章では、おおむね30歳未満	第14条① この章(第3章)以下において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 青少年 18歳未満の者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)をいう。
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満	第2条① この法律において「青少年」とは、18歳に満たない者をいう。 (青少年インターネット環境整備法)
独立行政法人国立青少年教育振興機構法	青少年 子ども	(規定なし) おおむね18歳以下の者	(同法上は、年齢の範囲について明文規定なし) 第11条① 機構は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。 <中略> (7) 青少年教育に関する団体に対して当該団体が行う次に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。 イ 青少年のうちおおむね18歳以下の者(以下この号において「子ども」という。)の自然体験活動、社会奉仕体験活動その他の体験活動の振興を図る活動 (参考) [子どもゆめ基金助成金交付要綱] 第2条 助成金の交付の目的は、青少年のうちおおむね18歳以下の者(以下「子ども」という。)の自然体験活動の振興を図る活動等の民間の諸活動を支援し、…。
勤労青少年福祉法	勤労青少年	35歳未満	第6条① 厚生労働大臣は、勤労青少年の福祉に関する施策の基本となるべき方針(以下「勤労青少年福祉対策基本方針」という。)を定めるものとする。 ※同基本方針(第9次/平成23年4月施行)内で「35歳未満」とされている。
少年法	少年	20歳未満	第2条① この法律で「少年」とは、20歳に満たない者をい、…。
子ども・若者ビジョン(内閣府) [H22年7月施行]	子ども・若者	おおむね40歳未満	乳幼児期(義務教育年齢に達するまで)からポスト青年期(※)までの者。 ○乳幼児期からポスト青年期(※)までを広く支援対象にする点を明確にするため、「青少年」に代えて「子ども・若者」という言葉を使用。 ※「ポスト青年期」にある者:おおむね30歳以上40歳未満の者のうち、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者及び円滑な社会生活を営む上で困難を有する者。

法令等名称	呼 称	年齢区分	条 文
子どもの読書活動の推進に関する法律	子ども	おおむね 18歳以下の者	第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、…。 (読書活動推進法)
児童福祉法	児 童 乳 児 幼 児 少 年	満18歳未満 満1歳未満 満1歳から小学校就学の始期に達するまで 小学校就学の始期から満18歳に達するまで	第4条① この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。 (1) 乳児 満1歳に満たない者 (2) 幼児 満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者 (3) 少年 小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者
児童虐待の防止等に関する法律	児 童	18歳未満	第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（…）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。…）について行う次に掲げる行為をいう。 (児童虐待防止法)
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	児 童	18歳未満	第2条① この法律において「児童」とは、18歳に満たない者をいう。 (児童買春処罰法)
児童手当法	児 童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	第3条① この法律において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の厚生労働省令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。
母子及び寡婦福祉法	児 童	20歳未満	第6条② この法律において「児童」とは、20歳に満たない者をいう。
道路交通法	児 童 幼 児	6歳以上 13歳未満 6歳未満	第14条③ 児童（6歳以上13歳未満の者をいう。以下同じ。）若しくは幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。）を保護する責任のある者は、交通のひんぱんな道路又は踏切若しくはその附近の道路において、児童若しくは幼児に遊戯をさせ、又は自ら若しくはこれに代わる監護者が付き添わないで幼児を歩行させてはならない。
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児 童	18歳未満	第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 児童 18歳に満たない者をいう。 (出会い系サイト規制法)
児童の権利に関する条約	児 童	18歳未満	第1条 この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

法令等名称	呼 称	年齢区分	条 文
学校教育法	幼 児	満3歳以上 満6歳になる年度の 末日まで	第26条 幼稚園に入園することができる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。
	学齢児童	満7歳になる年度の 初日から 満12歳になる年度の 末日まで	第17条① 保護者は、子の満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校…に就学させる義務を負う。 …。
	学齢生徒	満13歳になる年度の 初日から 満15歳になる年度の 末日まで	第17条② 保護者は、子が小学校…の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校…に就学させる義務を負う。
労働基準法	児 童 (使用禁止児童)	満15歳になる 年度の末日まで (例外あり)	第56条① 使用者は、児童が満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで、これを使用してはならない。 ② 前項の規定にかかわらず、別表第1第1号から第5号までに掲げる事業以外の事業に係る職業で、児童の健康及び福祉に有害でなく、かつ、その労働が軽易なものについては、行政官庁の許可を受けて、満13歳以上の児童をその者の修学時間外に使用することができる。映画の製作又は演劇の事業については、満13歳に満たない児童についても、同様とする。
	年少者	満18歳未満	第57条① 使用者は、満18歳に満たない者について、その年齢を証明する戸籍証明書を事業場に備え付けなければならない。
	未成年者	民法上の未成年者 (20歳未満)	第58条① 親権者又は後見人は、未成年者に代って労働契約を締結してはならない。 第59条 未成年者は、独立して賃金を請求することができる。 親権者又は後見人は、未成年者の賃金を代って受け取ってはならない。
未成年者喫煙禁止法	未成年者	満20歳未満	第1条 満二十年に至ラサル者ハ煙草ヲ喫スルコトヲ得ス
未成年者飲酒禁止法	未成年者	満20歳未満	第1条① 満二十年に至ラサル者ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス
民 法	未成年者	20歳未満	第4条 年齢20歳をもって、成年とする。
	婚姻適齢	男 18歳以上 女 16歳以上	第731条 男は、18歳に、女は、16歳にならなければ、婚姻をすることができない。 ※未成年の子が婚姻をするには、父母の同意を要する。
刑 法	刑事未成年者	14歳未満	第41条 14歳に満たない者の行為は、罰しない。
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18歳未満	第18条 風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、18歳未満の者がその営業所に立ち入ってはならない旨(…)を営業所の入り口に表示しなければならない。 (風営法又は風適法)